

令和8年3月26日

令和7年度第12回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和7年度第12回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市社会教育委員会議規則の一部改正について
- 第2号 松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱の廃止について
- 第3号 松本市いじめ問題対策専門員設置要綱の制定について
- 第4号 松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の一部改正について
- 第5号 松本市あがたの森文化会館条例施行規則の一部改正について
- 第6号 重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画の見直し結果について
- 第7号 松本市学校運営協議会委員及び地域学校協働活動推進員の委嘱について【非公開】

[報告]

- 第1号 令和8年松本市議会2月定例会の結果について
- 第2号 令和7年度教育委員会各課事務事業報告について
- 第3号 各種学校への補助金交付に関わる視察調査結果について【非公開】
- 第4号 松本市あがたの森文化会館管理運営委員会委員及び指導助言者の委嘱について
- 追加 第5号 中山小学校における事故について【非公開】

[周知]

- 1 教育文化センター「See You Againイベント」の開催について

[その他]

議案第 1 号

松本市社会教育委員会議規則の一部改正について

1 趣旨

松本市社会教育委員会議の研究調査等活動の実態に鑑み、開催に係る事項を整理し、所要の改正をすることについて協議するものです。

2 改正理由

(1) 開催区分

定例会と臨時会の区分について、社会教育法第17条に規定があるため、削除するもの

(2) 開催時期

定例会の開催時期を4月及び10月と規定していることについて、回数及び時期が固定され柔軟な協議ができないため、削除するもの

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

5 社会教育法（抜粋）

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

(1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

松本市社会教育委員会議規則（昭和40年教育委員会規則第4号）新旧対照表

改正前	改正後
（会議） 第4条 <u>会議は、定例会及び臨時会とする。</u> <u>2 定例会は、4月及び10月とし、臨時会</u> <u>は必要の都度これを招集する。</u> <u>3</u> [略] <u>4</u> [略]	（会議） 第4条 [同左] <u>2</u> [同左]

議案第 2 号

松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱の廃止について

1 趣旨

小規模特認校の安曇小中学校において、区域外から通学する児童生徒への通学支援として実施しているスクールタクシーの運行事業を終了し、公共交通機関の運賃の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）に変更するため、通学支援実施要綱（以下「実施要綱」という。）を廃止することについて協議するものです。

2 経過

- 4. 4. 1 ～ 安曇小中学校で小規模特認校制度による児童生徒を受入れ
- 6. 1 ～ スクールタクシーの運行による通学支援を開始
- 6. 3 車両運行业務委託業務が入札不落となり、契約金額を増額して再入札を行い、契約
- 4 ～ 車両運行方法の見直しや通学支援のあり方の検討を開始し、学校、保護者との意見交換を実施
- 7. 4 ～ 補助事業への変更に向け、学校や事業者との調整を開始
- 10. 24 安曇小中学校保護者説明会にて補助事業の制度案を説明
- 8. 1. 29 定例教育委員会で補助事業への変更を報告し了承

3 実施要綱 別紙のとおり

4 施行期日 令和8年4月1日

5 その他

補助事業に関する要綱は、「松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給要綱」（松本市告示）として、別紙のとおり告示する予定です。

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

○松本市立小中学校小規模特認校への通学支援実施要綱

令和4年3月24日

教育委員会告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱(令和3年教育委員会告示第40号)

第2条に規定する小規模特認校へ通学する児童生徒が通学的手段として利用するタクシー(以下「スクールタクシー」という。)の運行を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象児童生徒)

第2条 スクールタクシーを利用することができる児童生徒(以下「対象児童生徒」という。)は、小規模特認校の通学区域外から通学する児童生徒とする。

(運行日等)

第3条 スクールタクシーを運行する日は、松本市立幼稚園、小・中学校管理規則(昭和38年教育委員会規則第2号)第3条の2に規定する学校の休業日を除いた日とする。ただし、学校の休業日に学校行事等が実施される場合には、スクールタクシーを運行することができるものとする。

(利用の申込み)

第4条 スクールタクシーを利用しようとする対象児童生徒の保護者は、スクールタクシーの利用を開始しようとする日の前月の25日までに、松本市スクールタクシー利用申請書(様式第1号)を対象児童生徒が在籍予定又は在籍する小規模特認校の学校長を経由して、松本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に申請しなければならない。

(利用の承認)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請があった場合において、スクールタクシーの利用を承認したときは、松本市スクールタクシー利用承認書(様式第2号)により当該保護者に通知するものとする。

(利用の停止)

第6条 前条の承認を受けた者(以下「利用保護者」という。)がスクールタクシーの利用を停止しようとする場合は、スクールタクシーの利用を停止しようとする日の前月の25日までに、松本市スクールタクシー利用停止届(様式第3号)を対象児童生徒が在籍する学校の学校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。

(利用料)

第7条 利用保護者は、スクールタクシーの運行に要する経費の一部(以下「利用料」という。)を負担しなければならない。

2 利用料は、利用日数にかかわらず、児童は月額2,250円、生徒は月額4,500円とし、利用の中止による利用料の日割りは行わないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、8月の利用料は無料とする。

(利用料の納付方法等)

第8条 利用保護者は、スクールタクシーを利用した月の翌月の10日までに市が発行する納付書により、利用料を納付しなければならない。

2 教育委員会は、利用保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用料の納付期限を延長することができる。

(1) 不慮の災害を受けて、利用料の納付が著しく困難であるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。

(利用料の減免)

第9条 災害、傷病等やむを得ない事由により対象児童生徒が月の始めから終わりまでスクールタクシーを利用しなかった場合は、その月の利用料を免除する。

2 利用保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護費を受給し、又は松本市就学援助費支給要綱（平成5年告示第260号）の規定による就学援助費を受給しているときは、利用料を減免することができる。

3 前2項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、利用料を減免することができる。

(利用料の還付)

第10条 既に納付した利用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、その利用料の全部又は一部を還付することができる。

(承認の取消等)

第11条 教育委員会は、次のいずれかに該当するとき、利用の承認を取り消し、又は利用の停止を命じることができる。

(1) 災害その他の事故により、スクールタクシーの運行が継続できなくなったとき。

(2) 対象児童生徒が利用するに当たり、スクールタクシーの運行に著しい支障があると認められるとき。

(3) 利用料に未納が生じたとき。

(運行業務の委託)

第12条 スクールタクシーの運行業務は、民間事業者に委託して行うことができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 スクールタクシーの利用申請に関する手続きその他この告示の施行のために必要な準備行為は、こ

の告示の施行前においても行うことができる。

附 則（令和6年3月21日教育委員会告示第2号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

松本市スクールタクシー利用申請書

年 月 日

（宛先）松本市教育委員会

保護者名 住所
氏名
電話

下記のとおり、スクールタクシーの利用について申請します。

記

利用者氏名	
学校名	
学年	小学校 第 学年 中学校 第 学年
利用区分 (いずれかに ○)	登下校とも 登校のみ 下校のみ
利用開始日	年 月 日から 小学校 第 学 年の終了まで 中学校

※ この申込書は、利用者ごとに提出すること。

様式第2号（第5条関係）

松本市スクールタクシー利用承認書

年 月 日

様

松本市教育委員会

年 月 日に申請のありましたスクールタクシーの利用について、下記のとおり承認します。

記

利用者氏名	
学校名	
学年	小学校 第 学年 中学校 第 学年
利用区分	登下校とも 登校のみ 下校のみ
利用開始日	年 月 日から 年 月 日まで
利用料月額	円
備考	

様式第3号(第6条関係)

松本市スクールタクシー利用停止届

年 月 日

(宛先) 松本市教育委員会

保護者名 住所
氏名
電話

下記のとおり、スクールタクシーの利用を停止したいので届け出ます。

記

利用者氏名	
学校名	
学年	小学校 第 学年 中学校 第 学年
利用区分 (いずれかに ○)	登下校とも 登校のみ 下校のみ
停止年月日	年 月 日 から

※ この停止届は、利用を停止する利用者ごとに提出すること。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第6条関係）

松本市告示第122号

松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給要綱を次のように定める。

令和8年 月 日

松本市長 臥雲 義尚

松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市立小中学校小規模特認校制度実施要綱（令和3年教育委員会告示第40号）第2条に規定する小規模特認校のうち、松本市立安曇小学校又は松本市立安曇中学校（以下「小規模特認校」という。）に通学する児童生徒（以下「児童等」という。）の保護者に対し通学支援を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 通学支援費の支給対象者は、次の各号のいずれにも該当する児童等の保護者とする。

- (1) 小規模特認校の通学区域外から通学する児童等であること。
- (2) 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）その他の法令等に基づき通学費の全部又は一部について助成を受けている者でないこと。
- (3) 自宅から小規模特認校への通学に当たり、最も経済的かつ合理的な経路により公共交通機関に乗車していること。

(支給対象経費等)

第3条 通学支援費の支給対象となる経費は児童等が通学に利用する公共交通機関の乗車券の購入に要した金額とし、別表に定めるところにより算出した支給認定額を支給するものとする。

- 2 定期乗車券の有効期間に4月1日（以下この項において「基準日」という。）前の期間及び基準日以後の期間の両方の期間が含まれる場合においては、当該定期乗車券の初日から起算して1月を経過する日までの期間を1月分として算定する月の算定期間（以下この項において「単位期間」という。）のうち、基準日の属する単位期間に係る通学支援費については、当該単位期間のうち、当該単位期間の初日から基準日の前日までの日数又は基準日から当該単位期間の末尾までの日数のいずれか多い日数が属する年度を、当該単位期間に係る通学支援費の交付対象年度とする。

(支給決定申請等)

第4条 通学支援費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 公共交通機関が発行した乗車券の写し
- (2) 公共交通機関が発行した乗車券を購入したことを証する書類の写し
- 2 申請者は、乗車券の購入に関して、公共交通機関に対して通学支援費の請求及び受領に関する権限を委任することができる。この場合において、前項各号の書類の提出を省略することができる。

(支給の認否の決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書及び同項各号に掲げる書類を受理したときは、その内容を審査し、通学支援費の支給の認否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給の認否を決定したときは、松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給認定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
（認定の取消し等）

第6条 市長は、支給期間の中途において、前条の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当して支給を必要としなくなったときは、認定を取り消すものとする。

- (1) 公共交通機関による通学を終了し、又は停止するとき。
- (2) 児童等の転学等により、小規模特認校への通学を終了し、又は停止するとき。

- 2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給認定取消通知書（様式第3号）により認定を取り消された者に通知するものとする。

（認定の辞退）

第7条 認定者は、前条第1項各号の事項に該当し支給を必要としなくなったときは、遅滞なく松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給認定辞退申出書（様式第4号）を市長に提出するとともに、その事実が発生した日の翌日から10日以内に、乗車券の払戻しを行い、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 公共交通機関が発行した乗車券の払戻しを行ったことを証する書類の写し
- (2) 公共交通機関が発行した乗車券の払戻金額を証する書類の写し

（支給期間）

第8条 通学支援費の支給期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

- 2 支給期間の途中で認定を受けた者は、認定日から支給するものとする。

- 3 支給期間の途中で認定を取り消された者は、乗車券の払戻しの日割計算が行われない場合については認定取消日の属する月の翌月から、乗車券の払戻しの日割計算が行われた場合については認定取消日の翌日から支給を行わないものとする。

（報告事項）

第9条 学校長は、認定者に係る児童等の出席状況を、毎月、教育委員会へ報告するものとする。

- 2 学校長は、認定者に係る児童等が支給期間の中途において転学等により通学支援費の支給を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会へ報告しなければならない。

（通学支援費の返還）

第10条 市長は、虚偽その他不正な手段により通学支援費の支給を受けた者又は認定取消日の翌日以降の期間に係る通学支援費の支給を受けた者に対し、既に支給した通学支援費の全額又は一部の返還を命ずることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 通学支援費の支給認定申請に関する手続その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

別表（第3条関係）

支給対象区間	市長が別に定める区間
支給限度額	支給対象区間に係る12か月分の最も経済的な旅客運賃
支給基準額	12か月分の支給対象経費と支給限度額のうち、いずれか低い額
支給比率	市長が別に定める比率
支給認定額（月額）	支給基準額に支給比率を乗じ、12で除して得た額（10円未満切捨て）
支給認定額（日額）	支給認定額（月額）を30で除して得た額（10円未満切捨て）
支給認定額	支給認定額（月額）に支給認定期間の月数を乗じた額に、支給認定の開始又は終了が月の途中となる場合の支給認定額（日額）に当該月の認定日数を乗じた額を加えて得た額

松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給認定申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者（保護者） 住所
氏名
電話番号

通学支援費の支給認定について、次のとおり申請します。

児童等氏名	
学校名	
利用期間における 学年	小学校 第 学年 中学校 第 学年
交通機関利用区間 （登校）	電車： 駅から 駅まで バス： から まで
交通機関利用区間 （下校）	バス： から まで 電車： 駅から 駅まで
利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで
バス定期券の購入に 関する委任状	委任者（保護者）氏名： 私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。 バス定期券の購入に係る通学支援費の請求と受領に関する一切の権限 受任者 住所： 名称：

様式第2号（第5条関係）

松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給認定通知書

年 月 日

様

松本市長

年 月 日に申請のありました通学支援費の支給認定について、次のとおり認定します。

児童等氏名	
学校名	
学年	小学校 第 学年 中学校 第 学年
支給対象区間 (登校)	電車： 駅から 駅まで バス： から まで
支給対象区間 (下校)	電車： 駅から 駅まで バス： から まで
支給認定期間	年 月 日から 年 月 日までの か月と 日間
支給対象経費	円 (A)
支給限度額	円 (B)
支給基準額	円 (C…AとBのいずれか低い額)
支給認定額 (月額)	円 (D = C × 支給比率 ÷ 12 (10円未満切捨て))
支給認定額 (日額)	円 (E = D ÷ 30 (10円未満切捨て))
支給認定額	円 (D × か月 + E × 日)
備考	

様式第3号（第6条関係）

松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給認定取消通知書

年 月 日

様

松本市長

年 月 日に認定しました通学支援費の支給について、次のとおり認定を取り消しましたので通知します。

児童等氏名	
学校名	
学年	小学校 第 学年 中学校 第 学年
支給対象区間 (登校)	電車： 駅から 駅まで バス： から まで
支給対象区間 (下校)	電車： 駅から 駅まで バス： から まで
認定取消日	年 月 日
認定取消理由	
支給済み 支給認定額	円 (A)
認定取消後の 支給認定額	円 (B)
認定の取消しに伴う 通学支援費の精算	(AがBを上回る場合) 円 (A - B) を返還してください。
備考	

様式第 4 号（第 7 条関係）

松本市立安曇小学校・安曇中学校小規模特認校通学支援費支給認定辞退申出書

年 月 日

（宛先）松本市長

申出者（保護者） 住所
氏名
電話番号

通学支援費の支給について、次のとおり認定の辞退を申し出ます。

児童等氏名	
学校名	
学年	小学校 第 学年 中学校 第 学年
利用を中止する日	年 月 日
利用を中止する理由	
備考	

議案第 3 号

松本市いじめ問題対策専門員設置要綱の制定について

1 趣旨

松本市いじめ問題対策専門員（以下「対策専門員」という。）の設置に伴い、要綱を制定することについて協議するものです。

2 対策専門員の設置について

(1) 経過

近年、いじめ重大事態の事案の増加により、松本市いじめ問題対策調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員が行っているいじめ重大事態に係る事実関係の調査業務が増大しています。調査業務は調査委員会の委員のうち、一部の弁護士等の専門職の委員が行っており、事案の関係者の聞き取り調査や報告書の取りまとめ等の膨大な業務量に対し、現行の報酬体系では見合っていない状況となっています。

このことから、調査委員会の報酬を見直すのではなく、調査委員会の調査の実務を補助する対策専門員を新たに設置します。

(2) 対策専門員の職務

ア 調査に関し、専門的見地から助言し、又は意見すること。

イ 聞き取り、資料の収集及び分析その他の調査に係る事務を行うとともに、事実関係の把握に資する資料の整理を行うこと。

ウ 関係児童生徒、保護者等に対する説明又は連絡に関し、教育委員会又は調査委員会を補助すること。

エ 調査資料の取りまとめ及び報告書素案の作成を行うこと。

(3) 予算措置

事案ごとの専門的知見の提供や役務に対する対価であるため、報償費として令和8年度の当初予算に計上

3 要綱（案）

別紙のとおり

4 施行期日

令和8年4月1日

担当

学校支援室 室長 山名 博夫

学校教育課 課長 内山 真由美

電話 33-9846

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

○松本市いじめ問題対策専門員設置要綱

松本市教育委員会告示第 号

令和8年 月 日

(目的)

第1条 この要綱は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の趣旨を踏まえ、教育委員会及び松本市いじめ問題対策調査委員会（以下「調査委員会」という。）が行ういじめに関する調査（以下単に「調査」という。）に対し、専門的知見を提供し、当該調査を補助するために設置する「いじめ問題対策専門員」（以下「専門員」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任用)

第2条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、専門員を任用する。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 法律、医療、心理、福祉、教育その他の分野において、いじめ問題に関する専門的知識及び実務経験を有する者であること。
 - (3) その他教育委員会が適当と認める者であること。
- 2 専門員は、調査の対象となる事案に直接関係を有する場合又は利害関係を有する場合には、当該事案に係る職務に従事してはならない。
- 3 専門員の任期は、2年を超えない範囲内とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第3条 専門員は、教育委員会又は調査委員会の要請に基づき、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 調査に関し、専門的見地から助言し、又は意見すること。
 - (2) 聞き取り、資料の収集及び分析その他の調査に係る事務を行うとともに、事実関係の把握に資する資料の整理を行うこと。
 - (3) 関係児童生徒、保護者等に対する説明又は連絡に関し、教育委員会又は調査委員会を補助すること。
 - (4) 調査資料の取りまとめ及び報告書素案の作成を行うこと。
- 2 専門員は、前項の職務の遂行に当たり、公平性及び中立性を保持し、客観的な立場でこれを行わなければならない。
- 3 専門員は、必要に応じ、調査委員会に出席し、意見を述べることができる。

(秘密の保持)

第4条 専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(活動時間)

第5条 専門員の活動時間は1時間を単位とし、1回の活動時間は原則として4時間を上限とする。

(報償費及び費用弁償)

第6条 教育委員会は、予算の範囲内において専門員の職務に対する報償費を支払うものとする。

2 報償費の額は、専門員が職務を行った時間1時間につき5,000円とする。

3 専門員は、職務を行った場合には、教育委員会が指定する日までに活動内容、活動時間等を報告するものとする。

4 教育委員会は、前項の報告を受けたときは、その内容を確認の上、報償費を支払うものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門員の任用、服務その他必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

○松本市いじめ問題対策調査委員会条例

平成28年3月3日

条例第6号

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、松本市いじめ問題対策調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- (2) 学校 松本市立小学校、中学校条例（昭和39年条例第38号）に規定する小学校及び中学校をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) いじめ防止等のための対策に関すること。
 - (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
 - (3) その他教育委員会が必要と認めること。
- 2 委員会は、いじめ防止等のために必要な事項について、教育委員会に対し意見を述べることができる。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- (1) 学校教育関係者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 有識者
 - (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第3条第1項第2号の調査において、委員のうちに重大事態に直接関係すると委員長が認める者があるときは、当該委員は会議に出席することができない。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者（前項の規定により委員として出席できないものを含む。）の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(調査活動)

第8条 委員会は、第3条第1項第2号の調査に関する活動（以下「調査活動」という。）を行うに当たっては、学校のほか、保護者その他の関係者から事情を聴取することができる。

2 委員会は、調査活動に必要な資料、データ等について、学校に提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

教育委員会資料
8.3.26
学校教育課

議案第 4 号

松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱の 一部改正について

1 趣旨

家庭環境や社会情勢の変化を踏まえ、通学区域外就学の許可要件を緩和するため、所要の改正を行うことについて協議するものです。

2 改正内容

- (1) 別表（第2条関係、第3条関係）通学区域外就学の許可基準等に定める許可基準5の期間について、「小学校低学年の期間」を「小学校卒業までの期間」に改めます。
- (2) 指定校変更申請書（様式第1号）の「住所」欄から「連絡先 — 」を削除して、「職業」欄を「連絡先」欄に改めます。
- (3) 区域外就学申請書（様式第2号）に「連絡先」欄を加えます。

3 新旧対照表及び変更後申請書 別添のとおり

4 施行期日 令和8年4月1日

担当	学校教育課
課長	内山 真由美
電話	33-9846

松本市立小学校及び中学校の通学区域外就学に関する事務取扱要綱
(平成12年教育委員会告示第30号)

新旧対照表

改正前			改正後		
別表（第2条関係、第3条関係）通学区域外就学の許可基準等			別表（第2条関係、第3条関係）通学区域外就学の許可基準等		
許可基準	期間	添付書類	許可基準	期間	添付書類
[略]			[略]		
5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児童の登下校に際し、下校先その他の事情を考慮する必要のある児童生徒等	<u>小学校低学年の期間</u>	学校長副申書	5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等の家庭で児童の登下校に際し、下校先その他の事情を考慮する必要のある児童生徒等	<u>小学校卒業までの期間</u>	学校長副申書
[略]			[略]		

様式第 1 号(第 3 条関係)

						承認番号		
指 定 校 変 更 申 請 書								
住 所								
保 護 者 氏 名					連絡先			
ふりがな 児童・生徒 氏 名								
生 年 月 日	年 月 日	続柄		年 月 日	続柄			
指 定 校 名	松本市立	学校	第	学年	松本市立	学校	第	学年
指定変更希望学校名	松本市立	学校	第	学年	松本市立	学校	第	学年
変更を必要とする理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区域内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 7 小規模特認校への就学を希望するため。 8 その他(理由を簡単に記入) ----- -----								
変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで								
変更を必要とする期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで								
決 裁	学校教育課			学校支援室		教育監	承認・不承認年月日	
	係	係長	課長	主任指導 主 事	室長			
								承認・不承認 年 月 日
下記により指定校の変更を承認(不承認)してよろしいでしょうか。								
理 由 1 上記申請理由のとおり 2					承認期限	年 月 日まで		

様式第2号(第3条関係)

区 域 外 就 学 申 請 書						受 理 番 号	
保 護 者 氏 名			連絡先				
住 民 登 録 住 所							
居 住 地							
ふりがな 児童・生徒 氏 名			※ 男 女		※ 男 女		
※クラス編成等に必要ですので戸籍上の性別を記入してください。							
生 年 月 日		年 月 日		続 柄		年 月 日 続 柄	
就 学 希 望 校 及 び 学 年		松本市立 学校 第 学年			松本市立 学校 第 学年		
就学を希望する理由(番号に○をつけてください。) 1 最終学年のため。最終学年以外の場合、当該学期終了まで。 2 指定校に特別支援学級がないため。 3 身体虚弱又は通院加療のため。 4 住宅の新改築に伴う取得手続き又は転居予定のため。 5 母子・父子家庭又は保護者が共働き等で、下校先が希望校通学区域内のため。 6 希望校が、指定校への通学距離よりも短いため。 7 地方への一時的な移住等により、体験的な就学を希望するため。 8 その他(理由を簡単に記入)----- -----							
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで							
就学を希望する期間(氏名) 年 月 日から 年 月 日まで							
決 裁	学校教育課			学校支援室		教 育 監	承認・不承認年月日
	係	係長	課長	主任指導 主 事	室長		承認・不承認 年 月 日
下記により区域外就学を承認(不承認)してよろしいでしょうか。							
理 由 1 上記申請理由のとおり 2					承 認	年 月 日まで	
学校教育法施行令第9条第2項に基づく協議結果 同意・不同意 年 月 日							

議案第 5 号

松本市あがたの森文化会館条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

近年の器具使用の実態及び維持管理費の上昇を鑑み、器具使用料に係る所要の改正をすることについて協議するものです。

2 主な改正内容

松本市あがたの森文化会館条例施行規則別表第1（第3条の2関係）の内容を次のとおり改正するもの

- (1) 現在、使用できず、かつ使用ニーズがないフットライト、スポットライト、サイドスポットライト、フォロースポットライトを削除
- (2) 調律に係る費用が増加した、オルガンの使用料を増額

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

担当 生涯学習課

課長 廣田 圭男

電話 32-1132

松本市あがたの森文化会館条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第14号）新旧対照表

改正前				改正後		
（使用の申請）				（使用の申請）		
第2条 〔略〕				第2条 〔同左〕		
2 使用の申請は、使用日前 <u>2カ月</u> から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。				2 使用の申請は、使用日前 <u>2か月</u> から受け付けるものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。		
3 〔略〕				3 〔同左〕		
別表第1（第3条の2関係）				別表第1（第3条の2関係）		
区分		単位	金額	区分		単位 金額
〔略〕				〔同左〕		
持込み電気機器		〔略〕	〔略〕	持込み電気機器		〔同左〕 〔同左〕
フットライト	600W12灯 2台	1式1日	520			
スポットライト	1000W 2台	1台1回	520			
サイドスポットライト	500W3灯 2台	1台1回	520			
フォロースポットライト	650W 11台	1台1回	520			
〔略〕				〔同左〕		
オルガン		〔略〕	<u>1,040</u>	オルガン		〔同左〕 <u>1,400</u>
〔略〕				〔同左〕		
備考 〔略〕				備考 〔同左〕		

議案第 6 号

重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画の見直し結果について

1 趣旨

今後のさらなる施設整備に向け、重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の見直しを実施しましたので、内容について協議するものです。

2 経過

H 2 9. 3	保存活用計画策定
3 0. 6	耐震補強工事着工
R 6. 3	耐震補強工事完了
7. 3	耐震補強工事報告書作成、耐震対策事業完了
4 ~	今後の整備事業に向けて保存活用計画見直しを検討
7. 2 4	文化庁及び県と今後の整備事業について調整
1 1. 2 1	教育委員会に保存活用計画の見直し方針を報告
8. 1	経済文教委員協議会に保存活用計画見直し方針を報告
3	あがたの森文化会館管理運営委員会から意見聴取、了承

3 主な見直し内容（別紙のとおり）

(1) 環境保全計画の加筆修正

- ア ヒマラヤスギの管理
- イ 鳥類の糞害対策
- ウ 大雨対策として雨樋・排水溝の改修

(2) 防災計画の加筆修正

- ア 大雨対策として雨樋・排水溝の改修
- イ 落雷対策としてヒマラヤスギの管理、避雷機器の設置

(3) 活用計画の加筆修正

- ア 中庭の活用、美観維持のため園路の整備
- イ 電気式冷暖房機器への切り替え（灯油式暖房機器の廃止）
- イ 講堂東側に複合便益施設の新設
- ウ トイレのユニバーサルデザイン化
- エ 外国人観光客対応として、W i - F i 環境と多言語解説アプリ等の整備

4 重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画 別添のとおり

5 今後の予定

- (1) 保存活用計画の見直し結果を次期開催の庁議で協議し、次期経済文教委員協議会に報告します。
- (2) 令和8年度の文化庁受理を目指し、受理後に優先度の高い事業から順次着手します。
- (3) 建物の保存に影響のある緊急性の高い事業は、早期の事業実施を目指し県・文化庁と協議を進めます。
- (4) 市民の生涯学習活動に資する冷暖房設備の整備については、喫緊の課題として引き続き早期整備を目指します。

担当	生涯学習課
課長	廣田 圭男
電話	32-1132

現状の施設課題及び改善方法の計画への反映状況

今後実施が必要な整備		文化庁指導事項(R7.7.24)			計画見直し案
課題	改善方法（案）	補助事業	緊急性	保存活用計画に記載	
ヒマラヤスギが建物に近接	・危険木として伐採又は剪定	防災	◎	不要	記載済 ・環境保全計画（35頁）
カラスの糞害対策	・ヒマラヤスギ伐採等周辺環境整備 ・剣山やカラスを追い払う機器を設置			不要	加筆 ・環境保全計画（35頁）
豪雨時に雨水排水溝が ^{いっすい} 溢水する。	・ヒマラヤスギ伐採等周辺環境整備 ・水路への排水管の径を拡張 ・排水経路の増設		◎	不要	加筆 ・環境保全計画（35頁） ・防災計画（46頁）
消防設備の経年劣化・屋外に未設置（防火水槽、消火栓等の新設）	・屋外に消火設備を新設 ・防火水槽、ポンプ等の更新・増設		○	不要	記載済 ・防災計画（43頁）
屋内消火栓の易操作化	・既存屋内消火栓を易操作性消火栓へ更新		○	不要	記載済 ・防災計画（43頁）
炎感知器の導入	・屋外に炎感知器新設		○	不要	記載済 ・防災計画（42頁）
落雷対策の見直し（自動火災報知設備の故障防止）	・避雷針の更新 ・消防設備等を落雷から保護する設備を設置		○	不要	加筆 ・防災計画（46頁）
外壁ペンキ塗装及び ^{もったい} 漆喰の劣化	・雨どいの改修、雨仕舞改修 ・塗装改修 ・塗装の仕様の変更（ケレン掛け・下塗剤等）	保存修理	◎	不要	記載済 ・保存管理計画（28頁）
屋根瓦の経年劣化	・瓦ふき替 ・下地木材の腐朽部分修理			不要	記載済 ・保存管理計画（28頁）
中庭に車両が進入できず屋根どいの定期清掃が実施できない。	・高所作業車が進入できる中庭に整備	公開活用		要	加筆 ・活用計画（53頁）
窓ガラスの破損防止対策	・冷暖房器具の更新・増設 （窓ガラス・ガラスパテ・鍵・建具の保存修理）			要	記載済 修正 活用計画（53頁）
冷房設備の未設置室が多い。	・冷暖房器具の更新・増設			要	記載済 修正 ・活用計画（53頁）
強制給排気（FF）式石油暖房機の見直し（オイルタンクが重文建造物に隣接、給油設備の経年劣化）	・電気式冷暖房器具へ切替 ・既存の灯油式暖房器具の廃止 ・地下タンク・オイルポンプ等の給油設備撤去			要	加筆 ・活用計画（53頁）
ポンプ室、倉庫等が重文建造物に近接	・既設建物の移設 ・複合便益施設の新設			要	記載済 ・環境保全計画（35頁） 記載済 修正 ・活用計画（52頁）
展示の充実（公開部分の拡大）	・解説板、復元家具等の設置			要	記載済 ・活用計画（53頁）
講堂用トイレのユニバーサル化	・講堂東側に便益施設を新設、統合 ・既存建物の撤去			要	記載済 修正 ・活用計画（52頁）
重文建造物の汚損防止のため飲食可能なスペース整備	・講堂東側に便益施設を新設し、整備			要	加筆 ・活用計画（52頁）
増加する見学者（外国人含む。）への対応	・Wi-Fi環境整備（機器設置） ・多言語対応の解説アプリ・解説板の設置			要	加筆 ・活用計画（53頁）

重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画

平成 2 9 年 3 月
令和 8 年 月改訂

松本市

第 1 章 計画の概要

1 計画の作成

(1) 作成年月日

平成 29 年（2017）3 月 31 日（令和 8 年（2026）月 日改訂）

(2) 作成者

松本市

2 文化財の名称等

(1) 重要文化財建造物の名称等

ア 名称及び員数

旧松本高等学校本館：1 棟

旧松本高等学校講堂：1 棟

イ 指定年月日

旧松本高等学校本館：平成 19 年（2007）6 月 18 日

旧松本高等学校講堂：平成 19 年（2007）6 月 18 日

(2) 構造及び形式

旧松本高等学校本館：木造、建築面積 1,273.05 m²、二階建、棧瓦
葺一部鉄板葺

旧松本高等学校講堂：木造、建築面積 637.29 m²、一部二階建、銅板
葺西南部玄関・南面東昇降口附属

(3) 所有者及び管理者の氏名及び住所

所有者の氏名：松本市

所有者の住所：長野県松本市丸の内 3 番 7 号

管理者の氏名：松本市教育委員会教育部生涯学習課

あがたの森文化会館

管理者の住所：長野県松本市県 3 丁目 1 番 1 号

(4) 管理の体制

旧松本高等学校本館及び講堂は市民の教育文化活動に活用しているあがたの森文化会館内の施設であり、本館一階の一部はあがたの森図書館としても活用しています。また、旧松本高等学校本館及び講堂の敷地は、あがたの森公園にあります。

管理の体制については表 1 - 1 に示すとおりです。

表 1-1 管理体制の一覧

分担	担当部課
日常管理全般 文化財保護関連	松本市教育委員会教育部生涯学習課 あがたの森文化会館 (電話：0263-32-1812)
あがたの森公園 に関する日常管 理全般	松本市建設部公園緑地課 (電話：0263-34-3254)

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

計画の対象となる文化財

旧松本高等学校本館：1 棟

旧松本高等学校講堂：1 棟

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

旧松本高等学校本館と講堂は、松本駅から東へまっすぐに延びる長野県道 63 号松本塩尻線を 1.5 km ほど進んだ突き当たりに位置するかつての旧松本高等学校及び信州大学キャンパス地であり、公園として整備した「あがたの森公園」内の北西隅部に建っています。

イ 創建と沿革

創建と沿革について、月刊文化財平成 19 年 7 月号では次のように述べられています。

旧制の松本高等学校は、大正中期の高等教育機関拡張期に開校した文部省直轄学校の一つで、大正八年（一九一九）四月に設立公布された。新潟、山口、松山とともに最初に設置された四校の一つで、第一～第八高等学校のいわゆるナンバースクールに続く、第九高等学校として計画され、県立松本中学校の校舎を仮校舎として同八年九月一日に第一回入学式が挙行された。

現在の本館と講堂については、大正七年一二月八日に地鎮祭を執行し、本館は同九年八月、講堂は同一一年八月に竣工している。設計は、文部省大臣官房建築課です。講堂の設計担当については、『松本（第九）高等学校講堂兼図書閲覧室新築工事』の図面印「設計者」欄の印影から、文部技手長谷川龍雄（大正七年に名古屋高等工業学校建築科卒）と判明します。また本館の設計担当については、設計図面等の明確な資料を欠くが、文部技師であり大臣官房建築課松本出張所長の糟谷謙三（明治四十一年<一九〇八>名古屋高等工業学校建築科卒）と判断される。

〈創建と沿革 略年表〉

明治	32年		第7高等学校長野県誘致を文部省に請願
	40年		松本市市政施行
	43年		第9高等学校長野県誘致内定をみたが内閣更迭で沙汰止み
大正	6年		三たび高等学校長野県誘致を文部省に請願、内定する。
	7年		松本市に高等学校設置決定
	8年	4月	松本高等学校が設立
		9月11日	松本中学校校舎を仮校舎として開校
	9年	8月	校舎（本館）落成
	11年	9月	全校舎落成
昭和	16年		太平洋戦争起こる。
	19年		通年学徒動員で授業全面停止
	20年	8月15日	終戦8月21日授業再開
	22年		教育基本法、学校教育法公布。6.3.3.4制施行
	24年		国立学校設置法により国立新制大学発足 長野県下の高等学校、専門学校7校を統合して信州大学設立 文理学部を松高に置く。
	25年	3月	第29回生卒業 松本高等学校閉校
	42年		理学部が分離独立し、人文学部校舎となる。
	48年	4月	人文学部が旭町キャンパスに移り、閉鎖される。この頃より保存運動が起こる。
	52年	3月	松本市は、建物及び敷地の一部を国から買い取り、文化財としての保存と活用を決め、以後施設の補修等を実施
	54年	10月 1日	「あがたの森文化会館」として開館 「あがたの森公民館」「あがたの森図書館」を併設
	56年	2月	本館・講堂とも長野県宝に指定される。
		7月 1日	「旧制松本高等学校記念館」開設
	58年	3月	松高時代から60年余の歴史をもつ信大思誠寮が移転となり、取り壊される。
平成	5年	7月	「旧制高等学校記念館」開館
	10年		講堂修復工事着工
	13年	3月	講堂修復工事完了
	15年	9月	本館 西棟修復工事完了
	16年	3月	本館 北棟修復工事完了
	17年	8月	本館 南棟修復工事完了 全館修復完了
	19年	6月18日	本館及び講堂が重要文化財に指定される。
	20年	4月	公民館機能が、第三地区公民館に移転

ウ 建築的な特徴

校舎の配置は、松本駅からの大通りの突きあたりに、門のないオープンな半八角形平面の前庭を設け、前庭の東南側に通りから直接校舎に入ることのできる設計の本館を置き、前庭の北東側には門を介して講堂を置いています。

本館は、寄棟造、棧瓦葺の木造2階建てで、凝灰岩の布石積基礎の上に建っています。平面は、北西部を45度隅切りとしたコの字形で、北西の隅切部に玄関と大階段を設け、玄関ホールから東へ桁行29.1メートルの北棟、南へ桁行30.9メートルの西棟、西棟南端から東へ桁行70.8メートルの南棟を配しています。各棟とも片廊下で、廊下に沿って教室等を配置しています。廊下幅は1.8メートル、普通教室の規模は桁行方向9.1メートル、梁間方向7.3メートルを基本としています。

本館の外観は、スティックスタイルで、下見板張に窓廻りの化粧材を上下左右に連続させて表に現わっています。隅切りの正面は、玄関及びその両脇部を前面に張り出して両脇部に切妻屋根を架け、中央2階の3連窓上部には駒形破風を載せています。内部は、玄関ホール及び大階段が床をリノリューム敷、腰を縦板張ワニス塗、上部を白漆喰塗、天井を白漆喰塗中心飾り付とし、校長室は同仕様で天井を板張ワニス塗中心飾り付、廊下及び普通教室が床を板張、腰を縦板張ペンキ塗、上部を白漆喰塗、天井を板張ペンキ塗となっています。小屋はキングポストトラスを組んでいます。

講堂は、切妻造、銅板亀甲葺の木造平屋一部2階建てで、凝灰岩の布石積基礎の上に建っています。講堂本体は桁行20.5メートル、梁間16.4メートル規模の東西棟で、屋根面に四か所の屋根窓を載せています。西側を溜室としていて、その南には本館玄関に対応して4分の1円形の玄関ポーチを設け、溜室の北側には2階建て、宝形造の塔を配しています。講堂部の東側は南北棟の図書館部で、講堂部の棟との交差部に換気塔を載せ、南面には寄棟造、平屋建の昇降口ポーチが突き出しています。外観は、本館同様のスティックスタイルですが、外部の窓台、持送り、玄関ポーチ及び昇降口ポーチの柱などや、内部の講堂舞台廻りや職員閲覧室など、内外の装飾細部の意匠密度を高めています。小屋組は、講堂部がクイーンポストトラス、図書館部がキングポストトラスとなっています。

(参考文献 月刊文化財平成19年7月号)

(3) 文化財の価値

旧松本高等学校本館及び講堂は、大正期における高等教育機関拡張期に最初に設立された高等学校の一つであり、隅切りのコの字形平面、校門近くに校舎を寄せる配置計画及び簡略化されたスティックスタイルの外観等、大正期木造学校建築の特徴を典型的に示しています。また、本館校舎と講堂がセットで当初位置に残っていることも、文化的価値が高いとされています。

(参考文献 月刊文化財平成19年7月号)。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存及び活用の履歴

保存及び活用の履歴について、月刊文化財平成19年7月号では次のように述べられています。

旧制松本高等学校は、昭和二十四年に国立信州大学文理学部となり、同四十八年に市内北方の旭キャンパスに移転した後に、本館と講堂を存置した跡地は松本市に払い下げられ、同五十四年には松本市が「あがたの森文化会館」として活用を図っている。同五十六年に旧松本高等学校本館および講堂は長野県宝に指定され、平成十年度から十二年度にかけて講堂、同十四年度から十七年度にかけて本館の保存修理工事が実施されている。

旧松本高等学校本館は大正9年（1920）、講堂は大正11年（1921）に竣工し、ラジエーター等の設備工事、床や塗装の補修等を行ってきました。戦後、昭和24年信州大学の所有となった後、昭和52年（1977）に松本市の所有となり、大きな修理を実施しました（主に外壁の塗装、電気補修、屋根瓦葺替え等）。平成10～12年度では講堂、平成14～17年度では本館の大規模な修理工事（主に文化財としての修理や復原※に係る工事と利活用のための整備、本館音楽室の補強等）を実施しました。

表 1－2 保存及び活用の履歴

年号	事項	備考
大正 7	松本市に高等学校設置決定	
大正 8	松本高等学校設立	松本中学校校舎を仮校舎として開校
大正 9	本館竣工	思誠寮落成
大正 11	講堂竣工	全校舎落成
大正 15	本館設備工事	本館スチーム暖房から鑄鉄製ラジエーターに変更
昭和 4 以降	本館内装工事	本館北棟リノリウム(モスグリーン)に変更
昭和 7	本館・講堂塗装工事	校舎ペイント塗替え
昭和 24	信州大学文学部を松本高等学校に置く。	
昭和 25	松本高等学校閉校	
昭和 42	信州大学理学部が分離独立し、人文学部校舎となる。	
昭和 48	信州大学人文学部が旭町キャンパスに移り、閉鎖される。	
昭和 52	松本市は建物及び敷地の一部を国から買い取り、文化財としての保存と活用を定める。	以降施設の補修等を実施
昭和 52	講堂電気工事、給排水工事、トイレ工事実施	
昭和 53	本館電気工事、内装工事、樋補修、トイレ工事、給排水他、造作工事	内装：ロンリウム張、床張造作：展示ボード取付
昭和 54	本館・講堂防災設備工事	防災設備一式、誘導灯設置
昭和 54	「松本市あがたの森文化会館」として開館	
昭和 54	講堂内装工事	床張、暗幕
昭和 55	本館内装工事、電気工事、造作工事、附帯工事	内装：床改修造作：展示ボード取付附帯：スロープ設置
昭和 56	本館造作工事	展示ボード、案内板設置
昭和 56	本館・講堂とも長野県宝に指定	
昭和 57	講堂照明工事、内装工事、防災設備工事	内装：床取替え防災：消火栓設置
昭和 58	思誠寮が移転、旧建物（大正 9 年竣工）は取壊し	
昭和 58	講堂金属屋根補修、柱補修、樋補修本館外壁塗装、屋根瓦補修、柱補修	
昭和 59	講堂外壁塗装	
昭和 60	本館内装工事	南棟床張替
昭和 61	本館トイレ新設、内装工事	2 階床張替
昭和 62	本館塗装、建具工事	正面玄関屋根及び建具
昭和 63	講堂内装床張替	
平成元	本館・講堂ガス暖房工事	
平成 2	本館・講堂避雷針改修本館屋根瓦葺替え	
平成 3	本館照明増設工事	1 階
平成 4	本館屋根瓦葺替え、埋設電線張替	
平成 5	電話交換機改修講堂外壁改修	
平成 7	本館便所増設・電気設備改修、外壁塗装	
平成 8	本館・講堂室内塗装	
平成 9	本館展示ボード補修・塗装、カーテン取替え講堂室内塗装工事、部分修理	室内塗装：講堂ステージ修理：講堂ポーチ・北屋根
平成 9～17	本館・講堂修復工事	この間、修理工事、復原工事、新築便所工事、設備工事、外構工事、構造補強工事を実施
平成 10	本館（南棟）を取得	
平成 19～25	外壁塗装工事	
平成 30 ～令和 5 年	耐震補強工事・外壁塗装工事	

5 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

旧松本高等学校本館及び講堂は、平成10年度から12年度にかけて講堂、同14年度から17年度にかけて本館の保存修理工事が実施され、その後は外壁塗装工事等の修理を行い、概ね良好な状態ではあります。上記、保存修理工事では創建時の図面資料や綿密な調査から多くの情報を得ることができましたが、昭和24年の信州大学文理学部時代から昭和52年の松本市による管理までの資料が乏しく、照明器具を始めとした、中古材等の取り付けられた時期など変遷過程を解明していない箇所もあります。また、活用を踏まえて復原を見送った箇所や部分的に復原した箇所もあります。今後の修理工事や旧制松本高等学校時代や信州大学文理学部時代の古写真や図面などの収集を継続して進めていくことで、更なる解明が必要です。

旧松本高等学校本館及び講堂は、立地環境が樹木に覆われた公園であることと、寒冷地特有の部材劣化や破損も見られ、今後も定期的な維持管理を行うことが建物の保護をしていく上で必要です。

地震や火災等の災害による被害を予防又は軽減できるよう、耐震や防火の措置の向上、強化を図る必要があります。併せて整備してから10年以上となる設備機器類も多く、更新などの計画も必要です。

(2) 活用の現状と課題

旧松本高等学校本館及び講堂は、昭和54年に「あがたの森文化会館」として開館して以来、市民の教育文化活動のための施設として、教育文化団体等の例会・研修・練習の場や、コンサート・展示発表会の会場、また、企業等の研修会会場などに積極的に活用されています。そのため、荷物の運搬等による床、壁及び幅木、柱、ドア枠及び金物の損傷も見られ、対策が必要です。

旧松本高等学校講堂ではコンサートなどの開催もこれまで継続されており、積極的に活用されています。また、教育文化活動のための利用者のほか、あがたの森図書館の利用者、一般見学者、あがたの森公園の利用者が文化財に影響を及ぼすことのないよう、かつ安全が損なわれないよう、管理や利用に当たってのルール、防災・避難誘導等の対策を講じる必要があります。

6 計画の概要

(1) 計画区域

保存活用計画の計画区域は、旧松本高等学校の敷地であった、信州大学官舎跡を除く現「あがたの森公園」の範囲とします。(次頁基本計画図中一点鎖線範囲内)。

(2) 計画の目的

旧松本高等学校本館及び講堂の所有者及び管理者である松本市が、旧松本高等学校本館及び講堂と一体となる周辺環境の現状と課題を把握し、保存・活用を図るために必要な事項や、保存・活用のために行うことのできる範囲等を明らかにします。

また、これらに関して、文化庁と現所有者である松本市との間において、今後の保存と活用に向けた方策や対応策を円滑に実施できるよう、本計画を策定します。

(3) 基本方針

旧松本高等学校本館及び講堂について、保存管理、環境保全、防災、活用に区分して、課題を整理し、方針及び対策を計画としてまとめます。

また、各計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法及びその他の関係法令に規定されている手続きの手順等を明確にします。

(4) 計画の概要

保存活用計画の構成は、文化庁による「重要文化財（建造物）保存活用標準計画の作成要領」を参照し、第1章では計画の概要、第2章では保存管理計画、第3章では環境保全計画、第4章では防災計画、第5章では活用計画、第6章では保護に係る諸手続きからなります。

ア 「計画の概要」(第1章)

重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂における文化財の概要のほか、保護の現状と課題、本計画の概要をまとめます。

イ 「保存管理計画」(第2章)

修理の経緯から保存の課題と留意点を明らかにし、部分や部位の取り扱いの方針をまとめます。また、日常的に行うべき管理行為や小修理の内容を明らかにするとともに、中長期的な対応方針をまとめます。

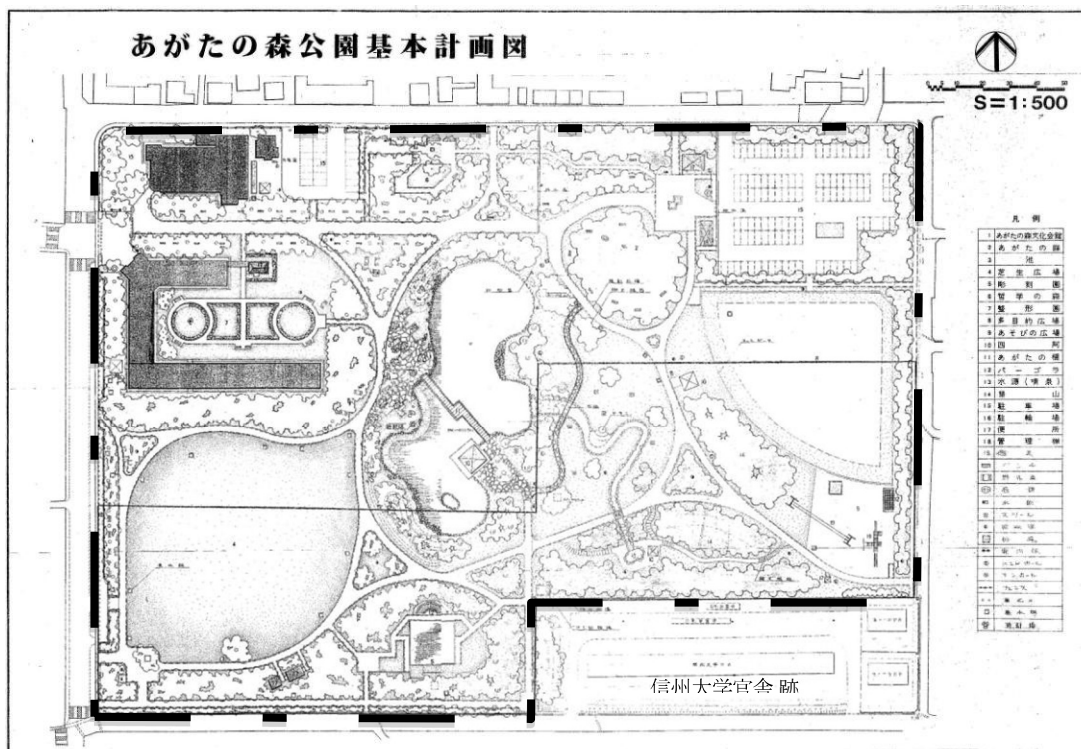


図 1 - 1 計画区域範囲

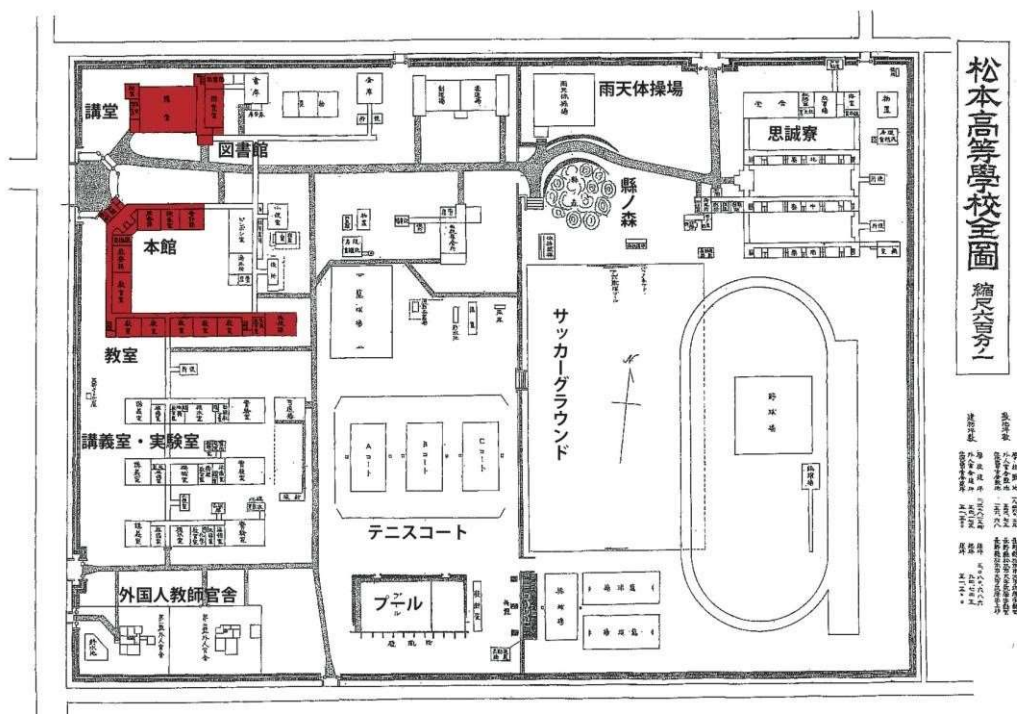


図 1 - 2 旧松本高校配置図

昭和 13 年（1938）松本高等学校学校要覧より

ウ 「環境保全計画」(第3章)

計画区域について、国指定重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂の保護を図る適切な環境の創出や、旧松本高等学校の史跡としての歴史的風致の向上のほか、市民に開放された公園施設としての維持保全という三つの観点から整備の方針と対策をまとめます。

エ 「防災計画」(第4章)

備えるべき災害の種別として火災、地震、その他の災害とし、それぞれについて保存と活用の両面から課題を整理し、防災の方針と対策をまとめます。

オ 「活用計画」(第5章)

外観及び内部の公開のほか、これまでの活用内容を踏まえて、より多くの人がその価値を享受できるよう、方針と対策をまとめます。

カ 「保護に係る諸手続き」(第6章)

前述の計画に盛り込まれた具体的な行為を行う上で、文化財保護法その他関係法令の規定に従い、とるべき手続きを明確にします。

※用語の説明

復原：建物の改造の痕跡を基に、改造前の姿に戻すこと。特に旧部材や文献等が残っており根拠が確かな場合

復元：遺跡で発掘される建物の痕跡（遺構）から、上部構造を推察し元の姿に戻すこと

本計画では、復元校長室及び復元教室の部屋名標記以外は「復原」で統一しています。

第2章 保存管理計画

1 保存管理の状況

(1) 保存状況

現在の旧松本高等学校本館及び講堂は、平成9～17年度に行われた修理工事時の保存状態を維持しており、主な現況を図示すると以下のとおりです。

図2-1 本館の保存状況現状図

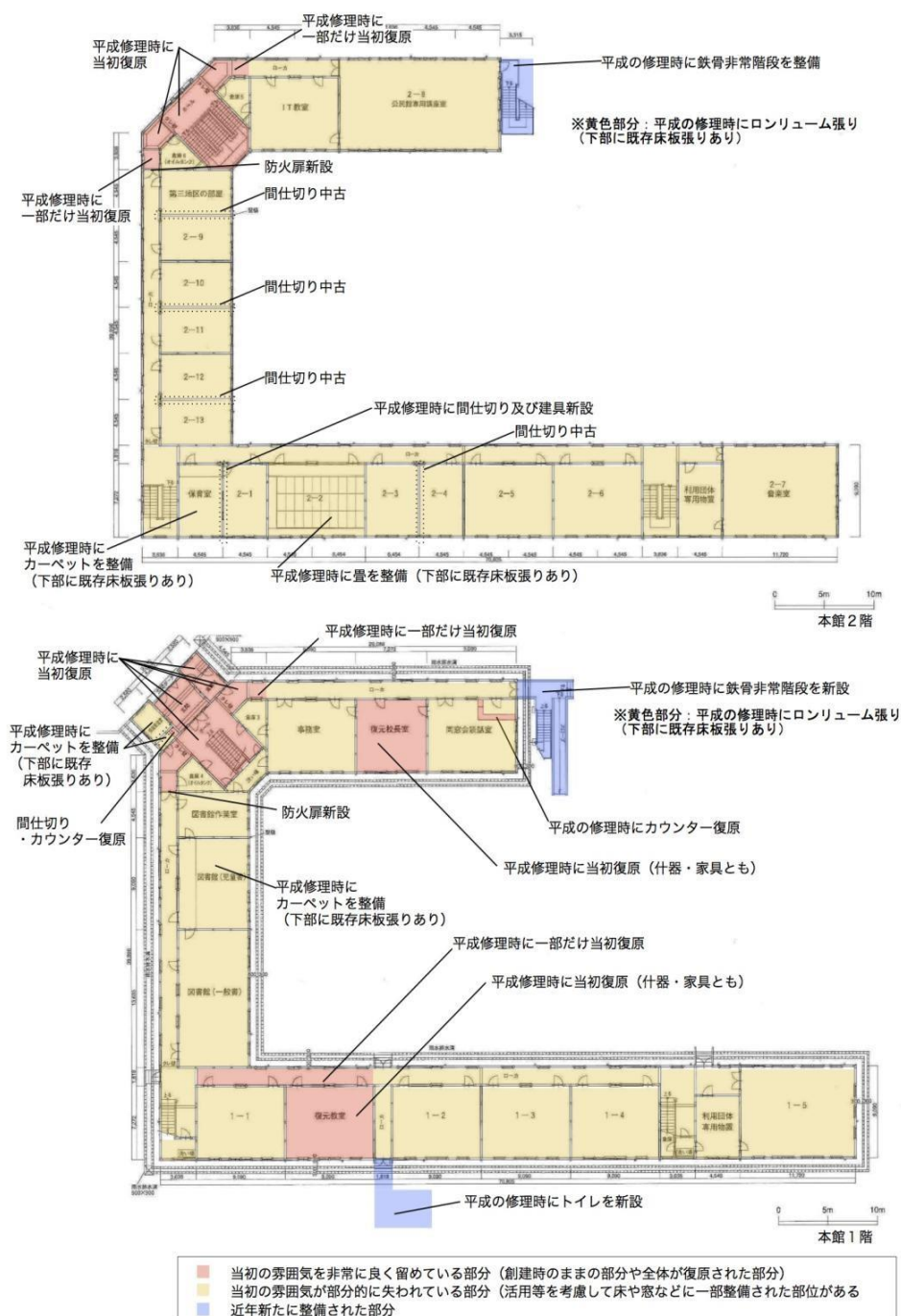
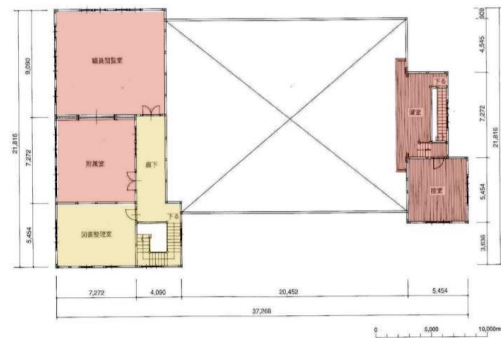
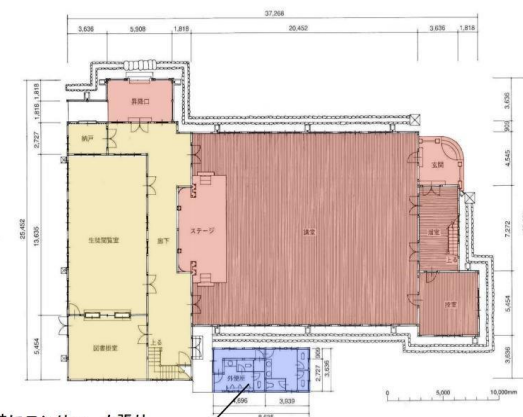


図 2 - 2 講堂の保存状況 現状図



※黄色部分：平成の修理時にロンリウム張り
(下部に既存床板張りあり)

講堂 2 階



※黄色部分：平成の修理時にロンリウム張り
(下部に既存床板張りあり)

平成の修理時にトイレを新設

講堂 1 階

- 当初の雰囲気非常に良く留めている部分 (創建時のままの部分や全体が復元された部分)
- 当初の雰囲気が部分的に失われている部分 (活用等を考慮して床や窓などに一部整備された部位がある)
- 近年新たに整備された部分

(2) 管理状況

旧松本高等学校本館及び講堂はあがたの森文化会館の施設であり、日常の管理は松本市教育委員会生涯学習課あがたの森文化会館が行っています。

2 保護の方針

(1) 保護における基本的な考え方

保護の方針とは、対象となる重要文化財について、その建物の特徴や価値に基づき、部分（部屋や外壁各面、屋根等）及び、部分を構成する部位（壁、床、天井、建具、細部装飾等）について、重要度のランクを設け、今後の保護の方針を定めていくものです。

部分の設定は「保存部分」、「保全部分」及び「その他部分」からなり、部位の設定は「基準1」から「基準5」までとします。

旧松本高等学校の特徴及び価値は以下の事項です。

ア 大正時代高等学校が飛躍的に増設された時期の建築様式の代表例で、大正時代の木造洋風建築例として、規模も大きく、保存状態も良好であり、学校教育史及び学校建築史の上でも大正時代の旧制高等学校の状況を良好に伝えています。また、平成の修理において、根拠が明らかな当時の部屋の復原が行われ、文化財的価値が向上しました。

イ 戦後の学制改革で旧松本高等学校は信州大学として使用されており、一部の部屋はその時代の状況や変遷を今に伝えています。

ウ 昭和52年に松本市所有となり、平成の修理では文化財建造物の価値を損なわずに市民が活用する場としても整備され、文化活動の場として積極的に活用されています。

上記の価値を踏まえて、今後、文化財建造物としての価値である創建時（当初～昭和初期）の姿を損なわずに維持・向上させていくことを基本方針とし、今後も積極的に活用していくことを考慮して「保護の方針」を策定します。

(2) 部分の設定と保護の方針

ア 部分の設定の考え方

部分とは、文化財建造物の屋根、外装（各面）、各部屋を単位とする区分を指します。部分の区分は以下の「保存部分」、「保全部分」及び「その他部分」に設定し、保護の方針を定めます。

「保存部分」：文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分（例：外観部分、各諸室や廊下、階段室等）。

「保全部分」：文化財としての価値を減じないよう維持及び保全することが必要とされる部分。内部において改造により文化財としての現状が損なわれている部分、厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分等のうち維持保全が要求される部分、復原を試みたものの材料の入手が厳しく、仕様を変更した部分（例：外観部分のうち講堂の銅板葺き屋根）。

「その他部分」：「保全部分」と同様の条件で、管理・活用のために改変等が許される部分又は新設した部分（例：近年新たに増築したトイレ棟）。

イ 旧松本高等学校本館及び講堂の「部分の設定」

「部分の設定」は原則、次のように定めます。

＜外部＞

本館

- ・外壁、屋根、基壇とも全て「保存部分」とします。
- ・近年の工事で新設された非常階段及びトイレ棟は「その他部分」とします。

講堂

- ・外壁、基壇は全て「保存部分」とします。
- ・スレート材料の入手が厳しく金属葺きとした屋根は、「保全部分」とします。近年の工事で新設されたトイレ棟は「その他部分」とします。

＜内部＞

本館

- ・復原工事を行った校長室、正面玄関・階段室、一部の教室・廊下は「保存部分」とします。
- ・昭和52年に松本市が取得する前に施された間仕切りがある諸室（2－9など）や近年の活用のために間仕切りが整備された2階の保育室や2－1では、床材仕様が活用を考慮して創建時と異なるが、既存材が仕上げ材の下にあり、戻すことが可能であるため「保存部分」とします。
- ・前述した諸室以外については現況床仕上げの下に既存床板材があるため、創建時に戻すことが可能であり「保存部分」とします。
- ・近年の活用と消防法に基づき新設された外部の鉄骨非常階段、新設されたトイレ棟の内部も外部と同様「その他部分」とします。

講堂

- ・創建時の状態が良く残されており、ステージの床や照明が復原された講堂は「保存部分」とし、創建時の状態が良く残されており、リノリウム床の復原された2階職員閲覧室、附属室も「保存部分」とします。
- ・創建時の状態が良く残されている玄関、昇降口、1階・2階溜室、1階・2階控室、階段下倉庫、納戸も「保存部分」とします。
- ・創建時の状態が良く残されている1階・2階廊下及び階段室、生徒閲覧室、図書掛室、図書整理室は、活用を考慮してロンリウム床であるが、現況床仕上げの下に既存床板材があるため、創建時に戻すことが可能であり「保存部分」とします。
- ・近年の活用のため新設された昇降口脇のスロープやトイレ棟の内部も外部と同様、「その他部分」とします。

(3) 部位の設定と保護の方針

ア 部位の設定の考え方

部位とは、一連の部材等（内外の壁材・屋根材・建具材等、内部の天井材・床材・建具材等）を単位として設定される区分で以下の基準1から5まで設定します。

今後の修理やそれに伴う調査によって、部材の年代や変遷が明らかになった場合には、当該部材の基準の設定を見直すものとします。

○基準1：材料自体の保存を行う部位

（例えば、木造軸組、基壇、造作材、床材、天井材など）

○基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位

（例えば、本館屋根瓦材、講堂スレート葺き材、漆喰塗、ペンキ塗など）

○基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位、将来的には復原も考えられる部位

（例えば、講堂屋根金属葺き材、類例から再現した造作材や照明など設備、昭和52年以前の中古の間仕切りなど）

○基準4：意匠上の配慮を必要とする部位

（例えば、活用のため整備した床材・設備全般・新設した間仕切り・造作材など）

○基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位

（例えば、廃棄が考えられる部材など）

イ 旧松本高等学校本館及び講堂における「部位の設定」

「部位の設定」は原則、次のように定めます（付編 部位の設定参照）。

○基準 1：主要な構造に係る材料や創建時部材や復原した部材等、価値が高い部位を基準 1 とします。基準 1 の部位については、材料自体の厳密な保存を行います。

- ・ 躯体（木造軸組）
- ・ 基礎部材・基壇
- ・ 外壁板張り
- ・ 内部床（床板張り）
- ・ 内部床（復原したリノリウム張り）
- ・ 内部壁面木部（巾木・腰板壁等）
- ・ 内部造作材
（飾り棚、復原したカウンター、コート掛け、黒板）
- ・ 建具（木製扉・窓・木枠、別途保管している本館正面木製扉）
- ・ 天井（板張り）
- ・ 通気口・換気口
- ・ 古写真等資料に基づき復原した照明器具

○基準 2：基準 1 と同等の部位であるが、定期的に材料の更新が必要なものの。基準 2 の部位については原則、材料を保存していくように努めるが、定期的な材料の更新が必要な場合は、元の材料や同じ仕様・寸法で行います。

- ・ 屋根（本館瓦屋根、講堂スレート葺き）
- ・ 軒樋及び縦樋（塗装とも）
- ・ 内外木部ペンキ及びニス塗装
（外壁、巾木、腰板壁、建具・枠、天井板）
- ・ 内外壁面漆喰

○基準 3：文化財建造物の一部を構成しているが、基準 1 や基準 2 ほど価値が高くない部位を基準 3 とします。昭和初期の中古部材や設備類も該当します。また、古写真などの史料の情報が乏しくその時代の他の文化財建造物を参考に製作（類例整備）した照明や、材料の確保が難しくスレート葺きの形状に合わせて工事を行った金属葺きもこれに該当します。基準 3 の部位については主たる形状及び色彩を保存していくが、古写真や図面など復原が可能な場合は、形状・意匠を変更できる部位とします。

- ・屋根（講堂金属板葺き）
- ・2階中古間仕切り壁
- ・昭和初期に整備された暖房設備（ラジエーター）
- ・他の文化財建造物での類例に基づき整備した照明器具

※基準3までの文化財である建造物と一体をなす部位であると考えます。

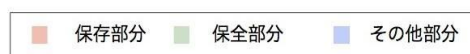
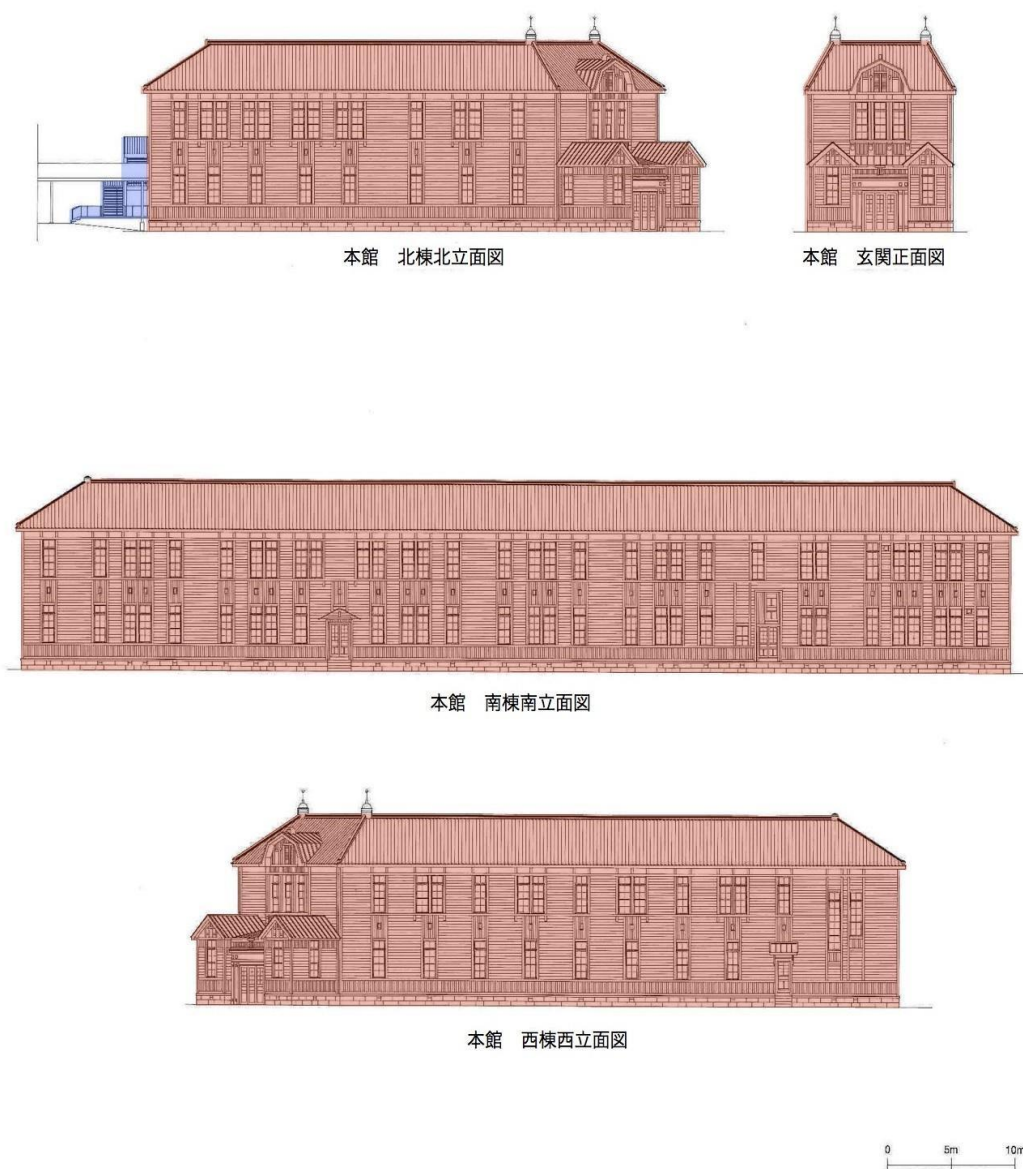
○基準4：文化財建造物に後から付加された部位であるが、防災上の理由から必要である部位を基準4とします。基準4の部位については、原則、所有者等の裁量に委ねるものであるが、今後の修理や改造の際には意匠上の配慮が必要な部位です。防災設備類や構造補強部材については基準4であり、所有者の自由な裁量による撤去はできません（第4章防災計画参照）。

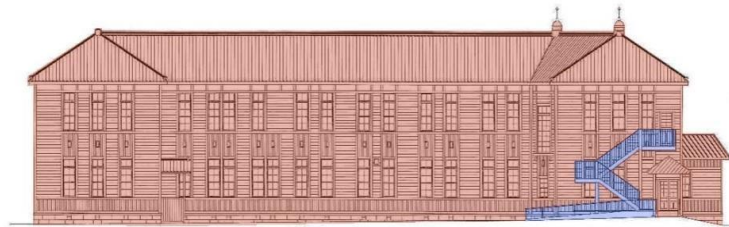
○基準5：文化財建造物に近年付加された部位です。基準5の部位に関しては、所有者等の裁量に委ねるものであり、更新や復原するための撤去なども可能な部位です。

- ・活用上考慮して追加した内部床仕上げ
（ロンリウム張り、カーペット、畳）
- ・活用上考慮して追加した内部造作
（近年整備したカーテンレールや掲示板）
- ・活用上考慮して追加した設備類
（蛍光灯、空調機器等）
- ・建具（活用上考慮して整備した二重窓及び桧、網戸及び桧）

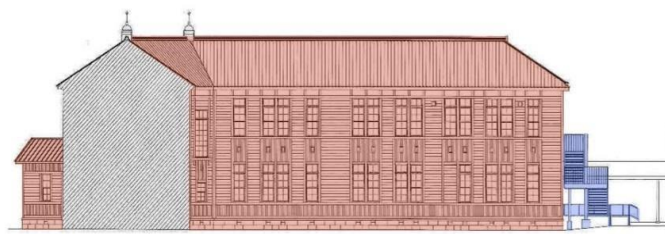
部位の設定は一覧表及び写真帳を付編として巻末にまとめています。

図 2－3 本館 部分の設定（外部）



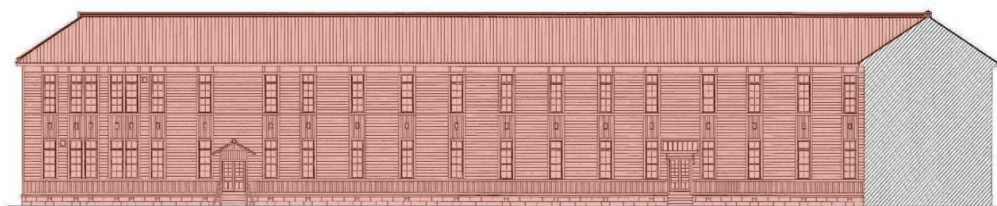


本館 西棟東立面図



本館 北棟南立面図

0 5m 10m



本館 南棟北立面図

保存部分 保全部分 その他部分

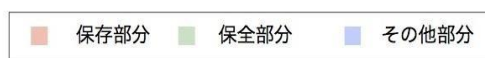
図 2－4 講堂 部分の設定（外部）

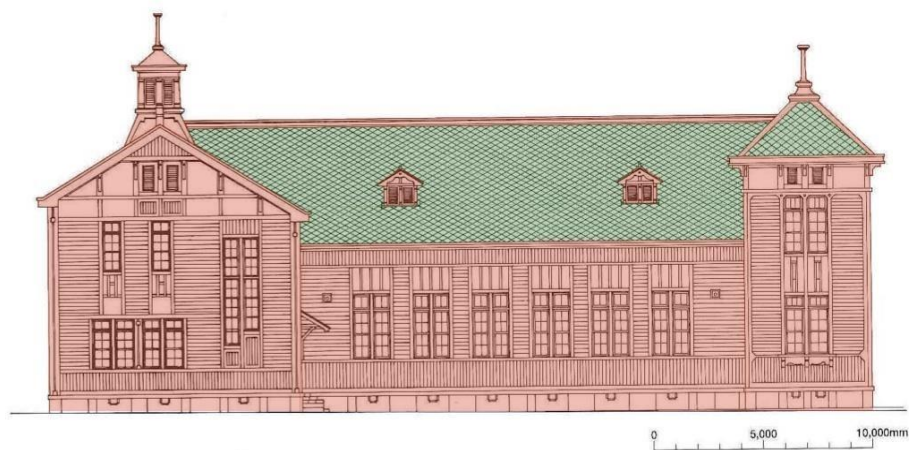


講堂 南立面図



講堂 東立面図





講堂 北立面図



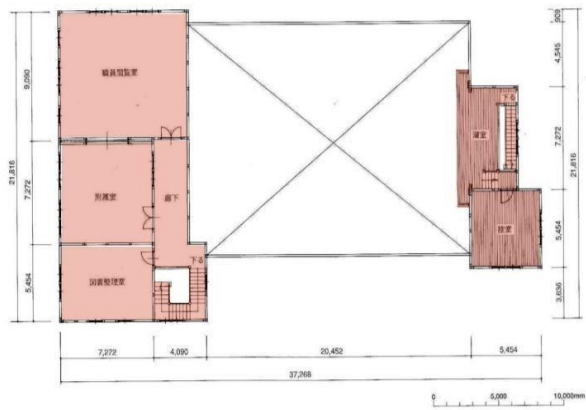
講堂 西立面図



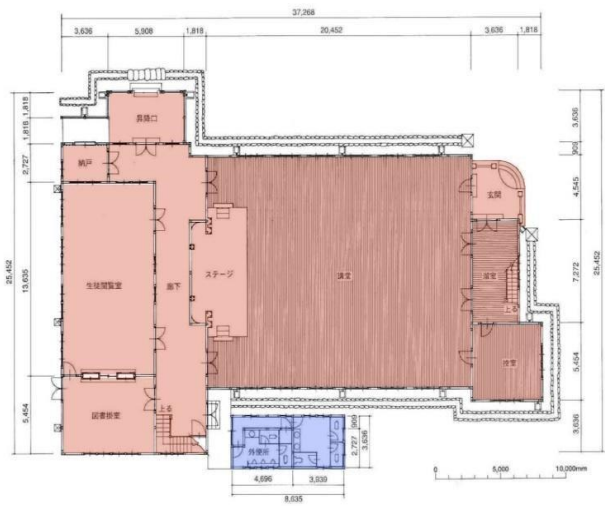
図 2－5 本館 部分の設定（内部）



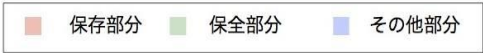
図 2－6 講堂 部分の設定（内部）



講堂 2 階



講堂 1 階



3 管理計画

(1) 管理体制

管理体制は、第1章第2項(4)に示すとおりです。旧松本高等学校本館及び講堂の管理は、松本市教育委員会生涯学習課あがたの森文化会館が行います。警備、設備点検については、別に外部委託を今後も継続します。

植栽管理並びに公園施設及び設備の管理は、松本市建設部公園緑地課が行います。

(2) 連絡体制

管理上の緊急時などの連絡体制は、図2-7の通りとする。

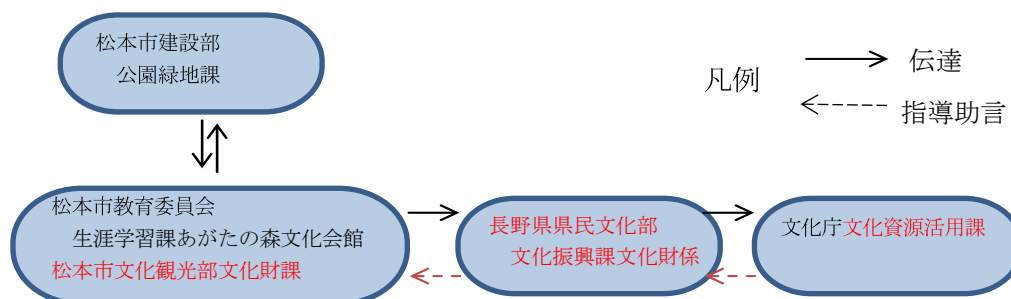


図2-7 連絡体制図（令和8年3月1日現在）

(3) 管理方法

管理方法は以下のとおりとし、表2-1に各項目の内容、実施者、責任者をまとめました。あがたの森文化会館利用者は、施設の利用終了後、必ず清掃や整理整頓、片付けをするよう規約を設けており、今後も継続していきます。

ア 清掃、整理整頓、片付け

- ・ 生涯学習課あがたの森文化会館（以下管理者）及び利用者は、本館及び講堂の内部及び周辺を常にきれいな状態に維持します。
- ・ 管理者及び利用者は、展示やイベント準備等の作業を本館及び講堂の内部又は周辺で行う場合には作業環境の整備に努めます。

< 注意点 >

- ・ 清掃用具や展示・イベント準備物等により幅木や建具枠、敷居、床板を傷つけないよう注意します。
- ・ 雑巾やバケツ、段ボールや新聞等、湿気を生じやすいものを木部である床板等の上に直接置いたまま放置しない。

イ 虫菌、金属腐朽の防止

- ・ 管理者は目視点検により、早期の発見に努めます。金具類の錆にも注意します。
- ・ 管理者は虫菌や金属腐朽を発見したら、防虫、防腐のための処置を行います。また、これを招く原因を追究し、水濡れや湿気の防止や汚れの除去等、状況の改善に努めます。

<注意点>

- ・ 木製建具は傷みやすいため、開閉時の取扱いは丁寧に行います。特に上下げ窓の開閉には気を付け、開閉が難しい場合は無理に行わないようにします。
- ・ 防蟻処理等について、穿孔注入のような部材に影響を及ぼす処置をとる必要がある場合には、事前に長野県を通じて文化庁に相談します。

ウ 風水及び雪害等の防止

- ・ 管理者は、強風、大雨及び大雪の予報が出た場合は、窓を閉め、被害防止の処置をとります（災害警報が出た場合は、第4章防災計画参照）。
- ・ 管理者は、強風、大雨及び大雪が発生した後には、災害の大小に関わらず、本館及び講堂を一巡して異常やき損の有無を確認します（例：屋根瓦のズレや割れ、雨漏り、漆喰壁の亀裂や剥落、樹木の落枝や倒木等による外壁下見板及び窓ガラスの破損、防火設備の機能不良等）。
- ・ 利用者は、異常やき損を発見したら、直ちに管理者に連絡をします。
- ・ き損の場合、管理者は、速やかに記録をとり、応急処置や修繕等の必要な対策をとります。

<注意点>

- ・ 本館及び講堂の周囲に飛散しやすい立て看板等がないか留意します。
- ・ イベント等で仮設的にテント等を設置する場合には、風で飛ばないように、十分な対策をとります。

エ き損・盗難・放火等の事故防止に関する事項

- ・ 管理者は、開館時に1日に3回以上、本館及び講堂の巡視を行います。
- ・ 管理者は、開館時、閉館時には、自動火災報知器、防犯設備等が正常に作動していることを確認します。
- ・ 管理者は、閉館時には、本館及び講堂に人がいないことを確かめ、施錠を行います。

表 2－1 保存環境の管理リスト

番号	項 目	内 容	実施者	責任者
ア	清掃・整理整頓	日常的な清掃	利用者 あがたの森文化会館	あがたの森文化会館
イ	虫菌害及び金属腐朽の防止に関する事項	目視点検を行い、水ぬれや湿気を防止します。必要に応じて防腐・防虫処理を行います。	あがたの森文化会館	あがたの森文化会館
ウ	風水・雪害等に関する事項	台風、強風、大雪などが発生した場合は、被害防止のための措置を講じるとともに、破損が生じていないか、重点的な点検を本館及び講堂とその周囲で行います。	あがたの森文化会館	あがたの森文化会館
		本館及び講堂周囲の植栽及び公園設備等についても同様に点検し、適切な対処を行います。	公園緑地課 あがたの森文化会館	公園緑地課
エ	き損・盗難・防火等の事故防止に関する事項	公開日は、定期的な巡視を行います。（１日３回以上）	あがたの森文化会館	あがたの森文化会館
		夜間などの非公開時は、施錠を行います。		
		自動火災報知器、防犯設備の作動確認を開館時、閉館時に行います。		

(4) 軽微な修理

本館及び講堂を良好な状態に保つため、巡回や点検等によりき損を発見した場合には、周辺部位にき損が拡大することのないよう速やかに対処します。そのため、以下に示すアからオまでの行為については、管理行為としての軽微な修繕とし、文化財保護法第33条に規定される「き損届」及び同法第43条の2に規定される「修理届」は不要とします。（第6章参照）。

ア 「基準4」に該当する設備（配線、配管を含む。）の改修又は更新

イ 瓦数枚程度の差替え又は据直し

ウ 外壁下見板数枚程度の補修

エ 窓及び扉の部分的な補修

(破損等によるガラスの取替えは「き損届」及び「修理届」は必要)

オ 外壁ペンキ塗りの部分的な補修

ただし、いずれも、き損の原因が明確（経年の劣化や摩耗、風雨や危険木によるき損等）で、故意の損壊に該当せず、同種材・同仕様による修繕とし、その処置が足場の組立等による他の部位に影響を及ぼさない場合に限る。

軽微な修理の実施にあたっては、修繕調書を作成し、今後の保存管理の基礎資料とします。

軽微な修繕に該当するかどうか不明な時には、長野県を通じて文化庁に確認します。

なお、部位ごとの維持管理の内容、実施者及び責任者については表 2－2 に記すとおりです。

表 2－2 部位ごとの点検事項

番号	部 位	内 容	実施者	責任者
ア	軸部 (構造部材)	土台や柱、梁など、目視できる構造材について、腐朽や倒れなどを定期的に点検します。	あがたの森文化会館	文化財課
イ	外壁（漆喰壁）	亀裂や破損、剥離箇所の発見と原因把握に努めます。	あがたの森文化会館	文化財課
	外壁（下見板）	割れや脱落箇所、ペンキ剥離の発見と原因把握に努めます。	あがたの森文化会館	文化財課
ウ	内壁（漆喰壁）	亀裂や破損、剥離箇所の発見と原因把握に努めます。	あがたの森文化会館	文化財課
		落書きなど汚損がないか定期的に監視も兼ねて点検します。	あがたの森文化会館	文化財課
	内壁（板壁）	割れや脱落箇所、ペンキやニス剥離の発見と原因把握に努めます。	あがたの森文化会館	文化財課
エ	床（板床）	ささくれや割れ、浮き、腐食の発見と原因把握に努めます。	あがたの森文化会館	文化財課
オ	屋根瓦	瓦の劣化・割れ、脱落等の発見に努める。強風、豪雨のあとは、瓦の脱落等を点検します。冬期にはひびが入った	あがたの森文化会館	文化財課

		瓦に水が浸透し、凍結により瓦が割れる場合があります、それが原因となって雨漏りが生じていないか点検します。		
カ	建具	建具の開閉時に点検します。金具類（蝶番等）の手入れ、敷居及び鴨居は日常的に清掃を行います。	あがたの森文化会館	文化財課
キ	金具類	水濡れや汚れの発見と水分の拭取り、汚れの除去等に努めます。	あがたの森文化会館	文化財課

4 修理計画

(1) 修理の基本的な考え方

定期的な維持管理を行うことで、現在の健全な状態を保つことを継続しますが、今後、建物が大きくき損することがあった場合や軸部の経年劣化等が見られた場合は、必要な処置を行うことを基本的な考えとします。

(2) 修理の方針

上記の基本的考え方に基づき、以下の三つの方針を掲げます。

ア 点検による異常箇所の発見と、軽微な修理を日常的に行うことにより、雨漏り等建物への水の浸入を防止し、蟻害や虫菌害、腐朽、外壁塗装の剥落等を生じさせないようにします。

イ 災害によりき損した場合には、直ちに応急処置又は養生の処置をとり、長野県及び文化庁と協議の上、速やかに復旧します。

ウ 修繕調書を参考に、雨掛かりや湿気、**経年劣化**により傷みやすい場所を認識し、**定期的な**外壁ペンキや漆喰の塗り直し、**窓ガラスのパテ補修**、**木部や建具金具**の修理、屋根葺替や樋交換等の計画を立てます。

(3) 耐震性能の向上

平成26年度に実施した耐震基礎診断において、大地震時に利用者始め来館者が安全に避難できる基準を満たすための補強工事が必要であることが判明しました（第4章参照）。

工事は平成30～**令和元**年度に旧松本高等学校**講堂**、**令和2～5**年度に旧松本高等学校**本館**の工事を行いました。

(4) 復原を目的とした現状変更

平成の修理で復原が見送られた箇所や、活用を考慮して復原を一部とした部分の復原を目的とした工事を行う場合は、十分な根拠資料を基に現状変更の許可を得て工事を実施します。

第3章 環境保全計画

1 環境保全の現状と課題

(1) 環境保全の現状

ア 旧松本高等学校時代及び信州大学時代

旧松本高等学校は、大正9年に本館、大正11年に講堂が建設されました。鎮守の杜である「縣ノ森」を残しながら、長方形の敷地北西に講堂及び図書館、本館を配し、南西には渡り廊下で接続した講義室・実験棟、南西隅には外国人教師官舎が建設されました。

「縣ノ森」の北には雨天体操場、北東には思誠寮を配していました。大正14年の古写真からもわかるように敷地の南及び南東側には建物を建築せず、グラウンドやテニスコート、プールなどを配していました。

大正14年の古写真より「縣ノ森」と正面の門から接続する道には、ヒマラヤスギが並木として等間隔で植樹されていることが分かります。

塀は敷地周囲にまわし、当初図面によると煉瓦と鉄柵によるものです。正面の門塀は本館の玄関と一体の造りであり、本館の玄関と線対称となる位置に門を設けていたことが分かります。

昭和41年になると信州大学人文・理学部校舎として、松本高等学校時代の校舎が活用され、思誠寮なども残されていました。なお、グラウンド南側となる敷地南東側には信州大学の官舎を整備しました。

旧松本高等学校時代の遺構が残るのは本保存計画の対象である旧松本高等学校本館と講堂です。また、敷地の履歴を表す遺構は「縣ノ森」です。

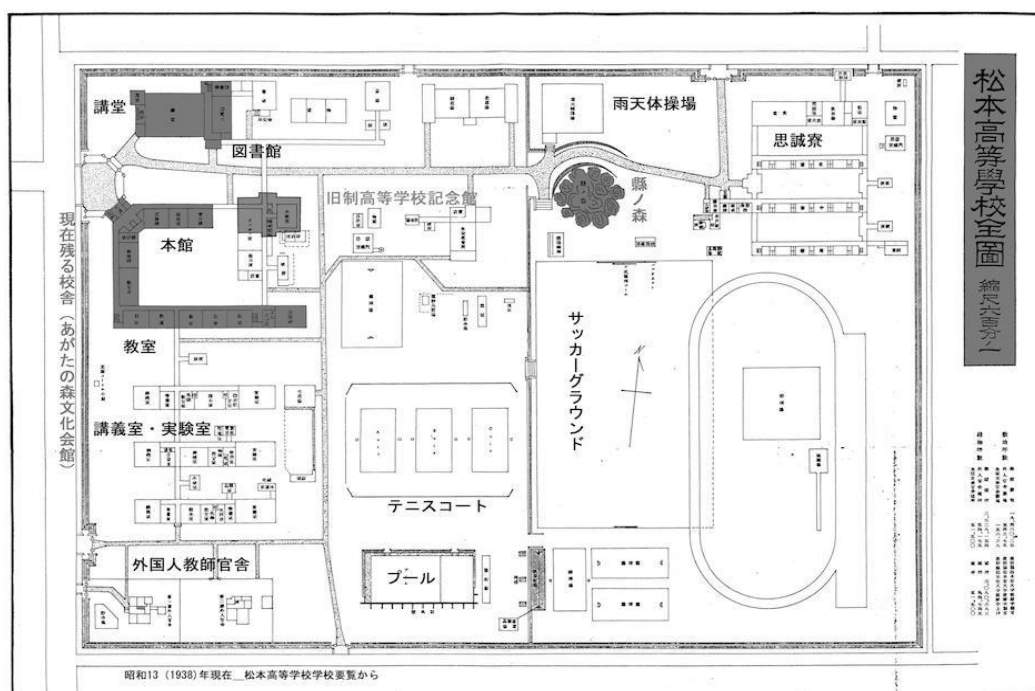


図3-1 昭和14年 松本高等学校配置図



写真 3－1 大正 14 年頃 松本高等学校鳥瞰写真

イ あがたの森公園の公園整備

昭和 54 年には松本市により「あがたの森公園」の基本設計をし、「縣ノ森」、旧松本高等学校講堂及び本館を残しながら公園整備を行いました。

実験棟及び講義棟、外国人教師館であった箇所は芝生の広場として整備し、屋内体操場、プール、グラウンドやテニスコートであった場所には敷地中央に回遊式庭園となる池を設け、敷地南には、築山を設けました。

かつての講堂の「図書掛室」と接続していた図書館書庫があった箇所には「あがたの森文化会館」用の駐車場、思誠寮の跡地には公園駐車場として整備を行いました。

正面門扉の位置や形状を石垣とするなど変更を行いました。

正面門扉の位置から「縣ノ森」へつながる現在の道は松本高校時代に計画された道の軸線を生かして整備しました。その他の園路は公園の池や築山、芝生広場、縣ノ森の線形に合わせながら整備を行いました。講堂北東側には、常駐の管理者住宅を設置しました（現在は倉庫利用）。平成 5 年には、本館東側に旧制高等学校記念館を新設開館しました。

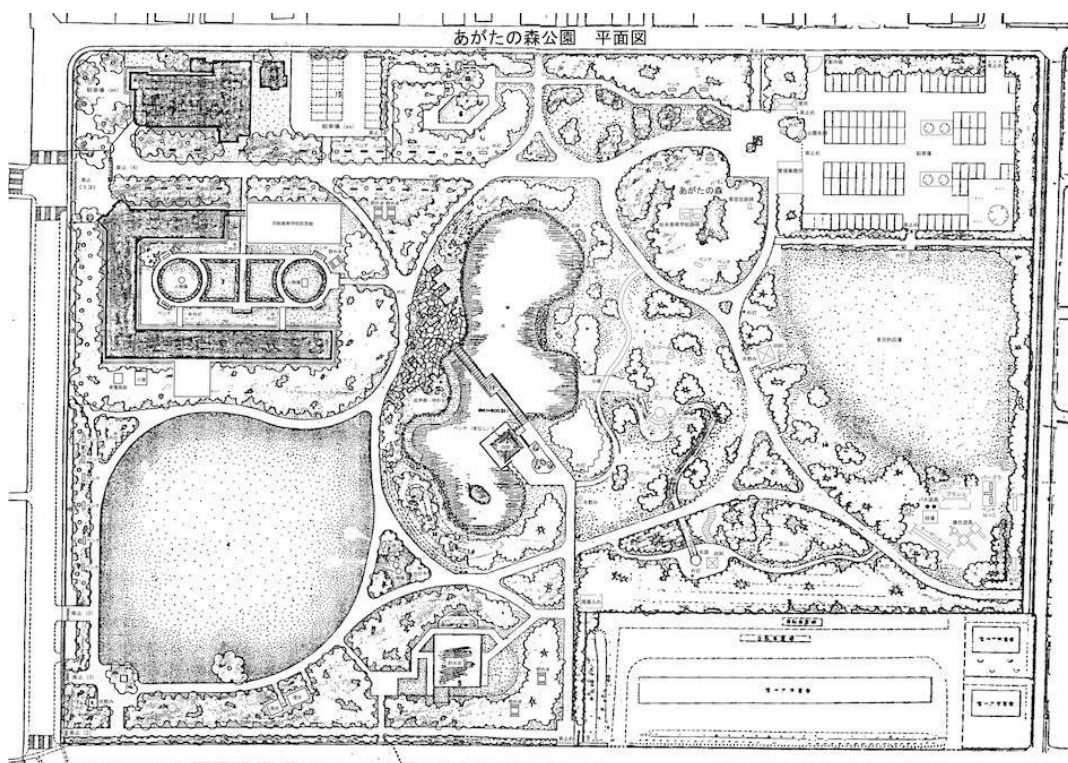


図 3-2 「あがたの森公園」整備配置図

ウ 現在の整備と環境保全の状況

現在の敷地は、公園整備時のものと大きな変更はありません。

平成14～17年の修理時には、講堂北側に集積されていた石材を用いて門柱及び門扉を当初の設計図と古写真を参考として新設しました。また、防災及び活用上必要となったキュービクルなどの設備類や本館及び講堂に接続する便所棟はこの時に整備を行いました。

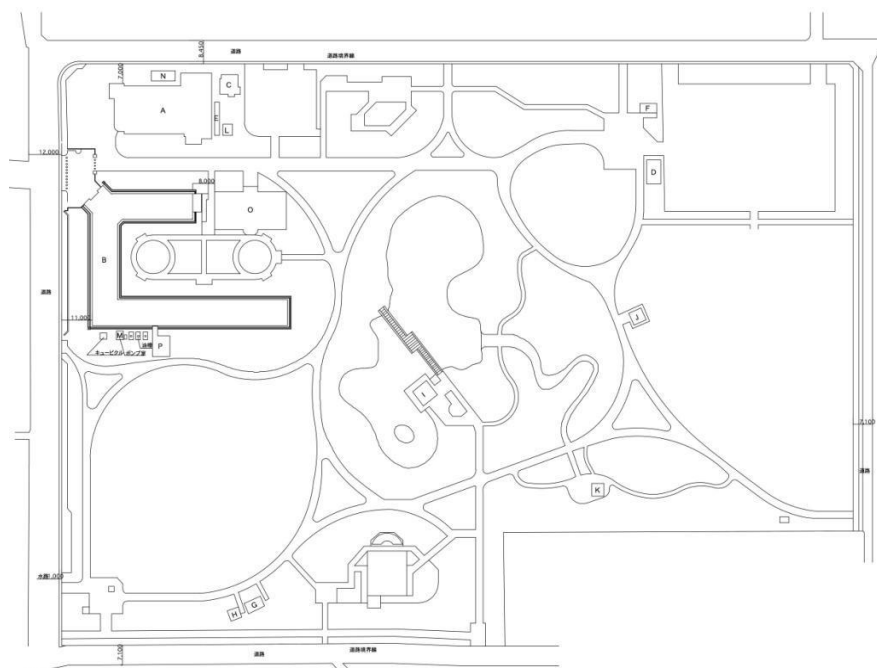


図 3-3 「あがたの森公園」現況配置図

(2) 環境保全の課題

ア 文化財建造物保護のための環境における課題

講堂北側に近年建設されたトイレ棟や、講堂北東側に近年に建築された倉庫と屋内消火栓のポンプ室及び設備類、駐輪場が近接しており建物への環境を悪くしており、1年を通じて湿気がある状態となっています。また、建物外周の排水溝の排水不良により、大雨の際に溢水することで建物基壇石が水に浸かり、ひび割れや剥落等の劣化が見られます。



写真3-2 講堂北東側 左：ポンプ室
右奥：倉庫



写真3-3 講堂北東側 倉庫

旧松本高校時代に植樹したヒマラヤスギが建物より高く成長しており、枯れ葉による樋のつまり、鳥類による糞害などが主に建物外壁下見板にダメージを与えています。なお、強風時や積雪時の枯れ枝の落下は主にガラス窓や屋根の破損等のおそれがあります。



写真3-4 ヒマラヤスギと講堂・正面門
(大正期古写真)



写真3-5 ヒマラヤスギと講堂・正面門柱
(現況)

イ 歴史的風致における課題

史跡である「縣ノ森」を保全するとともに、土地の履歴が分かるように来館者に伝えていく工夫が必要です。

旧松本高等学校講堂と本館を保存するとともに、旧松本高等学校時代の遺構である正面門塀の門柱などを始め、旧松本高等学校時代の遺

構が少ないこともあり、来館者に分かりやすく伝えていくことが課題です。

ウ 公園としての課題

旧松本高等学校本館及び講堂は公園の中の一連施設であり、文化財としての視点だけでなく、公園としての課題にも留意する必要があります。

旧松本高等学校本館と講堂間のヒマラヤスギの並木道は「あがたの森文化会館」を始め「あがたの森公園」への主要アプローチであり、通勤や通学などで利用する人も大勢います。ヒマラヤスギによる落雪、枯れ枝の落木などの対策が課題です。

2 環境保全の基本方針

(1) 基本方針

○旧松本高等学校本館及び講堂の文化財建造物を保護する環境とします。

○歴史的な風致を向上させ、利用者や観光客などの来館者、市民に伝えていきます。

○市民の憩いの場である公園として良好な環境とします。

(2) 区域の区分と整備方針（章末 図3－4 区域と建造物の区分参照）

計画区域の区域区分は歴史や史跡保全の観点、防災の観点、視認性等の景観特性の観点に基づき、現状の公園区画線で区分します。

ア 区域の区分

(ⅰ) 保存区域

- ・旧松本高等学校本館及び講堂の壁面から10m以内の範囲及び区画（建物の中心から5mラインである延焼のおそれのある範囲を考慮）

(ⅱ) 保全区域

- ・旧松本高等学校本館及び講堂の全景が見渡せる範囲及び区画（重要文化財の見え方や視認性等、現状の景観特性を考慮）
- ・「縣ノ森」を含む区画（史跡の保全を考慮）

(ⅲ) その他区域（整備区域）

上記以外の公園施設や駐車場等

※将来、復原を行った外構整備部分については保存若しくは保全部分として見直します。

イ 区域の区分ごとの整備方針

区域の区分ごとに整備方針を下記に記します。

(ⅰ) 保存区域

- ・復原による整備や防災施設を除き、土地の形質の変更や建物及び工作物を新たに整備しない、文化財建造物を保存するための部分

ベンチや案内板や誘導補表示の必要がある場合は、可動式若しくはは脱着可能なものを用います。

(4) **保全区域**

- ・旧松本高等学校本館及び講堂の維持管理や活用上必要な施設の整備を行うことができる区域であり、本館及び講堂への視認性や素材や色彩、高さについての景観上の配慮や検討を有する部分
- ・公園施設や植栽についても同様の景観上の配慮や検討を有する部分

(5) **整備区域**

- ・遊具などの公園施設、工作物も整備可能な部分

(3) **建造物の区分と整備方針**

ア 建造物の区分

(7) **保存建造物**

- ・重要文化財建造物である旧松本高等学校本館及び講堂に準じて保存を図るべき建造物を「保存建造物」とします。将来、再建等の復原整備を行ったものも該当します。

(4) **保全建造物**

- ・重要文化財建造物である旧松本高等学校本館及び講堂に付属する建造物で、配慮を行って整備したもので今後も維持していくものを「保全建造物」とします。

(5) **その他の建造物**

- ・将来、更新や修景や撤去、移設等も考えられる建造物を「その他建造物」とします。

イ 建造物の区分の適用

(7) **保存建造物**

- ・現状で保存建造物に該当するものではありません。

(4) **保全建造物**

- ・旧松本高等学校本館南面に接続するトイレ棟、旧松本高等学校本館北面に接続するトイレ棟とします。

(5) **その他の建造物**

- ・旧松本高等学校本館及び講堂と、上記保全建造物以外の建造物や工作物、設備類が該当します。

ウ 建造物の区分の整備方針

(7) **保全建造物**

- ・現状の規模、位置、形状、意匠、色彩を踏襲します。ただし、将来的に、必要に応じて移設や更新などの整備ができるものとします。

(4) **その他の建造物**

- ・保存区域に位置する防災設備類を含める「その他の建造物」のうち旧松本高等学校本館及び講堂に近接し、建物への悪影響あるものは整備の検討を行います。

- ・保全区域に位置する防災設備類を含める「その他の建造物」のうち旧松本高等学校本館及び講堂の視認性や景観上の配慮については今後も継続していきます。
- ・整備区域に位置する防災設備類を含める「その他の建造物」も保全区域に隣接するものは極力、配慮を行います。

3 整備計画

(1) 整備の基本方針

環境整備の基本方針に基づき、後述する防災計画や活用計画を踏まえて整備の基本方針とします。

(2) 整備方針

ア 施設・設備類

- ・旧松本高等学校講堂の東面に近接した保存区域にある維持管理用の倉庫及び駐輪場は撤去し、空地を設けます。なお、空地には駐車場を検討します。
- ・現在の「あがたの森文化会館」の駐車場部分には倉庫及び駐輪場の整備を検討します。
- ・屋内消火栓のポンプ小屋については当面は現状のままとしますが、後述する防災計画を踏まえてポンプ室再整備も検討します。
- ・近年の降水量による雨水排水計画を立て、雨樋・排水溝の改修、浸透枳の設置等を検討します。

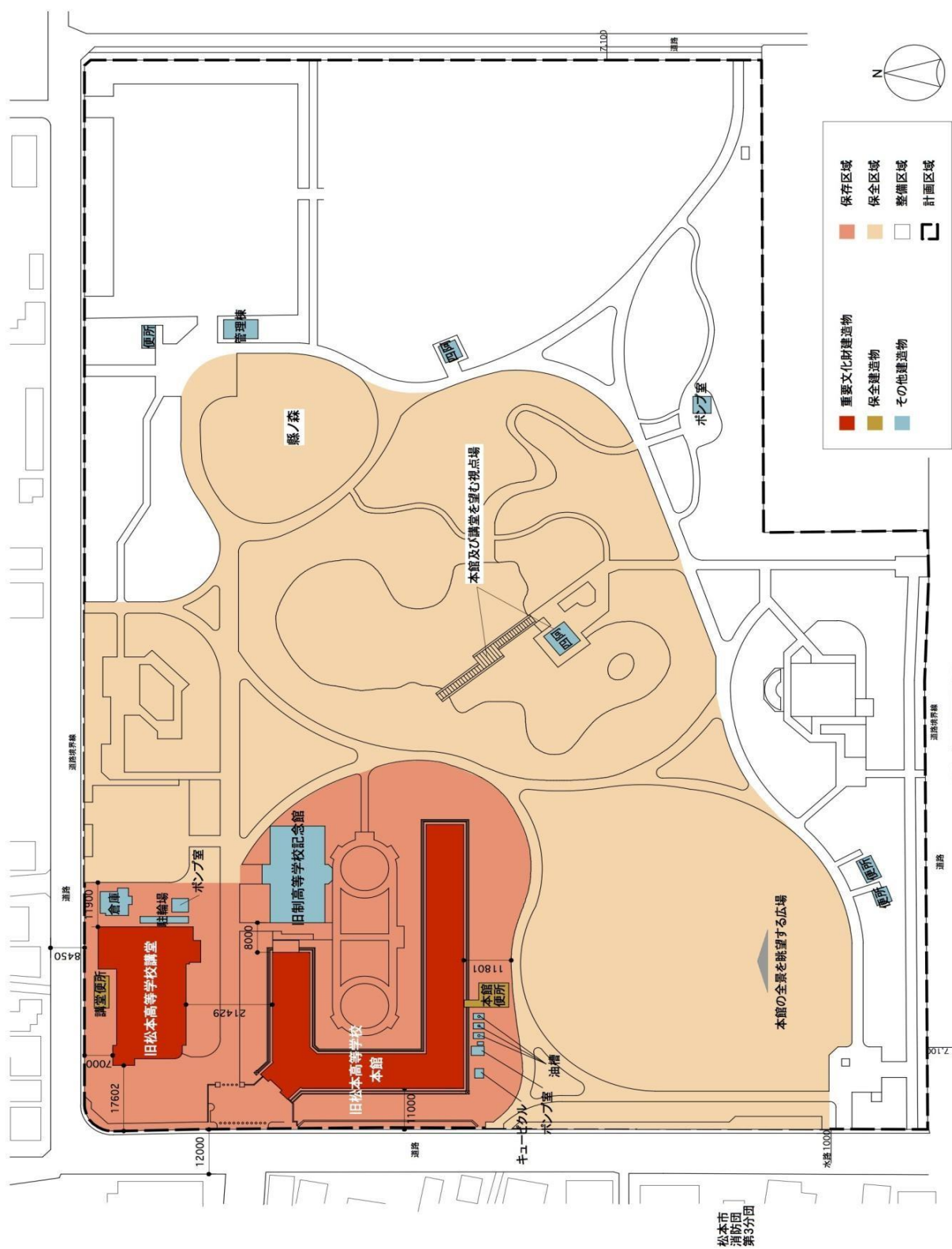
イ 樹木

- ・ヒマラヤスギの並木については、建物の樋や屋根に枝が極力かからないよう、定期的に剪定を業者に委託して実施します。
- ・「縣ノ森」のケヤキについては、保全していくことに努めます。
- ・危険木となる樹木や寿命となったものについては、伐採等の検討も行います。

ウ 鳥類による糞害

- ・ヒマラヤスギの剪定や伐採、鳥類を追い払う機器の設置など、鳥類のねぐらとなる要素を軽減させる対策を検討します。

図 3-4 区域と建造物の区分



第4章 防災計画

1 防火・防犯対策について

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 燃焼等の特性と想定される火災要因

- ・旧松本高等学校本館及び講堂は木造建築であり、燃焼性が高いため、一たん火災が広がると消火が困難です。
- ・講堂の北側は、周辺市街地と隣接しているため、延焼による火災も考えられます。
- ・本館及び講堂に近接して設置されているオイルタンクは、火災の火元となる可能性があり、火災を大きくする要因にもなります。
- ・予防、早期発見・早期通報、初期消火に重点を置いた方策を講じます。

(7) 屋内出火

- ・旧松本高等学校本館及び講堂とも火気使用は禁止です。
- ・暖房器具に可燃物が接触することによる出火も想定されます。
- ・定期的なメンテナンスを松本市では行っていますが、小屋裏内の電気配線や暖房機器自体から出火するケースも考えられます。
- ・夜間は施錠管理と機械警備を行っていますが、昼間の不審火のおそれもあり対策が重要です。

(4) 外壁出火

- ・旧松本高等学校本館及び講堂とも、「あがたの森公園」内に位置し、公園内は火気厳禁、禁煙ですが、昼夜間とも歩きたばこ等のポイ捨てにより出火するケースも考えられます。
- ・昼夜とも不審火のおそれと考えられ、対策が重要です。

(7) 敷地内建造物からの延焼

- ・旧松本高等学校本館及び講堂とも倉庫などの木造建造物や強制給排気式暖房機のオイルタンク、設備機器類が近接している箇所があり、これらの建造物や設備類から出火した場合に延焼する危険性があります。

(E) 周辺市街地からの延焼

- ・旧松本高等学校講堂は周辺市街地と隣接しており、特に講堂の北側については火災が発生した場合、外壁間は10m以上離れていますが延焼する可能性があります。
- ・講堂で火災が発生した場合は、講堂北側の周辺市街地へ延焼するケースも想定されます。

イ 現状の防火管理

- ・旧松本高等学校本館及び講堂の防火管理関する事項については「松本市あがたの森文化会館 消防計画」で定めています。
- ・所轄消防署は丸の内消防署庄内出張所（約 1.7 km）です。
住所：松本市出川 1 丁目 2 番 15 号 電話 0263-25-0669

(7) 防火管理の体制

火災又は地震等の予防及び災害の発生時における人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、防火管理者と分担責任者を定めています。

a 防火管理者

防火管理者はあがたの森文化会館館長が当たり、以下の業務を行います。

- (a) 消防計画の検討及び変更
- (b) 消火、通報及び避難誘導等の実施
- (c) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査及び監督
- (d) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督
- (e) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- (f) 消防機関に対する各種報告、届出及び指導の要請
- (g) その他防火管理上必要な業務

b 分担責任者

分担責任者はあがたの森文化会館職員のほか、あがたの森図書館の職員、旧制高等学校記念館職員からなり、担当区域ごとに以下の業務分担の責任者を決め、人命の安全確保並びに被害の軽減を図るため、必要な業務を行っています。

- (a) 陳列物品、危険物品の転倒落下及び棚等の転倒防止、屋内外の整理、通路等の安全確保並びに建物の保全等、全般管理
- (b) 火気使用器具設備、電気の器具設備及び危険物、ガスの施設等の防火安全のための点検確認、喫煙、暖房等を含めた火気の管理
- (c) 消防用設備等の点検と維持管理

(i) 防火管理上の課題

旧松本高等学校本館は、開館時と閉館時において防火管理上の課題が異なっています。

a 開館時

本館では、旧教室等の貸出しとなる貸室と図書館機能の二つの複合用途からなり、火災の早期の発見は、防火管理者だけではなく、施設を利用している団体、あがたの森図書館職員や図書館利用者等となります。そのため、火災を発見後、いかに冷静にかつ迅速に消防署へ通報し、初期消火、避難が行えるかが課題となります。

講堂では、イベント等が行われており、劇場及び集会場であるため不特定多数の人が多く集まります。本館同様、火災発見後、いかに冷静かつ迅速に消防署へ通報し、初期消火、避難が行えるかが課題となります。

あがたの森図書館及び旧制高等学校記念館が閉館となった夜間の開館時は、職員の人数が少なく、的確な通報、初期消火、避難が円滑に行えるかが課題であり、訓練等でも想定が重要です。

b 閉館時

本館及び講堂は施設管理及び機械警備を行いますが、公園内に立地しているため、誰でも建物に近付くことが可能です。本館及び講堂とも付属建物や植栽などで死角になりやすい箇所もあり、注意が必要です。

ウ 現状の防火等に係る設備

旧松本高等学校本館及び講堂には消防法に基づき以下の設備が設置されています。

(7) 防火、防犯、安全管理に係る設備

熱及び煙感知器、自動火災報知設備、放送設備、誘導灯、屋内消火栓（本館 8 機、講堂 4 機）、消火栓ポンプ及びエンジン式自家発電装置、貯水槽（18 t）、避難階段（本館東面 2 階）

(i) 防火、防犯設備整備上の課題と留意点

- ・ 冬期は凍結しやすい環境であるため、特に屋外に設置する消火設備の配管や筒先等には留意が必要です。
- ・ 屋外での放水活動では、ヒマラヤスギの並木などが障害物となります。
- ・ 閉館時、火災の早期発見は公園利用者の発見と建物内部にある感知器となるため、外部出火の発見が遅れる可能性があることは課題です。
- ・ 夜間開館も行っていることもあり、火災時の避難のための非常用照明の設置の検討が必要です。

- ・放火等の犯罪の抑止力となりうる防犯カメラについては、個人情報保護関連の条例や公園の条例等の遵守や手続き等が必要となります。
- ・ヒマラヤスギ等の樹木の陰により、センサーが反応しないこともあるため、センサー等を用いた防火、防犯設備については実際に設置し稼働するかどうか留意が必要です。
- ・保存及び保全部分に防火や防犯設備を整備する場合は景観や意匠上の配慮も必要です。

(2) 防火管理計画

ア 防火管理計画の位置付け

- ・「松本市あがたの森文化会館消防計画」に基づき、来館者の安全確保、旧松本高等学校本館及び講堂の防火の徹底を図るための行動計画を定めます。

イ 防火管理区域

- ・防火管理区域は、第3章環境保全計画で防災上の観点を踏まえて定めた保存区域と同じとします。
- ・防火管理区域においては、火気の使用及び危険物の持込みを禁止とします。

ウ 遵守事項

- ・避難動線や避難口となる扉の近辺には避難上支障となる車両駐車や物品を置かないこととします。同様に消防車や緊急車両の進入経路となる道には車両駐車や物品を置かないこととします。
- ・公園でのイベント等において、出店等で火気を使用する場合には、使用前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければなりません。連絡を受けた防火管理者は所轄消防署と事前に協議を行い、必要な指示を受けなければなりません。

エ 防火の措置

(7) 収容人員の管理

- ・旧松本高等学校本館の登録団体の利用者人数は「あがたの森文化会館」事務室で管理しており、団体見学者の場合も同様であり、これまでと同様に行います。
- ・「あがたの森図書館」の利用者は、図書館事務室で管理しており、これまでと同様に管理を行います。

- ・旧松本高等学校講堂の登録団体の利用やイベント時も本館同様、「あがたの森文化会館」事務室で管理します。講堂は最大400名が収容可能ですが、消防署の指導により収容人数上限は300名としています。

(イ) 通報・連絡

通報・連絡については「松本市あがたの森文化会館 消防計画」に基づき行います。

a 開館時

感知器が火災を感知若しくは火災を発見した場合は、「松本市あがたの森文化会館 消防計画」第4条任務分担における通報連絡担当の2名が火災発生 of 伝達周知と避難案内の呼びかけを行い、消防機関等の通報（119番通報）と近隣協力依頼等の呼びかけを行います。

b 閉館時

感知器等が火災を感知した場合は機械警備委託業者が駆けつけ、現場を確認の上、消防機関等へ通報し（119番通報）、あがたの森文化会館館長へ連絡します（外部出火対策の早期発見には課題があり、防災設備計画で方策を後述します）。

(ウ) 避難誘導

- ・避難誘導についても、「松本市あがたの森文化会館 消防計画」第4条任務分担における3名の避難誘導担当が行い、避難誘導と経路案内、状況に応じ避難器具等の設定を行い、パニックの防止に努め館内に残った来館者の確認を行います。
- ・避難誘導担当の任務は専任とし、他の任務との兼担は原則行わないものとします。

(エ) 初期消火

- ・初期消火についても、「松本市あがたの森文化会館 消防計画」第4条任務分担における6名（うち通報連絡担当兼担1名）の消火担当が行い、消火器及び屋内消火栓で直接消火活動を行い、状況に応じ消防活動の協力を行います。

(オ) 消防訓練

- ・消防訓練は、「あがたの森文化会館・図書館・旧制高等学校記念館 消防訓練要綱」に基づき、実施しています。
- ・所轄消防署である丸の内消防署庄内出張所の指導を受けます。

- ・自動火災報知器を鳴動させての処置、屋内消火栓からの放水、来館者を実際に避難させるなど、より実地的な訓練を計画し、実施を定期的に行います。

(3) 防犯計画

ア 事故歴

- ・旧松本高等学校本館及び講堂におけるき損は、平成21年9月、夜間巡回後から早朝巡回前の間に投石によるガラス窓1枚破損の被害がありました。場所は市道に面した講堂第二会議室北面ガラスです。
- ・放火、盗難等による深刻な事故の履歴はありません。

イ 事故防止のための措置

- ・「あがたの森文化会館」、「あがたの森図書館」、「旧制高等学校記念館」と協同して、開館時間のうちは複数回巡回を行い、閉館時には施錠と機械警備を継続して徹底します。
- ・閉館時（夜間早朝時）対策として、地域自治会や松本市消防団第3分団との予防活動の連携や防犯設備の強化を図ります。

(4) 防災設備計画

設備整備計画（章末 図4-1 参照）

設備整備計画は、消防法に基づき以下の設備の継続及び更新を行います。また、被害を最小限とするため、必要に応じて防災設備の新設を検討し、防災設備の強化に努めます。

ア 警報設備

- ・旧松本高等学校本館及び講堂では自動火災報知設備を設置し、各階に感知器を取り付け、本館1階事務室には受信機を設置しています。
- ・特に外部出火による火災感知能力を高めるため、炎感知器の導入について検討し、発見・通報がより迅速となるように努めます。

イ 非常用放送設備

- ・旧松本高等学校本館及び講堂では非常用放送設備を設置しており、本館1階事務室から各部屋へ放送が可能です。

ウ 消火設備

(7) 内部

- ・旧松本高等学校本館及び講堂では、消火器のほか、屋内消火栓を設置しています。現在の消火栓は平織りホースであり、連結と放水操作に2名以上必要となるものであり、今後は火災を発見してから素早く消火が可能な易操作性消火栓に更新します。

(イ) 外部

- ・旧松本高等学校本館及び講堂では、外部で出火した場合は出入口付近に配置してある屋内消火栓を利用して初期消火を行います。出入口付近にある消火栓から遠い位置にある本館南西側には屋外消火栓の設置も検討します。
- ・旧松本高等学校講堂の北側は市街地が隣接しており、延焼のおそれがあります。講堂北側2カ所に射程距離25m、斜高13mとなる放水銃の設置も検討します。

2 耐震対策について

(1) 耐震診断と耐震補強方策

地震時の安全を確保するため、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（文化庁）に基づき、平成26年度、国の補助事業として旧松本高等学校本館及び講堂の耐震基礎診断を行ったところ、耐震補強の必要がある結果となりました。

地震時に倒壊せず、生命に重大な危害を及ぼさないレベルである安全確保水準（「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要綱」文化庁）を満たす耐震補強の検討を現在行っています。

(2) 消防計画等に基づく震災予防措置及び地震時の活動

ア 地震時の災害予防のための措置

(ア) 落下や転倒の防止措置

- ・瓦や窓ガラスなどの落下や、「あがたの森図書館」や事務室の棚などの転倒及び物品の落下の危険性がある箇所を把握し、防止のための措置をとります。
- ・暖房器具等については、自動停止装置機能の作動状況の確認など定期検査と合わせて実施します。

(イ) 地震時に備えた物品確保

- ・震災に備え、次の物品を常に持ち出せるように準備しておきます。
 - ☐重要書類、重要な展示品
 - ☐医薬品
 - ☐携帯ラジオ
 - ☐飲料水
 - ☐懐中電灯
 - ☐その他必要なもの

- ・震災後の応急措置に備え、次の物品をあがたの森文化会館内に常備しておくものとします。

- ☐重要書類、展示品保護のための防水シート
- ☐ロープ、ワイヤー
- ☐栈木等の角材、支保工のような支持材
- ☐合板
- ☐土嚢
- ☐ヘルメット、軍手
- ☐工具一式
- ☐その他必要なもの

イ 地震時の対応

(7) 緊急地震速報発生時の対応

- ・緊急地震速報が発生した場合には非常口が開いていることを確認します。
- ・緊急地震速報が発生した場合には、落ち着いて行動すること、転倒や落下の危険性がある棚等から離れること、窓ガラス等がない安全な場所で安全な姿勢をとること等を非常放送で呼びかける必要があります。そのため、本館及び講堂とも地震時に安全な場所及び危険な場所を予め把握した避難マニュアルに沿って、避難を行ないます。
- ・緊急地震速報が誤報であった場合には、その旨を速やかに利用者及び来館者に伝えます。
- ・他地域で大規模な地震が発生した場合は、地震発生情報を簡潔に利用者及び来館者に伝えます。
- ・緊急地震速報発生時の非常放送文例を予め作成しておきます。

(4) 震災発生時の対応

- ・あがたの森文化会館職員は、地震が発生したら、転倒や落下の危険性がある陳列物件等から離れ、身の安全を確保し、揺れが収まるのを待ちます。揺れがおさまったら、非常放送、情報把握、状況報告等を役割分担によって迅速かつ的確に行うことができるよう、予め以下のことを検討し、非常放送文例や行動手順をまとめ、職員間での周知徹底を図ります。
- ☐係員の指示に従って冷静に行動することを呼びかけるための非常放送文例

- ☐ あがたの森文化会館で火災が発生した場合の対応
- ☐ あがたの森文化会館におけるけが人の有無の確認と、防火管理者への報告事項（人数、箇所、程度、救助の要否等）
- ☐ あがたの森文化会館における転倒物や落下物、顕著な建物の破損（漆喰上塗りの剥落、瓦の落下等）の有無の確認と、防火管理者への報告事項

(ウ) 避難誘導

- ・ 防火管理者は、館内の被害程度及び関係防災機関（消防署等）からの情報を積極的に収集し、非常放送により全職員に状況を伝えます。また、公開の継続、臨時の閉館、広域避難場所への避難開始等、必要な指示を出します。広域避難場所は「あがたの森公園」であり、建物や工作物、樹木等がない広場へ避難します。
- ・ 防火管理者からの避難開始命令が出た場合、利用者及び来館者の避難を順序よく安全に誘導できるよう、起こりうる状況を想定しながら、予め以下のことを検討し、非常放送文例や行動手順をまとめ、職員間での周知徹底を図ります。
 - ☐ 各館及び各階の利用者及び来館者への避難開始の連絡と、避難順序
 - ☐ 必要な避難誘導係の人数
 - ☐ 避難誘導経路と避難誘導係の配置位置
 - ☐ 要救護者の介助及び搬送
 - ☐ 避難誘導に必要な設備機器（例：メガホン、拡声器）

(エ) 地震後の火災予防の措置

- ・ 揺れが収まったら、各火元責任者は建物等の点検・検査を行い、防火管理者に報告し、その安全を確認後、使用を開始します。安全確認においては、余震による火災発生危険性を特に考慮します。

(オ) 本館及び講堂の応急措置

- ・ 本館及び講堂の延焼の危険がある場合には、風の向きや強さ、火の広がり方を見極めながら、避難誘導を行います。
- ・ 本館及び講堂が破損した場合には、危険部分を撤去し、その部材を格納すると同時に、雨水の浸透等によるき損の拡大を防ぐために破損部分を防水シートで覆います。軒先の垂下等に対しては、支柱等で支持すると同時に周辺に立入制限の措置をとります。

- ・本館及び講堂の主要構造部が大きく破損した場合は、支柱やワイヤー等で一時的に支持し、全体的に立入禁止の措置をとります。

(カ) 長野県・文化庁への連絡

- ・地震により被害が発生した場合は、可能な限り速やかに、長野県及び文化庁に報告します。

3 その他の災害対策について

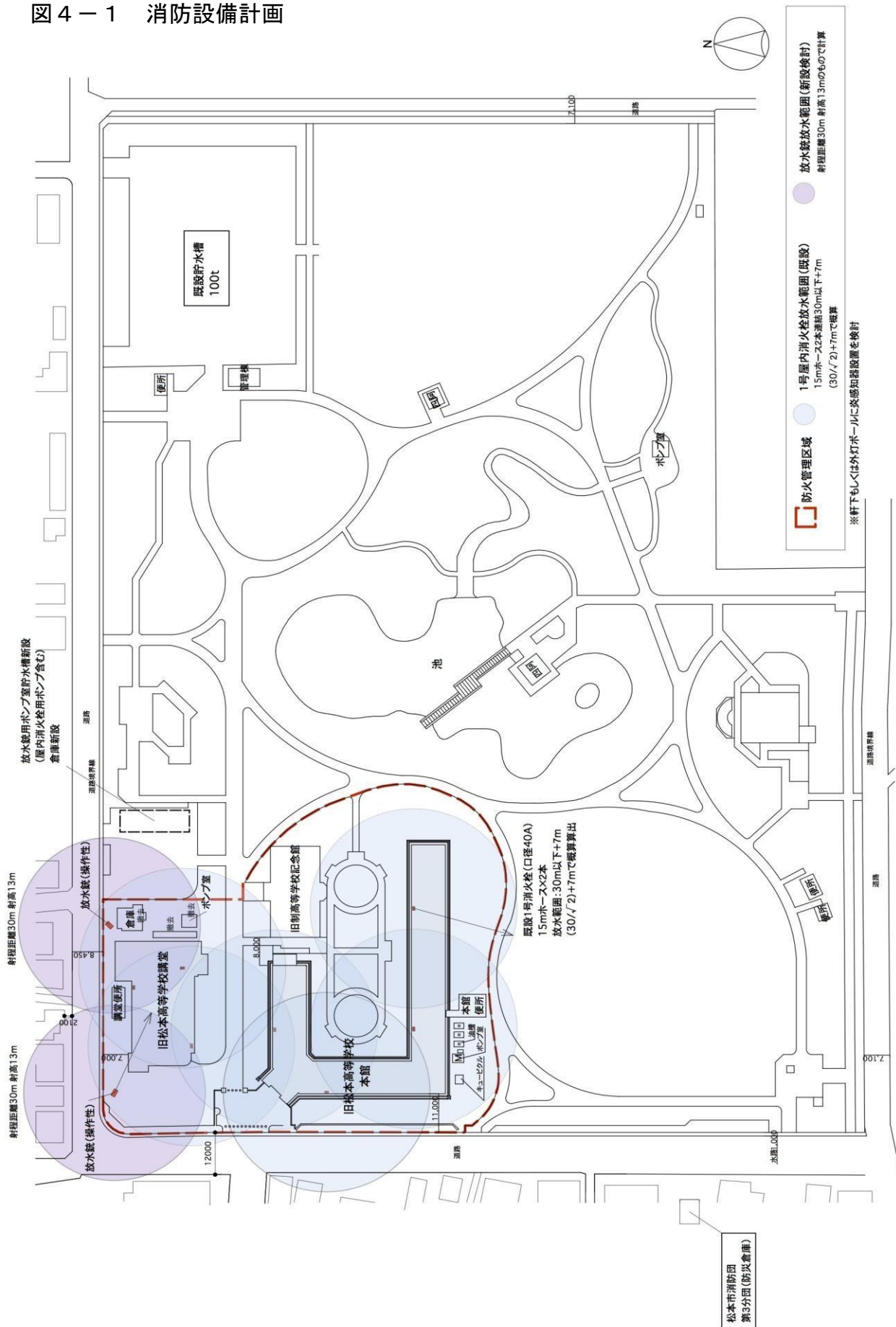
(1) 予想される災害

- ・低温による凍害、豪雪による雪害、強風等による風害などが予想される災害です。
- ・凍害は、軒先の氷柱や路面及びアプローチ等の凍結が考えられます。豪雪によってはヒマラヤスギからの落雪や屋根からの落雪により屋根や樋が傷む傾向があります。
- ・強風等による風害は豪雪同様、ヒマラヤスギの幹の折損による落下や老木した樹木の倒木なども考えられます。
- ・ヒマラヤスギが高く生育し、落雷による折損で本館及び講堂がき損する危険性が高まっています。
- ・近年の異常な降雨量によって雨樋や排水溝の排水不良が生じ、建物内部へ浸水して腐朽被害が起こるおそれがあります。

(2) 今後の対処方針

- ・これら上記の災害については、立入制限や注意書きによる喚起を基本とし、樹木については定期的に危険木の検査を行います。危険木については、伐採を検討します。
- ・風害に対しては、耐震と併せた補強を行います。屋根材や樋については飛散防止の措置を施します。その他の瓦は、補修用の瓦を用意します。
- ・落雷に対しては、本館及び講堂に近接する樹木の伐採を検討し、また、落雷による消防用設備の故障を防ぐため、避雷機器の設置を検討します。
- ・近年の降雨量に基づいた排水計画を立て、雨樋や排水溝等の改修を検討します。

図 4-1 消防設備計画



第5章 活用計画

旧松本高等学校本館及び講堂の価値を損なうことなく、適切な活用及び公開を進めるため、その基本方針と活用基本計画を定めます。

1 活用・公開の基本方針

(1) 活用・公開の現状

現在、旧松本高等学校本館及び講堂は、松本市あがたの森文化会館として各教室を生涯学習団体の活動の場として貸し出し、音楽サークルの練習、コンサートや研修会・講演会等様々に活用しています。また、松本市図書館分館（あがたの森図書館）を館内に設置し、多くの市民が活用しています。更に、一般社団法人松本市芸術文化協会、松本市PTA連合会にそれぞれ1室を貸し出し、事務所としても活用しています。

公開施設としては、建設当初の調度品を再現した復元校長室及び復元教室を設定し、県内外の来館者に公開しています。

松本高等学校時代の歴史資料や学生の生活については、隣接する松本市博物館分館（旧制高等学校記念館）で、全国の旧制高等学校資料とともに展示、保管を行っています。

ア あがたの森文化会館

(7) 公開期間等

建 物 木造2階建て 建物延面積3,611.11㎡

平 日 9:00～22:00

日曜日 9:00～17:00

休館日 国民の祝日（祝日が日曜日の場合、日曜開館・月曜火曜が休館）

年末年始（12月29日から1月3日まで）

毎週月曜日（祝日が月曜日の場合、月曜火曜が休館）

(i) 使用料

（単位：円）

区分	午前	午後	夜間	午前～ 午後	午後～ 夜間	全日
	9:00～ 12:30	13:00～ 17:00	17:30～ 22:00	9:00～ 17:00	13:00～ 22:00	9:00～ 22:00
ホール	1,780	3,140	4,400	4,670	7,160	8,380
大会議室	830	1,040	1,250	1,770	2,170	2,800
中会議室	730	940	1,150	1,580	1,980	2,530

小会議室	520	620	730	1,080	1,280	1,680
------	-----	-----	-----	-------	-------	-------

※企業等が社内研修等を使用する場合上記金額に 200/100 を乗じる。

(ウ) 活用事例

a あがたの森サタデーコンサート

昭和55年に第1回目が開催され、年4回土曜日の夜に旧松本高等学校講堂ホールにおいて定期的に開催されてきた市民運営委員会主催のコンサート。身近な音楽家の本格的な演奏に、気軽に触れられることをコンセプトとして平成28年度現在35周年150回以上の例会を重ねてきました。



写真5-1
サタデーコンサート

b 学都まつもとフォーラム

松本市生涯学習活動の拠点である旧松本高等学校本館及び講堂を使って、松本市が目指す“学都”の在り方を、市民、教育委員会、行政が一体となって話し合い、学び合う場として、平成24年度より9月に開催しています。パネルディスカッションや分科会等を開催し、これまでに学び、これからに引き継ぐ学都の理念を追求しています。



写真５－２
学都まつもとフォーラム

イ あがたの森図書館

(7) 公開期間等

面 積 あがたの森文化会館のうち 198.31 m^2

平 日 10:00～19:00

日曜日 10:00～17:00

休館日 国民の祝日(祝日が日曜日の場合、日曜開館・月曜火曜が休館)

年末年始(12月29日から1月3日まで)

毎週月曜日(祝日が月曜日の場合、月曜火曜が休館)

毎月第4金曜日、特別整理期間(毎年設定)

(1) 設置日

昭和54年10月(あがたの森文化会館開館日と同日 **松本市の図書館で初めての分館**)

(7) 蔵書数(令和7年3月末現在)

25,329冊(内児童書 **45%**)

ウ 旧制高等学校記念館

(7) 公開期間等

建 物 鉄筋コンクリート造3階建て

建物延面積 $1,190.48\text{ m}^2$

開館時間 9:00～17:00

休館日 毎週月曜日(祝日が月曜日の場合はその翌日)

年末年始(12月29日から1月3日まで)

(1) 設置日

平成5年7月

(平成25年4月 常設展示リニューアル)

(ウ) 入館料

無料

(エ) 蔵資料点数

14,809点(内松本高等学校資料5,299点)

(2) 活用状況統計(数字は、令和6年度末のもの)

ア あがたの森文化会館

(ア) 利用登録団体数 159団体

室内音楽団体(合唱、吹奏楽など)	92(57.9%)
会議・研修	35(22.0%)
語学・文学・歴史学習	17(10.7%)
絵画・書道・写真・手芸・工芸等	10(6.3%)
演劇・文化活動他	5(3.1%)

(イ) 生涯学習活動利用人数

38,865人

(ロ) 使用料収入

3,636,490円

イ あがたの森図書館

(ア) 利用登録者数 2,860人

(イ) 貸出冊数 74,906冊

(3) 活用・公開の基本的考え方

重要文化財旧松本高等学校の建造物としての歴史的価値と、卒業生や市民による保存活動によりこの場所に現存する理念を、利用者・来館者に対して効果的に伝えていくとともに、文化財を活用しながら保存する意義を深めていきます。

(4) 具体的な方針

ア 文化財的な価値を損ねることのない整備の実施

イ 利用者・来館者が安全かつ快適に活用、見学することができる環境整備

ウ 理解を深めるための解説や展示の整備

エ 教育・学習支援の場としての活用

オ 旧松本高等学校(建造物)のみでなく、周辺を含めた環境整備と活用の促進

2 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

ア 法的条件・遵守すべき法規等

(ア) 文化財保護法

(イ) 建築基準法（ただし、文化財建造物の保存修理については適用除外とする（建築基準法第 3 条 1～3 項）。）及び関連条例

(ウ) 都市計画法

(エ) 都市公園法

(オ) 消防法及び関連条例

(カ) 国有財産法、関連条例等

(キ) 社会教育法、関連条例

(ク) その他県・市の条例等

- ・松本市あがたの森文化会館条例
- ・松本市あがたの森文化会館条例施行規則
- ・松本市都市公園条例
- ・松本市屋外広告物条例
- ・長野県福祉のまちづくり条例

イ 関連計画

松本市総合計画

松本市基本計画

松本市教育振興基本計画

松本市都市計画マスタープラン

(2) 建築計画

施設等整備計画案（章末 図 5－1 参照）

ア 保存管理、環境保全、防災に係る施設等

講堂東面に隣接した倉庫や駐輪場については、湿気により建物に悪影響を与える保存管理及び環境保全上の課題や、延焼火災のおそれのある防災計画上の課題があるため、移設を検討します。その際、移設場所には防災計画で検討していく放水銃、貯水槽、ポンプ室等の防災設備についても、併せて検討を行います。

イ 活用・公開等に係る施設等

活用・公開等に係る施設等は、上記の倉庫・駐輪場等の移設を検討する際に、講堂トイレのユニバーサルデザイン化、見学者や利用者が飲食できる休憩スペースの設置を検討します。

利用者から要望の多い各教室の冷房設備については、文化財としての価値を損ねることのない範囲で、熱中症等により来館者の安全に支障をきたさないように、第4章の防災計画の課題にも配慮し、既存の設備の更新に合わせ電気式の冷暖房設備に切り替えます。特に冷房を整備することで窓の開閉頻度が格段に減少し、第2章の保存管理計画でも課題としている窓ガラスの破損も減ることが期待できます。また、障がい者や高齢者の利便を図るため、昇降機の設置についても検討します。

ウ 外観の維持及び展示施設等の配備に係る計画

旧松本高等学校は社会教育施設としての活用を主にしていますが、重要文化財の指定を機に、外壁の塗装を定期的に行うなど、文化財としての活用にも力を入れています。しかし、令和5年の労働安全衛生法の改正により、2メートル以上の高さでのはしご等による作業が禁止されたため、軒樋の清掃や破損したガラス窓の交換に足場を組まなければならなくなり、外観の美観を著しく損ねています。こうした維持管理作業に高所作業車を活用して経費を抑えるため、中庭など本館と講堂の外周を整備する必要があります。

また、内部には復元教室と復元校長室を整備して文化財の公開活用を行っています。現在隣接する旧制高等学校記念館に一部展示されている、松本高等学校時代や信州大学時代の建物の歴史に関わる資料について、旧松本高等学校内の展示の充実を計画していきます。その際は、同窓会談話室の復元したカウンターや正面玄関土間、貸室対象外の部屋等の活用も検討し、増加する外国人への対応としてWi-Fi環境を整備し、多言語対応の解説アプリの設置を検討します。

(3) 外構及び周辺整備計画

校舎建設当時の経緯や現在までの変遷について、来館者や公園利用者がより理解を深められるよう、当時の松本高等学校正門に当初図面や古写真を含めた案内看板や解説板の設置を計画します。また、縣ノ宮、縣ノ森についても、土地の履歴が分かる解説板の拡充等について公園管理者や周辺住民等関係者と協議します。

講堂東面に隣接した、移設を計画する倉庫や駐輪場の跡地は、便益施設の建設や利用者駐車場の拡張を検討し、地下には屋外消防設備設置のための貯水槽75m³以上の設置を検討していきます。

(4) 管理・運営計画

松本市あがたの森文化会館は、旧松本高等学校本館及び講堂の活用を進めるとともに、施設を利用した生涯学習の普及に努めます。あがたの森図書館は、図書館分館として蔵書の充実を図り、市民に親しみのある施設を目指します。旧制高等学校記念館は、旧制高校に関する資料の収集、管理、研究を行い、展示等を通して本施設の歴史的文化的背景を発信していきます。更に、これら3館が協力し合い、重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂の保存活用の意義を深めていくため、館長は3館の長又は分館長を兼任するものとします。

ア 管理・運営の基本方針

旧松本高等学校本館及び講堂は、文化財としての歴史的価値を広く伝えていくとともに、市民の文化芸術の拠点として活用しながら継続していくことを基本方針とします。

イ 運営の主体及び委託

運営の主体は今後も松本市教育委員会が行います。

現状、サタデーコンサート等のイベントや、日々の生涯学習活動の企画・運営については市民の有志が中心となっており、管理者は適切な利用方法の助言、禁止事項の説明・指導や、企画運営委員会へ共催者としての参画を行っています。今後も、市民が中心となっており旧松本高等学校本館及び講堂を活用し、様々な活用方法を企画・運営していくことができる体制を継続していきます。

また、旧松本高等学校本館及び講堂の歴史を知ることができる展示の準備・企画等についても松本高等学校卒業生、信州大学同窓会、旧制高等学校記念館との協議を行っています。

定期清掃や夜間早朝巡回警備及び機械警備、時間外管理、消防設備・暖房設備保守点検業務等の実施については、専門業者に委託し、管理者は文化財の特性等について適切な管理指導を行います。

(5) 実施に向けての課題と方策

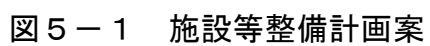
文化財建造物の価値を保持していくことと、上記の積極的な活用は課題が多く、歴史ある建物であるため、活用上の不具合であったり、文化活動の内容によっては建物へのダメージも考えられます。

毎年、あがたの森文化会館では利用者説明会・意見交換会を開催しており、文化財建造物の価値についての説明を行い、利用者への建物の使い方

や注意事項及び禁止事項も説明しています。同時に利用者からの活用上の要望について、文化財的価値を考慮しながら検討してきました。

例えば車いすの利用者からトイレへのアクセスについて、バリアフリーを求める声や、高齢者から2階への階段利用が困難などの意見も寄せられています。そのため、文化財のオリジナルな部分と活用上必要な施設等のバランスについては、管理者・利用者・有識者・関係省庁との連絡協議を密に行いながら検討していきます。

今後もこれらの取組みは継続し、市民の協力の下、旧松本高等学校本館及び講堂の保存活用をしていきます。



第6章 保護に係る諸手続き

1 重要文化財建造物に関する手続き

重要文化財（建造物）旧松本高等学校本館及び講堂の保存、活用に当たり、文化財保護法及びその他の関係法令に規定される手続きについて示します。また、本保存活用計画の改正に係る手続きについて示します。

(1) き損届

重要文化財がき損した場合、所有者は、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければなりません（文化財保護法第33条）。

【き損届に記載すべき事項】

- 1 重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 重要文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の名称及び住所
- 5 き損の事実の生じた日時及び場所
- 6 き損の事実の生じた当時における管理の状況
- 7 き損の原因並びにき損の箇所及び程度
- 8 き損の事実を知った日
- 9 き損の事実を知った後にとられた措置、その他参考になるべき事項

<添付書類>

- ・ 写真又は見取図その他き損の状態を示す書類等

(2) 修理届

重要文化財を修理しようとするときは、所有者は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければなりません（文化財保護法第43条の2）。

修理届に係る修理が終了したときは、その結果を示す写真又は見取図を添えて、遅滞なく文化庁長官に報告しなければなりません（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則第3条）。

修理届を必要としない行為は以下のとおりです。

- ・ 文化庁から補助金の交付を受けて行う修理
- ・ 文化庁長官の命令又は勧告を受けて行う修理
- ・ 文化庁長官の現状変更の許可を受けて行う修理

修理届の提出を必要としない「軽微な修繕」に含まれる行為については、第2章保存管理計画第3節第4項を参照ください。

【修理届に記載すべき事項】

- 1 重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 重要文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の名称及び住所
- 5 修理を必要とする理由
- 6 修理の内容及び方法
- 7 修理の着手及び終了の予定時期
- 8 修理施工者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
- 9 その他参考になるべき事項

＜添付書類＞

- ・ 設計仕様書
- ・ 修理をしようとする箇所の写真又は見取図

(3) 現状変更許可申請

重要文化財に関し、その現状を変更しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければなりません（文化財保護法第43条第1項）。

【現状変更許可申請に記載すべき事項】

- 1 重要文化財の名称及び員数
- 2 指定年月日及び指定書の記号番号
- 3 重要文化財の指定書記載の所在地
- 4 所有者の名称及び住所
- 5 現状変更許可申請者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
- 6 現状変更を必要とする理由
- 7 現状変更の内容及び実施の方法
- 8 現状変更の着手及び終了の予定時期
- 9 現状変更に係る工事その他の行為の施行者の氏名・住所又は名称・代表者氏名・事務所所在地
- 10 その他参考になるべき事項

＜添付書類＞

- ・ 現状変更の設計仕様書及び設計図
- ・ 現状変更をしようとする箇所の写真又は見取図
- ・ 現状変更を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料

※保存に影響を及ぼす行為の許可申請の場合には、上記の「現状変更」を「保存に影響を及ぼす行為」に置き換える。

文化庁長官は、現状変更を許可するに当たり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要があります。

現状変更の許可を要さない行為は以下のとおりです。

- ・維持の措置

重要文化財指定時の状況に復するための修理で、同種、同材、同仕様によるもの。ただし、前述（２）の修理届を提出しなければなりません。

- ・非常災害のために必要な応急処置

シートや合板等による破損箇所の養生。ただし、処置後には、速やかに、き損届を提出します。

予想される災害に対する応急的な予防処置など。ただし、処置後には、文化庁に事務連絡を行います。

(4) 保存に影響を及ぼす行為の許可申請

重要文化財に関し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければなりません（文化財保護法第４３条第１項）。

文化庁長官は、保存に影響を及ぼす行為を許可するに当たり、文化審議会に諮問することとされているため、手続きの時期については事前に文化庁に確認し、遅滞なく準備を進める必要があります。

保存に影響を及ぼす行為の許可を要さない行為は以下のとおりです。

- ・保存に影響を及ぼす行為のうち、影響が軽微である場合

例えば、設備の保守点検のために重要文化財（建造物）の内外に仮設物を設置し、それが一時的なもので、重要文化財（建造物）と接触する部分が十分に養生されている場合。また、躯体に新たな貫通を要しない範囲で、建築設備の機器更新がなされる場合など。

(5) 防災施設の機能低下等に係る報告

国庫補助により設置した防災施設に機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告します（文化財保存事業費関係補助金交付要綱（19））。

(6) 書類の経由

上述(1)～(4)の書類（申請書、届出書等）は、**松本市文化観光部文化財課及び長野県**を経由して文化庁に提出します。書類提出の要否が不明瞭な場合には、その都度、長野県（担当課：**文化振興課**）を通じて文化庁（担当課：**文化資源活用課**）に確認します。

2 本保存活用計画の改正

本保存活用計画の内容を変更するときには、変更の内容について長野県（担当課：文化振興課）及び文化庁文化資源活用課と事前に協議を行います。

変更後の計画は、重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針（平成11年3月24日、文化財保護部長裁定）に基づき、変更前の計画を添えて長野県を経由して文化庁へ提出し、確認を受けます。

報告第 1 号

令和8年松本市議会2月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会2月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

2月17日（火）から3月16日（月）まで28日間

当初予算説明会 2月18日（水）から20日（金）

一般質問 3月2日（月）から4日（水）まで3日間

経済文教委員会、委員協議会、予算特別委員会分科会 3月6日（金）

予算特別委員会全体会 3月12日（木）

3 審査内容及び結果

(1) 経済文教委員会審査

ア 議案

議案第28号 令和7年度松本市一般会計補正予算（第9号）中教育委員会関係予算

第1条 歳入中 教育委員会関係

歳出 10款1項～3項、5項、6項中教育委員会関係

第2条 繰越明許費の補正中教育委員会関係

第3条 債務負担行為の補正中教育委員会関係

イ 委員から出された主な意見等

- ・百竹亭管理費更正減（△110万円）の原因と現在の管理状況について質疑があり、令和7年1月から観光的な活用方法を検討するため直営に戻しているが、会計年度任用職員の雇用に一時的な空白期間が生じたため減額したものと答弁しました。
- ・波田小学校の長寿命化改良事業費の事務費減の理由について質疑があり、施工不良の影響により工期が延長されたことに伴い、第3期工事の仮設校舎の建設が先送りとなったためである旨の答弁をしました。

ウ 審査結果

原案どおり可決すべきと集約されました。

(2) 予算特別委員会 分科会審査

ア 議案

議案第43号 令和8年度松本市一般会計予算中教育委員会関係予算

第1条 歳入中 教育委員会関係

歳出 10款1項～3項、5項中教育委員会関係、6項
第2条 債務負担行為中教育委員会関係

イ 委員から出された主な意見等

- ・教育委員会事務局の職員給に関連して、職員数に不足はないかという質疑があり、教育長からは、中核市に移行して市教育委員会の権限も増え、業務も増えてはいるが、今後も真に必要な人員及び予算のみ要求していくと答弁しました。
- ・学校問題解決支援コーディネーターに関し、多くの学校がある中で、1名の配置で十分に対応できるのかという質疑があり、国庫補助金を活用しながら今回初めて配置するもので、経験豊富な元校長を充てるものであること、いじめ重大事態に至る前に、指導主事とコーディネーターが連携し、早期に対応していくことが可能になる旨の答弁をしました。
- ・トライやるエコスクールとコミュニティスクールについて、事業の趣旨が重複するので整理が必要ではないかという意見があり、既に国型コミュニティ・スクールの5校では予算を一つにまとめてコーディネーターが事務処理しており、今後国型が広がっていけば、予算をまとめる形も広がる旨の答弁をしました。

ウ 審査結果

原案どおり可決すべきであり、総括質疑を求めるものはないと集約されました。

(3) 経済文教委員協議会

ア 報告事項

市立特別支援学校の設置に係る取組状況について

イ 委員から出された主な意見等

- ・須崎市立須坂支援学校の課題を参考にした部分について質疑があり、一体的な運営実現に向けて、一つの職員室とすること、校務分掌の整理、教職員の両校兼務発令等が松本市独自の部分であると答弁しました。
- ・長野県寿台支援学校分教室の設置に当たり、市が負担する経費について質疑があり、施設の改修費や市立特別支援学校開校後も継続して使用する備品等は市が負担すること、また、教職員は県費負担であるが、市費による支援員の必要性については今後検討する旨を答弁しました。
- ・令和9年度からの分教室への児童受入れに係る準備状況について質疑があり、既に教育相談員が数名から相談を受けている状況を答弁しました。
- ・校舎を南側に建設し、源池の森を残すことは理想的であるが、学校西側出入口は渋滞が懸念されるので、保護者送迎などしっかり検討してほしいとの要望がありました。

ウ 審査結果

承認と集約されました。

担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

学びに、遊びや体験を。

子どもが主人公 学都松本のシンカ

報告第 2 号

令和7年度教育委員会各課事務事業報告について

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、令和7年度教育委員会各課事務事業について報告するものです。

2 令和7年度の事務事業報告について

別冊のとおり

3 今後の予定

R 8. 5～ 各課の取組結果をもとに、点検評価委員の意見を聴取

7 点検評価委員の意見を受け、各課が改善方針をまとめ、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（以下「報告書」という。）を作成

定例教育委員会で報告書の内容を協議

9 報告書を市議会9月定例会へ提出し、市ホームページで公表

担当 教育政策課
課長 小西 えみ
電話 33-3980

令和7年度 教育委員会各課事務事業報告

I	教育政策課	1
II	学校教育課	7
III	学校給食課	14
IV	生涯学習課・中央公民館	18
V	中央図書館	23

※自己評価の基準

評価	評価の基準
A	設定した目標以上の成果をあげた
B	設定した目標を達成することができた
C	目標を達成できないものがあった

松本市教育委員会

令和7年度事務事業報告

課名： 教育政策課

1 事務事業の概要

教育行政に係る総合的な企画・調整を行い、第3次教育振興基本計画の施策の方向性に沿った事業を部局横断的に関係各課と連携しながら推進します。多様な教育的ニーズに応えるため、社会の変化に対応したこれからの教育のあり方を見定め、「子どもが主人公 学都松本のシンカ」の実現につなげます。また、庁内関係課との連携にとどまらず、市民との協働により事業を実施し、その成果を広く発信していきます。

2 教育政策課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・令和7年度は、みんなの未来の学校「みんミラ」の理念実現に向けた具体的な事業を着実に進めました。 ・みんミラフォーラムは、多様な関係者が一堂に会し、実現したい未来の学校を語り合う場を提供し、互いの理解を深めるとともに、共に取り組む意識を高めました。 ・山間地の学び支援プロジェクトでは、山間地校6校が連携し、オンライン授業や共同授業、探究学習、教職員交流など新たな学びの形を計画的に実施し、地域の特性を活かした、目指す学校づくりに向けて大きな一歩を踏み出しました。 ・教職員研修は計画に基づき、85の講座を実施しました。対話を重視した講座設計により、参加者の主体的な参画と実践意欲の向上が得られました。 ・人口定常化施策では、小規模特認校制度や松本デュアルスクールの利用が増え、多様な学びの機会の提供と移住促進につながりました。 ・寺子屋事業は一定の団体数の拡充がありましたが、令和9年度の達成目標の実現に向けて今後の取組みについて研究を進めました。 ・部活動の地域展開は、休日・平日の地域展開が進められるよう関係各課と連携を図りながら取り組みました。 ・教育文化センターの再整備は実施設計が予定通り完了し、事務室及び、山辺教育支援センター、オンライン教育支援センターの代替施設を決定し、移設スケジュール等の協議を進めました。
社会情勢への対応（任意）		学都松本の特色ある教育の実践や、みんなの未来の学校「みんミラ」の実現に向けた過程やストーリーを読み物として伝える新たな仕組みとして、松本市教育委員会公式noteを11月に開設し、定期的な情報発信を行っています。
事務事業の効率化（任意）		社会教育委員会会議においては、選出団体側の任期の都合により1年で交代する委員が多く、任期の2年間で前提として作成している提言書の取りまとめに苦慮していました。このため、提言書に代えて、年度単位で作成する活動事例集へと変更することを検討し、次年度から実施することとしました。

3 令和7年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 新たな学びの仕組みづくり（継続） 「子どもが主人公」の学校づくりに向けたシステム改革や授業改善に挑戦しようとする学校の主体的な取組みを支援し、実践のプロセス及び成果を共有することで松本市における学校改革・授業改善の機運の向上を推進 <具体的な進め方等> ・実践校へ講師の加配、研究推進費用助成等の支援。	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実
--	--

・実践校の取組みを全市で共有	
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 「子どもが主人公」の学校づくりを支援するため、非常勤講師を4校へ配置するとともに、研究費用助成を実践校16校へ実施しました。実践各校では助成資源を有効活用し、特色ある教育に取り組むことで、児童生徒を主体とする教育実践を充実させるとともに、教職員の「子ども観」「授業観」と同僚性を深めることができました。 b 全国レベルで活躍する有識者4名をリーディングスクール(LS)・アドバイザーとして依頼、実践校及び松本市小中学校全校への支援・助言を受ける機会を設けました。様々な機会を通して、「子どもを主体とする授業・学校」のあり方について、目指す方向を多くの教職員で共有することができました。 c 学びの改革の進捗状況を共有し、課題や悩み等を協議する「LSミーティング」を7回開催しました。また、全校が参集し実践校の取組みを分かち合い協議するLSラボ、LSフェスを計3回実施しました。ラボには各回約90人、フェスには170名が市内全校から参加し、活発な協議を交わしました。 d 「山間地の新たな学びプロジェクト」において、安曇小中、大野川小中、奈川小中の山間地校6校が連携し主体的・協働的な学びに取り組む学校づくりに向け、伴走的な支援を行いました。オンライン授業、共同授業(対面)、児童生徒主体の活動の共同実施、定期的な教職員交流等、新たな取組みが計画的に実施されました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 LSラボ、LSフェスでの実践校の発表や有識者の講演は、参加者にとって「学びの改革」の理念と具体像を学ぶ重要な研修機会となりました。各実践校では「遊びから学びへの接続」「多様な学びのあり方を保障する授業づくり」等、多様な学びや特別支援教育のあり方が継続的・組織的に実践されました。(2-1、2-3、2-4、3-3) イ 課題と方向性 (ア) 実践校と非実践校の状況の差異が開きつつある課題状況を踏まえ、3年間のLS実践校の取組みを参考に、松本市の全ての小中学校が「子どもが主人公の学校・授業づくり」へ挑戦する体制に移行します。 (イ) 各学校が交流しながら学び合うコミュニティ形成への支援を行います。また、新規で学校づくりに取り組む学校を対象に、スタートアップ・マネジメントへの支援を実施します。	
(2) 教職員研修の充実(継続) 松本市独自の教職員研修を実施し、「子どもが主人公」の教育実践を進める教職員の資質・能力の向上を推進 <具体的な進め方等> ・令和4年度に策定した松本市教職員研修計画に基づき研修を実施 ・市の教育課題の検討や研修実施効果を踏まえ、次年度の教育研修計画を策定	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-3 特別支援教育の充実

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 令和5年2月に策定した松本市教職員研修計画に基づき85の研修講座（学校希望による訪問研修を除く）を企画・実施し、延べ3,640名の教職員が参加しました。対話を重視した研修設計に注力し、参加者のフィードバックから、各講座が主体的な参画意識や教育実践意欲の高まり等、意義深い学びの場となった手応えを得ました。 b 教育研修企画会議において松本市の教育課題の検討や実施研修の効果検証を行いながら、令和8年度の教職員研修計画を策定、研修実施体制を構築しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「子ども主体の学校・授業づくり」「ミドルリーダーの育成」「学びの伴走者としての教師像」等、松本市の教育課題や「特別支援教育の充実」「不登校児童生徒支援」「学校における働き方改革の推進」等の喫緊の課題等に対応した研修を企画・実施しました。（2-1、2-3、2-4、3-3） イ 課題と方向性 「実践への展開」「参加者コミュニティの形成」において課題がみられることから、研修講座の企画に当たっては、教師自身の「主体的・対話的で深い学び」による効果的な研修実施を工夫するとともに、研修後の参加者の実践コミュニティ継続に向けた仕組みづくりを行います。
(3) 人口定常化につなげる教育施策の推進（継続） 豊かな自然や少人数学級など各校の特徴を生かした魅力ある教育の展開により、特色ある学びの環境を維持し、人口定常化を促進 ＜具体的な進め方等＞ ・小規模特認校制度について、少人数の良さを維持できる持続可能な在り方を検討 ・松本デュアルスクールについてさらなる周知、積極的な受け入れを継続し、双方の子どもたちの豊かな学びを提供 ・関係人口創出及び将来的な移住を推進	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8-3 地域づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 令和8年度の小規模特認校制度利用希望者は、安曇小中学校が24名、中山小学校が16名となり、多様な学びの機会の提供という点で一定の成果を挙げました。 b 令和8年度の松本デュアルスクールの制度利用者は13世帯18人で、昨年度より7人増え、このうち1世帯が奈川地区に移住し、学校規模の維持、子どもたちの豊かな学びにつながっています。周知の面では松本市教育委員会公式noteで発信したほか、文部科学省主催事業に参加し先進事例として2度発表を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 小規模特認校制度により区域外就学者が増加した安曇小中学校では、子ども育成課・保護者・地域住民と連携し、放課後活動の充実に向けた取組みを進めました。（8-1、8-2、8-3） b 松本デュアルスクールの受け入れ対応から、終了後の手続きや移住相談に至るまで、学校及び地域住民の理解を得て、連携しながら進めたほか、地域住民や保護者との定期的な情報交換により、制度利用者が安心して体験できる環境整備に努めました。（2-1、2-4、8-2、8-3） c 制度利用者の住まいや移住相談について、地域づくりセンターをはじめ、住宅課や移住交流推進室と連携し、部局横断的に制度利用者の受け入れ及び支援を行いました。大野川小中学校に就学する場合の住まいについては、長年空室となっていた教員住宅を2戸改修し、住まいの選択肢として整備しました。（2-1、2-4、8-2、8-3）

	イ 課題と方向性 (ア) 小規模特認校制度については、小規模環境の維持と制度利用者の増加の適正なバランスについて、引き続き検討します。 (イ) 松本デュアルスクールは制度利用から移住につながった事例もあり、学校規模の維持にも有効であることから、特に山間地の大野川小中学校及び奈川小中学校で引き続き積極的な受け入れを行います。 (ウ) 大野川小中学校及び奈川小中学校に就学するに当たり、滞在先となる公営住宅が十分でないため、地元の民間企業とも連携しながら制度利用希望者の住宅確保を進めます。
(4) 学びの機会の充実（継続） 地域の多様な人が関わり、学校や家庭以外の居場所で子どもに豊かな学びの機会を提供する学都松本寺子屋事業により、子どもたちの学習習慣の定着や、基礎学力及び自己肯定感の向上を推進 ＜具体的な進め方等＞ ・各種SNSを活用して周知を図り、団体数の少ない地域を重点的に新規団体の開設を進め、令和9年度には30団体の実施を推進 ・学習支援者リストの今後の在り方、支援者を活用する仕組みについて研究	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1－3 子どもの居場所づくりの推進 2－1 学童期の遊びと学びの充実 2－4 多様な遊びと学びの機会の保障 3－1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 8－1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8－2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 8－3 地域づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 学都松本寺子屋事業実施団体は昨年度より3団体増え、現在14団体が実施しています。寺子屋先生・サポーターは現在23名が登録されています。実施団体同士の成果や工夫点を語り合う場として、寺子屋事業実施団体意見交換会を開催し、情報交換を行いました。 b 実施団体及び学習支援者に対するアンケート調査を実施し、学習支援者リストの今後の活用方法や支援者に対する研修及び団体への支援のあり方について研究しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 今年度新たに、探究活動の支援を行う民間団体による主に中学生・高校生を対象とした事業、第三地区、寿台地区において町会や地区関係団体による事業が開始されました。 (1－3、2－4、8－1、8－3) イ 課題と方向性 実施数の不足や地域の偏在などにより、子どもたちが自らの自由意思で参加できる環境ではないため、市内全域に寺子屋事業実施場所が広がることを目標として進めます。新たな団体の立ち上げ支援、学習支援者リストの効果的な運用を進めるとともに、オンライン寺子屋、学校や公民館施設を活用等について研究し、誰もが気軽に参加できる環境づくりを推進していきます。また、子どもや保護者に対する効果的な周知の方法を検討し、実施します。
(5) 部活動の地域展開の統括管理（継続） 令和6年2月に策定した地域移行推進計画に基づき、令和7年度末までに中学校の休日部活動を地域の活動に展開。部局横断的な取組みを円滑に進めるため、事業全体の制度設計や進捗管理を実施 ＜具体的な進め方等＞ ・地域展開検討協議会を主催し、松本市の実情に即した移行を推進 ・民間事業者のノウハウを活用し、地域クラブマネジメント業務を実施 ・スポーツ庁の実証事業を受託して財源を確保するとともに、関係部局の進捗状況や取組みの成果・課題を分析し、効果的な取組みを推進	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2－1 学童期の遊びと学びの充実 2－3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 7－3 スポーツ団体・リーダー育成の推進 8－2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 9－3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 地域移行検討協議会を4回開催し、諸課題の取組方針等について協議しました。 b 地域クラブマネジメント支援により、まつチャレの届出・公表（24件）、創設支援補助金の受付（21件）、指導者人材バンク登録（16件）につなげることができました。 c 令和7年度は、「部活動の地域展開」の認知度を高め、地域全体で支える取組みであるという認識を広めるため、PTA連合会や地域づくりセンター長会、町会連合会常任委員会への説明、地元FM局での番組出演、地区公民館における座談会（4か所）、多事争論会等において、質疑応答を行いながら理解促進を図りました。 d ニーズの高い美術部員を対象にアンケート調査を実施し、居場所としての部活動の意義を再認識しました。その結果を踏まえ、各校の実情に応じて、放課後の時間に創作活動ができる居場所の確保について検討するよう依頼しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 地域クラブの体験型イベントとして「まつチャレフェスタ！2025」を令和7年9月23日に開催し、全25団が体験会を実施しました。関係課がそれぞれの立場で企画・提案から運営まで積極的に関わり、約800名の児童生徒と保護者が参加しました。地域クラブ活動を広く知ってもらう機会となりました。 (2-1、2-3、7-3、8-2、9-3) b 地域クラブへの送迎の課題に対応するため、自転車の活用に関する指針を示しました。併せて、各学校に自転車通学の要件緩和の検討を依頼するとともに、子どもたちが安心して自転車を利用できるよう、自転車推進課と連携し、自転車の車両点検や乗り方教室をモデル校で先行実施しました。（2-1、2-3、8-2） c 市職員が自発的に地域クラブの指導者として関われる環境を醸成するため、職員を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果を踏まえ、「地域貢献休暇」制度の新設や所属長の理解を得るための周知等について人事課と調整を行いました（地域貢献休暇は令和8年4月1日から実施）。（2-1、2-3、8-2、9-3） イ 課題と方向性 (ア) 受け皿となる団体は103団体まで増加しましたが、種目によっては選択肢が少ないエリアもあるため、推進体制を強化しながら、より地元に着目した支援を進めていきます。 (イ) 当事者である子どもや保護者に対する説明や地域クラブの案内が、まだ充分に行き届いている状況にないため、地域クラブを紹介するポータルサイトの充実や、校内で地域クラブ相談会を実施するなど、周知方法について検討していきます。
(6) 教育文化センターの再整備（継続）	経年劣化の著しい教育文化センターの空調設備を中心とした改修工事を実施するとともに、施設を子どもと、大人、教職員が共に育つ人材育成の拠点「（仮称）学都ラボ」として見直すことを目指すもの ＜具体的な進め方等＞ ・令和6年度に着手した実施設計を進め、工程・工法等具体的な工事内容を検討 ・「（仮称）学都ラボ」の目指す、多様な方の多様な学びを実現するため、ICT関係機器(MAXHUB、3Dプリンター等)の配置や、居室内レイアウト等の検討に着手 ・改修中の代替施設を決定し、移設に関わるスケジュールを協議 ・工事期間中の人員配置や事業の在り方、リニューアル後の運営について、運営委員会や利用者の意見を聞きながら検討 【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保証 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 4-1 社会教育活動の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 工事の工程・工法等具体的検討については、学校関係者の意見を反映させるなど、子どもを中心に捉えた社会教育施設としての利便性向上に努め、実施設計を計画どおり完了することができました。詳細なレイアウトについては、引き続き検討を行い、令和9年までに決定します。また、改修中の代替施設を情報創造館庁舎とし、移設に係るスケジュール等を協議しました。工事期間中の人員配置を決定し、再整備の内容及び工事期間中の事業の概要について、運営委員会に報告しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 教育文化センター内に設置している山辺教育支援センター及びオンライン教育支援センターの移設について、学校教育課と連携して進めました。(2-5、4-5) イ 課題と方向性 (ア) 科学展示室の展示品は老朽化が著しいため、内容を精査し、時代に左右されない普遍性と、最先端の知見を柔軟に取り入れられる更新性を兼ね備えた展示構成を検討します。 (イ) 引き続き、工事期間中の事業の在り方、リニューアルオープン後の運営については、運営委員会や利用者の意見を聞きながら検討し、具体的な講座の構築計画等に着手できるよう準備を進めます。
--	--

令和7年度事務事業報告

課名： 学校教育課

1 事務事業の概要

「子どもが主人公 学都松本のシンカ」に向けて、本年度も学校、教職員、児童生徒への支援に取り組めます。

I C Tの活用推進、いじめ防止対策、不登校・ひきこもりの児童生徒に関する情報化の検討を進めるとともに、老朽化した学校施設の長寿命化や改築事業を計画的に推進し、設備の改修や校用・教材備品の購入などを通じて、学校環境の充実を図ります。

また、市立特別支援学校の設立に向けて、設置準備室を中心に設立準備委員会を立ち上げ、具体的な検討を進めていきます。

2 学校教育課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・いじめ防止及び不登校支援については、「学校いじめ防止基本方針」の見直し・公開やスクリーニング会議の実施により児童生徒の状況把握の充実を図るとともに、教育支援センターやオンライン教育支援センターの活用、不登校支援関係者懇談会の開催などにより、関係機関と連携した支援体制の強化を進めました。また、フリースクール利用料補助制度の実施により、多様な学びの場の確保を支援しました。 ・特別支援教育では、インクルーシブセンターを中心とした相談支援体制の充実や専門職との連携強化、市立特別支援学校設立に向けた検討を進めるとともに、特別支援教育支援ソフトウェアの導入により支援体制の強化と業務効率化を図りました。 ・部活動については、地域クラブ活動への展開に向け、関係団体との連携による制度検討や地域指導者研修の実施、地域クラブ参加者支援補助金の拡充、学校施設等の利用環境整備など移行に向けた取組みを進めました。 ・学校教育の情報化では、一人一台端末の更新や授業支援ツールの導入、生成A I活用ガイドラインの作成などにより、児童生徒の学びの充実と教職員の校務効率化を推進しました。 ・学校施設については、長寿命化改良工事や改築事業、トイレ整備、L E D化などを計画的に実施し、安全で快適な教育環境の整備を進めました。 ・部活動改革やI C T活用、教員業務支援員の配置などにより教職員の働き方改革を推進し、教育活動の質の向上と業務負担軽減の両立に向けた環境整備を進めました。
社会情勢への対応（任意）		不登校児童生徒の増加や多様な学びのニーズの高まりに対応するため、教育支援センターやオンライン教育支援センターの活用、不登校支援関係者懇談会の開催のほか令和7年度からはフリースクール利用料補助制度を開始し、学校外も含めた支援体制の充実を図りました。 また、特別支援教育の充実、インクルーシブ教育を推進するため特別支援学校設置に向けた準備を進めました。
事務事業の効率化（任意）		校務のデジタル化を進めるため、一人一台端末の更新やクラウドサービスの活用、生成A I活用ガイドラインの整備等、教職員の業務効率化を図りました。 また、特別支援教育支援ソフトウェアの導入や校務支援システムの活用により、情報管理や事務処理の効率化を進めました。

3 令和7年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) いじめ防止対策、不登校、引きこもり児童生徒への支援の促進（継続） ・いじめや体罰のない学校づくりの推進と人権感覚の醸成 ・不登校、引きこもり等の児童生徒への支援体制の強化 ＜具体的な進め方等＞ ・子どもが早期にＳＯＳを発信できる仕組みの検討 ・学校いじめ防止基本方針の適宜見直し ・不登校支援関係者懇談会の開催 ・教育支援センターおよびオンライン教育支援センターの活用 ・スクリーニング会議の充実による早期支援体制の構築 ・フリースクール利用料補助金の周知	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1－1 子育て支援の充実 1－3 子ども居場所づくりの推進 2－1 学童期の遊びと学びの充実 2－4 多様な遊びと学びの機会の保障 3－1 子どもの権利保障と環境づくりの推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 - a 学校における「学校いじめ防止基本方針」について適宜見直しを行い、市内すべての小中学校においてホームページ上で公開するなど、いじめ防止に向けた組織的な対応体制の強化を図りました。 - b スクリーニング会議の実施により、児童生徒が抱える課題の早期把握と支援の方向性について学校内で共有する体制が整い、困難を抱える児童生徒への早期支援につなげる取組みを推進しました。 - c 教育支援センター及びオンライン教育支援センターを活用し、不登校児童生徒の学びや居場所の確保を図るとともに、多様な学びの機会の保障に取り組みしました。 - d 不登校支援関係者懇談会を開催し、学校、関係機関等との情報共有と連携強化を図ることで、不登校児童生徒への支援体制の充実を進めました。 - e 令和7年度から実施したフリースクール利用料補助制度について、学校等を通じて周知を行い、不登校児童生徒の多様な学びの場の利用を支援しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 いじめ防止や不登校支援の取組みを通じて、子どもの権利保障を基盤とした安全・安心な学校環境の整備を進めるとともに、教育支援センターやフリースクールなど多様な学びや居場所の確保を図りました。 また、学校内のスクリーニング会議や関係者懇談会を通じて、学校と関係機関の連携を強化し、子どもの状況に応じた支援体制の充実を図りました。 (1－1、1－3、2－1、2－4、3－1)	
イ 課題と方向性 (ア) 子どもが1人1台端末等から簡単な操作でＳＯＳを発信でき、その入力情報を基に早期の支援につなげるＩＣＴを活用した「心の健康観察」の仕組みについて研究を進めるとともに、パイロット校におけるシステム実証を検討します。 (イ) 学校の「学校いじめ防止基本方針」について、引き続き適切な見直しを行うとともに、初期対応を含めた組織的な対応が徹底されるよう、基本方針に基づく対応について学校への周知を図ります。 (ウ) スクリーニング会議の分析結果を教員間で共有し、児童生徒一人ひとりへの理解と関心を高める取組みを推進するとともに、市内全中学校において継続的に実施し、困難を抱える児童生徒への早期支援につなげていきます。 (エ) 教育支援センターの取組みや活動状況について積極的に情報発信を行い、児童生徒や保護者が親しみやすく利用しやすい体制づくりを推進します。 (オ) 不登校児童生徒の保護者が悩みを共有できるようなネットワークの構築について、検討を進めます。	
(2) 特別支援教育推進事業（インクルーシブ教育推進事業）（継続） ・インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実 ・特別支援学校から小中学校特別支援学級へ、特別支援学級から通常学級への学びの場の見直しの推進	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1－1 子育て支援の充実 2－4 多様な遊びと学びの機会の保障 3－3 特別支援教育の充実

・松本市インクルーシブセンターの運営に関する支援及び多職種連携の推進 ・市立特別支援学校設立に向けた準備 ＜具体的な進め方等＞ ・学びの実態把握のため指導主事の授業参観及び指導支援会議の実施、全校の特別支援教育コーディネーターと指導主事との懇談の実施 ・インクルーシブセンターのインクルーシブ教育推進員の効果的、効率的な動きのサポートと、教育機関との連携への積極的な関与 ・市立特別支援学校の設立に向けた具体的な検討 ・特別支援教育管理支援ソフトウェアの導入	
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a インクルーシブセンター運営委員会に2回参加し、開設後に明らかになったさまざまな課題について、事務局を中心に検討を行いました。その結果、センターの具体的な運営方法を整理し、より効果的な「相談から支援への流れ」を確立することができました。 b インクルーシブセンターの開設に伴い、インクルーシブ教育推進員の業務内容を整理した上で業務を開始しました。この中で、センター内の専門職との連携を図りながら、センターの業務全体の整理にも関わりました。特に、保健師やインクルーシブ教育推進員を中心とした相談体制の中での役割分担が進みました。 c インクルーシブセンターの研修機能構築に向け、教育研修センターとの連携を先行して進めました。また、今年度は講師を指導主事からインクルーシブ教育推進員に変更し、より現場に即した研修を提供できるよう企画しました。 d 市立特別支援学校設立準備委員会を設置し、専門家・保護者等による学校づくりに関する議論を行っています。令和7年7月24日には、市立特別支援学校の設置方針を定めるとともに、設置場所を小学部は源池小学校、中学部は清水中に決定しました。その他、源池小学校における学校施設整備の設計委託の着手、令和9年度の寿台支援学校源池分教室開設準備、就学予定者への説明等を進めています。進捗に応じて、保護者及び市民を対象とした説明会を3回開催し、延べ210名が参加しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「診断機能の実現」「学齢期の支援充実」という2本の柱を実現するため、毎週行われるケース検討会議等での事例検討を通して、専門職同士の連携を進めました。 (2-4、3-3)	
イ 課題と方向性 (ア) 新たな専門職を含めたインクルーシブセンターの相談体制を確立することができましたが、相談から支援の流れなど、学校現場の理解はまだ足りていない現状があります。校長会、教頭会等で効果が上がっている事例を紹介するなど、具体的な活用イメージを持てるような機会を設けていきます。さらにその先の方向として、全小学校に導入した特別支援教育支援ソフトウェアを活用し、各校の支援が自走していくことも目指していきます。 (イ) 令和9年4月の寿台支援学校源池分教室の開設を1年後に予定しており、保護者等への丁寧な情報提供を行うとともに、県と役割分担を図りながら、人員配置や受入環境整備を進めます。また、令和11年度の小学部開校を見据え、教職員による学校運営の検討、校舎設計・工事の着実な進捗管理を行う必要があります。引き続き庁内外との調整を図りながら、保護者及び市民への積極的な情報発信及び児童生徒を巻き込んだ機運醸成に取り組めます。	
(3) 部活動の地域クラブ活動への展開(継続) ・部活動の地域クラブ活動への段階的な移行に向けた体制整備の推進 ・地域指導者の育成及び活動環境の整備 ＜具体的な進め方等＞ ・関係部局と連携した制度設計及び課題整理	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 7-3 スポーツ団体・リーダー育成の推進

・地域クラブ指導者を対象とした研修会の開催 ・地域クラブ参加者への経済的支援制度の実施 ・学校施設や備品の利用方法の整理と環境整備	8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 9-3 表現・学習・交流・鑑賞の場づくりの推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 関係部局と連携し、令和8年度の休日、令和9年度の平日における部活動の地域クラブ活動への展開に向けて、課題の整理と具体的な支援策の検討を進め、関係機関との調整を行いました。 b 市内の中学生が、地域クラブ（まつチャレ）の活動に参加するに当たり、就学援助を受けている世帯の経済的負担軽減のため、「松本市地域クラブ活動参加者支援補助金」の交付について制度対象者の拡充を行いました。以前の交付要件が、まつチャレの活動に併せ、地域クラブ創設補助金を受けているクラブに加入をしている者が対象でしたが、令和7年度より要件を見直し、交付申請者数の増加につながったものです。 c ソフトテニス部が地域クラブ化した際に、学校施設のテニスコートを活動場所として使用できるよう使用対象校を拡大する条例改正を行うとともに、公共施設予約システムの改修を行いテニスコートの追加を行いました。 d 学校施設の使用料を利用実体に即した区分とするため、料金区分を1時間単位に変更しました。 e 部活動地域展開の移行期間中である来年度の状況を踏まえ、関係部局及び学校等と調整を行い、当面の間の暫定措置として令和8年度の学校施設及び備品の取扱いを定めました。 f 吹奏楽部が地域クラブ化した際に、学校の音楽室を活動場所として使用できるようセキュリティ部分の課題についてモデル校で実証実験を実施しました。 g 吹奏楽部が地域クラブ化した際の学校備品の楽器取扱い方法を検討するため、市内中学校を対象に楽器の数量調査、状態点検及び使用状況等のヒアリング調査を、専門業者に委託して実施しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 学校施設の活用や関係機関との連携を進めることで、学校・家庭・地域が協働して子どもの活動を支える体制づくりを推進しました。さらに、教職員の働き方改革の観点からも、部活動の負担軽減に向けた取組みを進めました。 (1-3、2-1、2-3、7-3、8-2、9-3)	
イ 課題と方向性 学校活動として行っていた部活動から地域クラブ活動となることから学校が保有する施設や備品の取扱いについて整備をしていく必要があります。 (ア) 教職員及び利用者の双方の負担軽減を目的に、学校施設の利用者に対する鍵の貸出しにスマートロックの導入を進めます。 (イ) 令和7年12月22日に国から公表された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」に基づき、松本市としての部活動地域展開の方針を検討した上で、学校施設の貸出方法及び備品の取扱いについて移行期間終了後のあり方を決定します。 (ウ) 音楽室の貸出しについては、今年度の実証実験の結果を検証し、今後、吹奏楽の地域クラブ活動が見込まれる学校の整備方針を決定します。 (エ) 吹奏楽器の取扱いについては、今年度の点検業務委託の結果を踏まえ、市が楽器を保有して貸与する形を続けるのか、あるいは地域クラブへ譲渡するのかなど今後の取扱いを検討するため、維持管理体制及び修繕や更新に係る費用負担など、課題の洗い出しを進め、移行期間終了後の取扱方法を検討していきます。 (オ) 学校施設のテニスコートは、授業では使用しない施設となる一方で、将来にわたりソフトテニス競技が継続して活動するためには、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点から必要不可欠な施設となるため、維持管理方法について検討していきます。	
(4) 学校教育情報化推進事業（継続） ・学校教育におけるICT環境の整備及び活用の推進 ・教職員の校務効率化及び働き方改革の推進 <具体的な進め方等>	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進

・学習用一人一台端末の更新及び学習環境の改善 ・クラウドサービスを活用した校務の効率化 ・デジタル採点システム等の導入による教職員の業務負担軽減 ・ＩＣＴ支援員による学校現場の活用支援	2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 国補助金を活用した県市町村の共同調達による児童生徒及び教職員の学習用一人一台端末（Chromebook）の調達及び更新作業を実施しました。 児童生徒用：18,924台（うち予備機2,447台を含む） 職員用：1,397台 合計20,321台 b 上記に関連して、新たに手書き用のペン（スタイラスペン）の導入や授業支援サービスの見直しも合わせて行うなど、学習環境の改善を図っています。 c 校務における生成AIの活用に係るガイドラインを新たに作成し、職員の活用を図りました。 d 引続き、Google等のクラウドサービスを活用した資料共有や会議の実施等、学校ごとの取組みを進めました。 e デジタル採点システムの導入を進めました（中学校16校 ※安曇、大野川、奈川を除く） f 先進的なICTの取組みを行う学校に多面的な電子黒板の配備を行い、学びの改善に係る研究と実践の環境を整えました（丸ノ内中学校、鎌田中学校） g 人的配置（ICT支援員）による児童生徒や教職員のICT活用支援に引続き取り組みました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 学習用端末や授業支援ツールの導入により、児童生徒一人ひとりの学びに応じた学習環境の整備を進めるとともに、多様な学びの機会の充実を図りました。また、クラウドサービス等の活用により、教職員の校務の効率化や働き方改革の推進に寄与しました。さらに、学校と家庭との情報共有やコミュニケーションの円滑化を図るなど、学校・家庭・地域の連携強化にもつながる取組みを進めました。（2-1、2-3、2-4、8-2） イ 課題と方向性 (ア) 学習用一人一台端末（Chromebook）については、従来のものと比較してインターネット接続の依存度が高いことから、校内の教室以外（会議室等）のWi-Fi接続可能エリアの拡充について、可能な限り進める必要があります。 (イ) 人的配置（ICT支援員、令和9年7月までの契約で4校あたり1名、計12名配置）について、令和8年度は継続配置等について見直し検討を行います。 (ウ) 学校職員個人単位でのICT活用は引き続き温度差があることも踏まえ、ICT支援員や教育委員会指導主事の支援により、更なる定着化を図る必要があります。 (エ) 導入を進めてきたデジタル採点システムは令和8年度から本格的な活用になることを踏まえ、活用による業務時間の軽減と活用支援等の取組みを継続します。 (オ) 現在使用中の「校務支援システム（C4th）」について、長野県教育委員会等を主導に更新に向けた全市町村参加型での研究が令和7年度から始まりました。本市はC4thに加え、これと連携する「学校と保護者とのコミュニケーションシステム（C4th Home & School）」も利用しており、全県的な今後の取り組みの方向性について今後留意が必要な状況です。	
(5) 小中学校施設整備事業（継続） ・教育環境の改善を図る長寿命化改良事業、改築事業、学校トイレ整備事業、学校施設LED化事業など計画的に実施<具体的な進め方等> ・（長寿命化改良工事） 菅野小学校・梓川小学校：第3期工事 波田小学校：第1期工事、第2期工事 第3期工事の実施設計 ・高綱中学校：第1期工事、第2期工事	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-1 子育て支援の充実 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 1-3 子どもの居場所づくりの推進 2-5 子ども関係施設等の整備・充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進

第3期工事の実施設計 ・改築事業 丸ノ内中学校：基本計画・基本設計業務 ・学校トイレ整備事業 開成中学校：洋式化改修工事 小学校6校、中学校2校 共用多目的トイレ整備工事 ・学校施設LED化事業 中学校9校：校舎LED照明器具賃貸借 大野川小中学校：LED化工事実施設計 ・学校屋外運動場整備事業 梓川中学校グラウンド整備の実施設計、工事	
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 長寿命化改良事業 梓川小学校は、第3期工事が完了しました。 菅野小学校は、第3期工事が完了しました。 波田小学校は、第1期工事が完了し、第2期工事に着手しました。 第3期工事の実施設計に着手しました。 高綱中学校は、第1期工事が完了し、第2期工事に着手しました。 第3期工事の実施設計を実施しました。 b 改築事業 丸ノ内中学校の基本計画・基本設計において、昨年と同様に生徒・保護者・地域住民・教職員を対象にワークショップを開催し、新校舎への意見聴取や合意形成を図りました。 また、議会に協議しながら進め、基本計画、基本設計を完成させました。 c 学校トイレ整備事業 開成中学校は、洋式化改修工事、多目的トイレ設置工事が完了しました。 波田中学校は、多目的トイレ設置工事が完了しました。 共用多目的トイレ整備工事は、小学校4校に設置完了しました。 d 学校施設LED化事業 中学校9校の校舎の照明器具をLEDに更新するため、賃貸借契約し、器具等を更新しました。大野川小中学校の照明器具をLED化するための実施設計を実施しました。 e 学校屋外運動場整備事業 梓川中学校のグラウンドを安全に使用できるよう、グラウンド整備の実施設計、工事を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携について 学校、保育園、児童センター等の施設整備は、各所管課で行ってきましたが、こども若者部との連携を図り、学校敷地の有効活用に取り組みました。 (1-1、1-2、1-3、2-5、8-1)	
イ 課題と方向性 (ア) 令和3年3月に策定した学校施設個別施設計画や実施計画に基づき、児童生徒の減少を見据えた学校施設の在り方を周辺施設との複合化・多機能化も視野に入れ、中長期的な公共施設の在り方について部局横断で検討する必要があります。 (イ) 松本市が掲げるゼロカーボン及び水銀灯や蛍光灯の製造中止に伴い、順次学校施設の照明をLEDに更新します。	
(6) 学校における働き方改革（継続） ・教職員の業務負担軽減に向けた働き方改革の推進 ・ICT活用及び部活動改革等による校務効率化の推進 ＜具体的な進め方等＞ ・部活動の地域活動展開による教職員負担の軽減 ・校務におけるICTの活用による業務効率化 ・教員業務支援員等の人的支援による学校業務の補助体制の整備	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進

ア 事業成果

(ア) 事業の達成状況（aからfはすべて再掲）

- a 保護者や地域の理解と協力を得ながら部活動の地域クラブ活動への展開、また校務におけるICTの活用など、教職員の働き方改革を進めました。
 - b 特別支援教育管理支援ソフトウェアを導入し、活用に向けた取組みを行いました。
 - c 校務における生成AIの活用に係るガイドラインを新たな作成、職員の活用
 - d Google等のクラウドサービスを活用した資料共有や会議の実施等
 - e デジタル採点ソフトウェアの導入
 - f 先進的なICTの取組みを行う学校に多面的な電子黒板の配備を行い、校務や学びの改善に係る研究と実践環境を整えました（丸ノ内中学校、鎌田中学校）
 - g 令和7年度末に策定した「松本市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」をもとに、校長会、教頭会と連携しながら、教職員の働き方について具体的な方策について研究を進め、校長会で周知しました。
- (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況
部活動改革や校務におけるICT活用、人的支援の導入など複合的な取組みを進めることで、教職員の業務負担軽減を図るとともに、教育活動に専念できる環境整備を推進しました。また、教職員研修や校務のデジタル化を通じて、働き方改革の推進と教育の質の向上の両立を図る取組を進めました。（2－3）

イ 課題と方向性

- (ア) 山間小規模校を中心に県費で配置できない教員業務支援員を市費で配置し、引き続き教職員の業務軽減を図ります。
- (イ) 令和5年2月に策定した「松本市教職員研修計画」に基づき、研修の方法・頻度・時間帯を工夫した教職員が参加しやすい効果的な研修を実施します。
- (ウ) 引き続き、部活動指導員を配置するとともに、部活動の地域クラブ活動への展開や学校施設の貸出しに伴うスマートロックの導入を推進し、教職員の負担軽減に努めます。

令和7年度事務事業報告

課名：学校給食課

1 事務事業の概要

学校給食法に基づき、地産地消や季節を大切に食材の使用を進め、より安全で安心な給食の提供を目指すとともに、健康な体をつくるために大切な「食」について考える機会を設ける等、正しい食習慣が身につくように給食を通した食育に取り組みます。また、老朽化した施設・設備の改修が早期に行えるよう、再整備に向けた取組みを進めます。

2 学校給食課の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・学校給食センター再整備事業では、梓川に建設する1つ目の新センターの実施設計が完了しました。また、2つ目の新センターについては、笹賀地区の農地に建設候補地を決定し、用地測量や地盤調査等を実施しました。 ・朝食指導の授業を市立全28校の小学校4年生において実施しました。 ・無農薬、低農薬で栽培した農産物の使用を拡大し、環境にも配慮した安心安全な給食の提供を目指し、「環境にやさしい給食の日」を7月と11月の2回実施しました。各学校では、配信した地産地消やゼロカーボンについての動画を各学級で視聴しました。 ・昨年度より開催回数を1回増やしたことにより地元食材の使用量、食育の機会が増え、地産地消やゼロカーボンへ寄与する取組みとなりました。 ・アレルギー事故防止のため、学校職員を対象とした研修会を行い、現場の意識を高める取組みができました。 ・臨戸、高額滞納者への面談を実施したことにより収納率向上につながりました。 ・児童手当徴収申出書への署名、債務承認書（特に令和2年度の対象者）への署名等、今後につながる滞納整理が実施できました。
社会情勢への対応（任意）		環境への意識を高めるため「環境にやさしい給食の日」の実施では「ゼロカーボン市民アクションプラン in まつもと」の取組みを児童生徒に知らせる機会としました。

3 令和7年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 学校給食センターの再整備事業（継続） 「松本市学校給食センター再整備基本計画」に基づき、新センターの建設及び既存センターの改修を実施 ＜具体的な進め方等＞ ・1つ目の新センターの実施設計及びインフラ整備 ・2つ目の新センターの建設候補地について地元説明会などを行い、候補地を決定	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 課内に設置した設計検討チームを中心に、設計事務所と設計内容の調整を行い、1つ目の新センターの実施設計を完了しました。 b 2つ目の新センター建設候補地について、地権者及び地元関係者への説明会を行い、笹賀地区の農地に決定することができました。 イ 課題と方向性 (ア) 1つ目の新センターは、令和10年4月に稼働ができるよう、計画的な工事に努める	

とともに、課内に部会を設置し、引き続き効率的な調理動線や人員配置等を検討します。 (イ) 2つ目の新センターは、計画に沿った用地購入や工事ができるよう、必要な各事務を進めます。	
(2) 食育の推進（継続） 「食に関する指導の全体計画」（令和7年度（毎年度）改定）に沿って、食育に取り組みます。学校給食を楽しく食べる経験を通じて健やかな心と体を育み、松本の郷土食、地域食材等の学びを推進 ＜具体的な進め方等＞ ・学校と連携した食育事業を実施。実施にあたってはコミュニケーションを重視した対面での食育実施 ・栄養のバランスが整い、地域食材や郷土食を取り入れた献立を提供するとともに、学校給食を活用した食育の実施 ・保護者への食育として、ICTを活用した情報提供や親子見学会、給食試食会等を実施	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 栄養教諭による小学4年生への朝食指導の授業を、市立全28校の全クラスで実施しました。それ以外の学年においても全施設で栄養教諭が携わる授業を実施し、学校と連携した食育を推進しました。 b 6月から2月の間「まつもとの日」として、松本市や松本市周辺地域の食文化について認知と理解を深めるため、地場産物や郷土食を用いた給食を提供しました。また松本市栄養士協議会で作成した郷土食の動画を活用した食育を年3回実施しました。 c 保護者に対し、Home&Schoolのアプリを通じて食育だよりを毎月提供し、希望校へは、給食試食会の際、栄養教諭等が講話を行い、食の大切さについて伝えました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「環境にやさしい給食の日」※にゼロカーボンの視点も含めた食育動画を作成し、各学校へ提供しました。 ※「環境にやさしい給食の日」：全センターで低農薬米を主食とし、有機農法に準じて作付けした農産物や無農薬・低農薬の地元農作物を取り入れた献立を提供する日 (6-1、6-2)	
イ 課題と方向性 給食施設の規模により、学校の受け持ち数が異なることから食育指導の実施状況に差が生じています。今後は児童生徒への食育の標準化及び栄養教諭による一層の食育推進を図り、学校と連携して取組みが進められるような体制づくりを整備していきます。	
(3) 地産地消の推進（継続） 地産地消に取り組み、安全安心な食材を使用します。 また、梱包資材や流通コストやCO2の削減など環境へ配慮した取組みを推進 ＜具体的な進め方等＞ ・主要野菜15品目の長野県産食材使用割合を45%に維持 ・関係課や地元生産者と食材納入拡充のため連携を促進 ・これまで開発した松本地域産食材を使用した加工品を献立に取り入れる。 ・「環境にやさしい給食の日」※を年2回実施 ※「環境にやさしい給食の日」：全センターで低農薬米を主食とし、有機農法に準じて作付けした農産物や無農薬・低農薬の地元農作物を取り入れた献立を提供する日	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進

	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 主要野菜15品目の長野県産食材使用割合は41.1%（2月末現在）でした。 b これまで開発した松本地域産食材を使用した加工品（コロッケ等）を献立に取り入れました。 c 無農薬、低農薬で作付けした農産物の使用を拡大し、環境にも配慮した安心安全な給食の提供を目指し、「環境にやさしい給食の日」を2回実施しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 「環境にやさしい給食の日」の実施に併せて、生産者や加工業者を学校へ招待する交流給食を行いました。生産者と直接交流することで、農業に興味を持ったり、松本の伝統野菜について知ったりする機会をつくることができました。（6-1、6-2） イ 課題と方向性 天候の影響などから地元食材の確保が困難な状況があり、長野県産食材の使用割合が昨年度より減少したため、食材の確保のために関係課や地元生産者等と連携を図っていきます。
(4) 食物アレルギー対応食提供事業（継続）	「食物アレルギー対応マニュアル」及び「アレルギー対応食提供事業実施要綱」に沿ってアレルギー対応食を提供します。また、対応食解除につながる取組みとして、児童生徒及びその保護者に対して正しい知識の普及を推進 <具体的な進め方等> ・学校での誤食防止の対策が徹底されるよう、対応食提供全児童生徒の学級訪問を実施 ・安全な給食提供に向け、学校職員を対象にアレルギーに関わる危機管理の研修を実施 ・保護者との懇談会で正しく治療が進むよう情報発信 ・給食施設での事故再発防止のためにマニュアルを遵守して実施 【第3次計画で主に関連する分野・方針】 6-1 学校給食の充実 6-2 食育の推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 対応食提供全児童生徒151名に対し、学級訪問を実施しました。また、学校職員等を対象とした研修会では市立小中学校45校133名の職員と当課職員87名が参加し、食物アレルギーに対する知識の普及及び意識を向上することができました。 b 保護者面談では、正しい管理を行うための情報提供を行い、今年度末の対応食解除者は7名となる見込みです。 c 令和4年度改訂の学校給食における食物アレルギー対応マニュアルに沿って令和6年度末に作成した各センター「献立作成から提供までの手順」どおり対応を行い、また小規模センターの献立チェックの体制を見直し、強化しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 食物アレルギー事故防止のため、学校の給食関係者等の会議において誤食事故の情報を共有し、「食物アレルギー対応マニュアル」にある学校の対応方法について確認を行いました。（6-1） イ 課題と方向性 学校での誤食事故防止の対策として、アレルギー対応食提供児童生徒の学級訪問の実施及び年度当初に学級担任等の関係職員との会議を行い、マニュアルに基づいた対応実施の徹底と一層の連携を図ります。

(5) 学校給食費滞納整理（継続） 令和２年度からの学校給食費の公会計化により市が収納業務を担うことから、学校給食費の滞納整理を強化 ＜具体的な進め方等＞ ・電話での催告を強化し、１５件/日（令和６年度は３件/日）、一斉催告を年３回（令和６年度は年３回）、臨戸による特別催告を年２回（年末・年度末）実施 ・保護者の利便性の向上や新規滞納者を増やさない取組みとして、コンビニ納付、電子決済（スマホアプリ、クレジットカード、インターネットバンキング）に対応した支払い方法を引き続き活用し、収納を実施 ・就学援助費からの直接収納や、過去の滞納分を含め児童手当からの直接収納（要承諾書）を実施 ・上記の取組みにより、過年度滞納繰越の収納率１８％以上を目指す 滞納世帯数 ４１５世帯（見込） 滞納繰越額 ２３，０００千円（見込額）（Ｒ２～Ｒ６）	【第３次計画で主に関連する分野・方針】 ６－１ 学校給食の充実 ６－２ 食育の推進
ア 事業成果 (7) 事業の達成状況 a 現年度分は、就学援助費から直接収納を継続して、滞納分は児童手当から直接収納を積極的に実施しました。 b 滞納者に、次の取組みを実施しました。 ・５月、１０月、１２月に現年度及び過年度滞納者への一斉催告を実施 ・高額滞納者への電話と通知による催告 ・臨戸による特別催告（３２世帯） ・高額滞納者には給食センターでの面談実施（７世帯） ・児童手当徴収申出書への署名、債務承認書（特に令和２年度の対象者）への署名等、今後につながる滞納整理を実施。 ・上記の取組みにより過年度滞納繰越の収納率は、令和８年３月末で２９．１３％、金額で約６，１７０千円の見込み イ 課題と方向性 (7) 過年度滞納者について、既に卒業してしまった者、卒業後に転出等により所在が確認できない者についての対応に苦慮していますが、市内在住者には臨戸、高額滞納者へは連絡のうえ、給食センターでの面談を行います。 (1) 児童手当からの収納を積極的に進めます。	

令和7年度事務事業報告

課名：生涯学習課・中央公民館

1 事務事業の概要

地域住民・民間組織・行政等の「多様な主体」が、お互いを尊重しながら学び合い、「自分たちの地域は自分たちで創る」という自治意識を育んでいくため、地域課題を解決するための場づくりや幅広い世代・立場の住民の主体的な地域参画、住民ニーズを反映した事業の推進などに取り組めます。

2 生涯学習課・中央公民館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・国型コミュニティ・スクールについて、地域学校協働活動推進員がコーディネート力を発揮することで、学校と地域との連携が強化され、新たな取組みが生まれました。これにより、保護者からも評価を得るようになってきました。 ・地区公民館フリースペース事業について、庄内地区を利用する高校生と地域との間にほどよい関係ができ、地域のイベントに協力する事例が生まれました。 ・重要文化財建造物維持の支障となる樹木を伐採するにあたり、市民理解を得るための学習機会として、連続講座「重要文化財旧松本高等学校とあがたの森公園の自然との共存」を開講しました。
社会情勢への対応（任意）		Mウイング2階学習スペースを使用する若者のニーズに応え、次のとおり対応しました。 ・スマートフォン等で学習スペースの混雑状況を確認できるシステムの構築について、松本秀峰中等教育学校と連携し、実証実験を行いました。 ・学習する若者等が食事や休憩、談話をするための席を拡充しました。 Mウイング6階ホールの使用に関するトラブルを避けるため、運用マニュアルを作成し、事前に申請者と内容を確認し合うことをシステム化しました。
事務事業の効率化（任意）		学びの森インフォメーションの発行に係る労力及び資源の軽減を図るため、年4回発行から年3回発行に変更しました。

3 令和7年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) コミュニティ・スクール事業の質の向上（継続） 学校の負担軽減、関係者の連携強化、事業内容の充実をさらに進めるため、国型制度のコミュニティ・スクール導入校の取組みを横展開 松本版コミュニティ・スクール事業を全地区でさらに推進＜具体的な進め方等＞ ・大野川小・中学校に加え、四賀小学校・会田中学校と筑摩小学校で国型に取り組み、成果や課題を検証 ・松本版コミュニティ・スクール事業をコーディネートする地区公民館と中央公民館の連携・調整を強化	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-1 学童期の遊びと学びの充実 2-3 教職員研修の充実と働き方改革の推進 8-2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 国型コミュニティ・スクール事業に取り組む大野川小・中学校では、学校行事としての継続が困難となった「奥穂高岳」登山を、学校運営協議会の議論により、地域学校協働本部主体で実施する方向性を見出し、令和7年度に実施しました。 b 令和7年度から新たな国型モデル校となった四賀小学校・会田中学校（1地区で1校を支えるモデル）では、地域学校協働活動推進員が、距離の離れている学校間をつなぎ	

	地域と調整することで、夏休み中の学習会などの新たな取組みが生まれました。 c 筑摩小学校（複数地区で1校を支えるモデル）では、推進員が、これまで学校との関係が薄かった地区とつながることで、四柱神社での地元保存会を講師にした祭り舞台の学習会や、伝統工芸松本手まりの探求活動など新たな取組みが生まれました。 d 松本版コミュニティ・スクール事業については、学校と地域が連携した事業（令和6年度）の調査を行い、成果や課題を各小中学校、公民館で共有するとともに、学校長や公民館職員の意識の醸成を図る研修を行いました。 (i) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 国型及び松本版コミュニティ・スクール事業について、学校、保護者、地域住民が子どもの成長を願いながらお互いに連携し、子どもの「やりたい」を実現させるべく、主体的で対話的な学びへとつながる取組みを推進しました。 b 校長会において県コミュニティ・スクールアドバイザーによる研修会を実施し、コミュニティ・スクールに対する更なる理解と意識の醸成を図りました。 (2-1、2-3、8-2) イ 課題と方向性 地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の人材確保と配置が課題です。 推進員は、学校と地域双方の実情等を把握し、バランス感覚をもって多様な人や組織を調整しながら、よりよい学びの環境を生み出す能力が求められます。こうした人材をいかにして発掘、確保していくか検討します。 支援員は必ずしも1校に1人配置する必要はなく、複数の小中学校をまとめて担当する方が効果的、効率的な場合もあります。今後、国型モデル校の成果検証や、学校の規模、学区内にある地区の特性などを踏まえ、より効果的な配置を検討します。
(2) 子ども・若者に身近な公民館の推進（継続） 子ども・若者と公民館・地域とが顔の見える関係を構築するため、自由に集える居場所づくりを推進 子ども・若者が、多様な人々との交流を通じて主体的に学ぶため、ニーズを反映したイベントや学習の場を協働で企画 <具体的な進め方等> ・子ども・若者にとって公民館が身近な存在となるよう、公民館を活用した学習スペースやフリースペースを開設 ・若者のニーズに合わせた講座・イベントの開催	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 2-2 青年期の遊びと学びの充実 2-4 多様な遊びと学びの機会の保障 3-1 子どもの権利保障と環境づくりの推進 4-2 リカレント教育の充実 8-1 放課後の子どもの居場所づくりの推進 8-3 地域づくりの推進
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 7地区公民館（第三地区・城東・白板地区・島内・芳川・寿・庄内地区）で、若者のフリースペースを開設しました。令和8年1月末までの間に4,251人が、勉強や読書、ゲーム等で利用し、その結果、常連も増え、公民館が身近な存在になりつつあります。また、利用者の中には、地域のイベントを一緒に手伝うなど、「ほど良い距離感」のなかで関係性が構築され始めています。 b 様々な事情により家で過ごす子ども・若者の居場所として、松原地区と笹賀地区の公民館に「居場所支援ほっとスペース」を開設しました。 c 引き続き、4つの公民館（中央・松南地区・梓川・四賀）で通年利用できる学習スペースを開設するとともに、学校の長期休業に合わせて18館で、児童・生徒の居場所として公民館を開放しました。 d 7月27日に中央公民館で若者を主体とした音楽フェスを開催し、学校の枠を超えた若者同士の交流や活動発表の機会を生み出しました。 (i) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 7地区のフリースペース開放事業と居場所支援ほっとスペースは、若者の居場所づくりに留まらず、そこから公民館職員や住民等の大人との関わりが生まれ、地域社会とつながるきっかけになりました。（2-2、2-4、8-1、8-3）

イ 課題と方向性 若者のフリースペース事業では、利用者の定着や、公民館職員等の大人との「ゆるやかな関係性」の構築が進んだ公民館がある一方で、利用者数や関係性に地区差が見られました。定着に必要な要素や年代別のニーズが見えてきたことから、今後は各館の実態を把握し、状況に応じた対応を検討していきます。	
(3) 公民館活動への多様な住民参加（新規） 住民が義務感や負担感ではなく、やりがいや楽しみを感じ参加できるよう、公民館活動の内容や手法を見直しインターネットを活用した情報発信やＩＣＴの活用支援を推進 ＜具体的な進め方等＞ ・若者・女性・子育て世代・移住者等の幅広い住民参加を図るため、住民と地区公民館等が、本来の事業目的を踏まえながら事業の見直しを推進 ・松本市公民館チャンネル（ＹｏｕＴｕｂｅ）を活用した動画配信、デジタルディバイド解消のための学習講座の実施	第３次計画で主に関連する分野・方針】 ２－４ 多様な遊びと学びの機会の保障 ４－１ 社会教育活動の充実 ８－３ 地域づくりの推進
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 既存の地区イベント等について、住民と職員が話し合いながら、１３の地区公民館で１７件の見直し(新規事業含む)を実施しました。 (a) 芳川地区では、地区文化祭で世代を超えた交流の場を生み出すために、青空市やクイズラリー、筑摩野中学校生徒会ボランティアの企画・運営参画、部活動の地域展開を見据えた文化系サークルによる体験コーナーなどを新設しました。 (b) 内田地区では、選手集めの大変さ等から運動会中止の声が寄せられたことを踏まえ、地区内アンケートを実施しました。中止の意見が大多数となった半面、世代間交流の場づくりの重要性と、そのための新規事業への意見も多く出され、運動会にかわる新事業に向け、調整や話し合いを始めました。 (c) 松南地区と笹賀地区では、コロナ禍後のＰＴＡや子ども会育成会の担い手不足の現状に対し、公民館が組織運営や事業実施を支援することや、育成会役員ＯＢがサポート的に事業支援を行う仕組みづくりを進めました。 b 公民館活動や地域づくりへの関心を高めるため、地区の文化祭や公民館報作成の様子、未来へつなぐ私たちのまちづくりのつどいの基調講演などを、公民館チャンネル（ＹｏｕＴｕｂｅ）を活用して配信しました。 c １９地区で初心者向けのスマートフォン講座、相談会を行い、延べ６９７人の参加者がありました。このうち、安原、笹賀、新村の３地区では、地域住民が講座等の担い手に育ちました。 (イ) 第３次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 本郷地区文化祭への近隣中学校の参画、庄内地区防災運動会企画運営への児童の参画、高校生による芳川地区の歴史を語り継ぐ紙芝居作成など、地区公民館がつなぎ役となり、子ども・若者の地域への参画が進みました。（４－１、８－３） b 町内公民館活動への伴走支援を進めるに当たり、まずは町内公民館の現状や課題などを把握する実態調査を行い、地域コミュニティの絆づくりの一助としました。（４－１、８－３）	
イ 課題と方向性 (ア) 事業の見直しは、事業趣旨、地域性、住民ニーズ等を踏まえながら進める必要があり、そのためには、公民館職員のコーディネート力が重要となります。毎月実施する、公民館長や主事の研修会で必要なスキルを身に着けながら、地区の活動へつなげていきます。 (イ) デジタルディバイド解消のための学習の担い手が、主に公民館職員となっているため、地域住民による人材育成のための事業を展開します。	

(4) 池上百竹亭の在り方検討（新規） 観光施設としての需要も見込まれる池上百竹亭について、生涯学習施設以外の用途での活用を検討 ＜具体的な進め方等＞ ・生涯学習施設以外の幅広い活用検討のため、暫定的に直営による施設管理の実施 ・主に日本の伝統文化に係る企画を試行し、生涯学習施設にこだわらない活用方法を検討 ・施設利用団体や関係課と協議しながら方向性を検討	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4－5 社会教育関係施設の整備・充実 9－2 文化遺産の保存と活用
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a ゆかたキャンペーン実行委員会主催により、お盆期間中に茶会体験会や箏演奏会、野菜や小物販売等の事業に共催し、松本城の観光客等をターゲットに誘客を図りました。 b 松本城と開智学校を結ぶエリアの活性化を図る市民活動「国宝の架け橋リビング」に合わせ、11月1日、2日に書道展を開催し、2日目には書道体験講習会を行いました。 c 公共施設マネジメント課とスモールコンセプションに向けた協議を行い、民間活用の可能性について検討していく方針となりました。 d 百竹亭の活用方法について民間事業者等からアイデアを募るため、サウンディング調査実施に向けた検討を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 瓦の劣化に伴う雨漏りが発生していたため、屋根の葺き替え工事を実施しました。 (4－5、9－2)	
イ 課題と方向性 (ア) 使用団体による施設利用は今後も一定程度継続することとしており、観光的な活用を図るうえで、これらの両立がスモールコンセプションなど民間事業者の参入にあたって配慮が必要です。 (イ) 民間事業者の参入の可能性を探るため、まずは令和8年度にサウンディング調査を実施します。 (ウ) 幅広い活用を図るためには、施設の修繕や施設の物語性を高めるサイン類の整備、近隣施設との回遊性等も計算に入れた周辺整備計画について検討します。	
(5) あがたの森文化会館運営体制の見直し（新規） 重要文化財旧松本高等学校本館、講堂を適切に管理していくための見直しの実施 ＜具体的な進め方等＞ ・旧松高校舎の現地管理以外の業務を文化財課に移管するなど適切な関係課の役割分担について検討 ・あがたの森文化会館の貸館、施設管理業務に係る指定管理者制度の導入を検討	第3次計画で主に関連する分野・方針】 4－5 社会教育関係施設の整備・充実 9－2 文化遺産の保存と活用
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 旧松本高等学校の保存整備事業の所管について、文化財課への移管や文化財課職員の併任等の方法を検討した結果、文化財課が専門的見地から指導・助言を、生涯学習課が現場での保存活用事業を担うという役割分担で対応する方針としました。 これにより、貸館と施設管理業務への指定管理者制度の導入は、当面見送ることとしました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 文化庁の指導助言の元に重要文化財旧松本高等学校本館及び講堂保存活用計画の見直しを行い、速やかに対応すべき課題や活用事業を見だし、国、県と共有しました。 (4－5、9－2)	

イ 課題と方向性

- (ア) 一部のヒマラヤスギなど重要文化財建造物に危険を及ぼす恐れのある樹木の伐採をはじめ、外周木部の腐朽の原因となる雨樋等の雨水排水の改善などの緊急性を有する保存上の課題については、他に優先して修理を進めます。
- (イ) 夏の酷暑の時期でも施設を安全に利用していただくため、冷房設備の整備に取り組みます。

令和7年度事務事業報告

課名： 中央図書館

1 事務事業の概要

図書館は、市民にとって単に本を借りるという場所だけでなく、もっと知りたい、もっと深めたいという興味・関心や好奇心を支え、多種多様な情報や学習機会を提供する生涯学習の拠点施設です。

社会の変化や市民ニーズを踏まえ、地域が抱える様々な課題の解決や暮らしに役立つ資料・情報の収集に努めるとともに、新しいつながりや交流の拠点となるべく、図書館自らが積極的に情報発信、提供を行い、市民の生涯を通じた学びを支える地域の情報拠点として、松本市図書館の基本理念「出会う つながる ガク都の広場」の実現を目指します。

2 中央図書館の総合評価

	自己評価	評価の理由
重点目標の達成度	A	・人と情報、情報と情報、人と人をつなぐ地域の情報拠点としての図書館の役割を果たすために、「ライブラリレーまつもと」を12回、「暮らしに役立つ図書館講座」を14回、継続的に実施することができました。 ・外部アドバイザーの助言のもと、中央図書館改修工事後の配置検討やサービス向上検討班による学校連携・書店連携の実現、健康・医療支援の展示や講座の開催を実施した他、利用者が資料を探しやすくなるよう請求記号の見直しを行いました。 ・中央図書館の大規模改修について、基本設計を実施しました。また、休館中のサービス提供のため、図書資料及び仮事務室の移転等の検討を行いました。 ・新たに図書館の公式LINEアカウントを開設しサービス向上・情報発信に努めるとともに、全館の資料にICタグを貼付しセルフ貸出機等の導入を行い、ICTを活用した利用者の利便性の向上に努めました。 ・ブックスタート、セカンドブック、サードブック事業の実施により、乳幼児から小学校1年生までの子どもが継続的に読書に親しめる環境整備に努め、今年度はサードブックの本の見直しを行いました。
社会情勢への対応（任意）		松本市図書館公式LINEのアカウントを開設、アカウント連携することで、利用者バーコードの表示や貸出・予約資料の確認ができるようになり、プッシュ配信で図書館のイベント案内などの情報発信ができるようになりました。
事務事業の効率化（任意）		・閉架書庫の長期末利用の蔵書と県立図書館所蔵データの突合を行い、除籍対象の蔵書をリスト化して一括処理を行いました。 ・ICタグを導入したことで、効率的な蔵書点検が行える見込みです。

3 令和7年度における重点目標の成果と課題

【第3次計画で主に関連する分野・方針】

(1) 松本市図書館未来プランに基づく事業の推進（継続） 令和4年10月に策定した「松本市図書館未来プラン」に位置付けられた「施策の柱」及び「具体的な取組み」に沿って事業を推進し、基本理念「出会う つながる ガク都の広場」を具現化するための取組みを推進 ＜具体的な進め方等＞ ・「ライブラリレーまつもと」及び「暮らしに役立つ図書館講座」の継続実施 ・博物館・美術館・文書館とのMLA連携※¹及び松本まろごと学都構想の視点による公民館・博物館・文化財課・	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-2 リカレント教育の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実 9-1 文化芸術・歴史の魅力の発信
---	---

文化施設との事業連携 ・ビジネス支援関連コーナーの積極的広報と研修への職員派遣 ・松本城三の丸エリアビジョンに基づく、三の丸エリア庁内プロジェクトチームとの連携 ・SNSを活用した情報発信 ・サービスポイント※²の検証・検討 ・毎月第4金曜日の全館休館日を利用した職員研修の実施及び図書館に関する研修会への職員派遣 ・図書館サービスの充実を図るための外部アドバイザー登用 ・まちなか図書館設置の検討 ※1 博物館（Museum）、図書館（Library）、文書館（Archives）の間で行われる種々の連携や協力活動 ※2 サービスポイント：蔵書管理はなく、主に図書館の予約資料の受渡しと本の返却に特化した場所	
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 地域で活躍する方を講師として迎えた講演会「中央図書館トークライブ ライブラリレーまつもと」を12回開催しました。書店員・学芸員・医師・研究者など広い分野から講師を招聘し、参加者と地域で活躍する方を結ぶ企画として定着を図ることができました。 b 暮らしに役立つ図書館講座として、投資信託や税の基礎知識、ラジオ体操等の市民の生活に密着した様々な課題の解決に役立つ講座を開催しました。併せて関係する図書館資料の展示や資料案内の配布も行い、資料の貸出につなげることができました。 c 医療機関と連携し、健康・医療支援講座として、がんの緩和ケア、がん相談支援センターについて知る講座を開催しました。 d 旧開智学校と連携し、「図書館のお仕事&昔の授業体験ツアー」の開催、中央図書館所蔵の「松本史料叢書」のデジタル化を文書館で行うなどのMLA連携や、地区公民館に出向いて図書館・サービスポイントの案内、LINE連携やデジとしょ信州の使い方を学ぶ講座を開催しました。 e ビジネス支援として仕事サポートミニコーナーを設置し、仕事に関わる様々なテーマで資料の展示や、行政機関のビジネス関連のチラシを設置しました。関連資料のガイドを作成し、定期的にホームページで発信するほか、サザンガクへの各種データベースの周知パネルの設置を行いました。 f 松本城三の丸エリアビジョンに基づき、中央図書館が含まれる旧開智学校界隈の地域の方や書店と連携し、開智公園で3回の青空図書館や青空本市、ワークショップを行うことができました。 g Facebook 96件（フォロワー数504）、X（旧Twitter）142件（フォロワー数267）、公式LINEは月2回程度の情報発信を行いました。（友だち登録4,713人） h 村井駅・四賀公民館図書室のサービスポイントについて利用状況の検証を行い、詳細な結果はこれからですが、両サービスポイントとも「便利になって良かった」という声があり、村井駅は16才～30才、四賀公民館図書室は13才～15才、41才～50才の利用割合が高いことがわかりました。 i 職員研修は、毎月第4金曜日の全館休館日を利用し、庁内研修や外部講師を招聘した研修など合わせて年間11回行いました。また、ビジネス支援図書館推進協議会主催のビジネス・ライブラリアン講習に職員を派遣しました。 j 松本市の図書館サービスの向上のため、昨年度に引き続き外部アドバイザーの助言に基づき、図書館サービス向上検討班による、中学生の展示などの学校連携や、書店主と図書館員のおすすめ本を紹介する書店連携などを実施したほか、請求記号の細分化見直しを行いました。 k 庁内関係課で中心市街地への図書館設置について検討しました。	

	(イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 仕事サポートミニコーナーに10テーマ、32展示を行い、ビジネス支援につながる情報提供を行いました。(4-2、4-3) b 学都松本推進事業の一環として、図書館・旧開智学校の連携による「図書館のお仕事&昔の授業体験ツアー」を開催しました。(4-3、9-1) イ 課題と方向性 松本市図書館の基本理念「出会う つながる ガク都の広場」の具現化のため、今後も市民に利用してもらえるよう積極的なサービス展開と情報発信・提供を行い、引き続き未来プランに沿ったサービスの充実に努めます。
(2) 中央図書館の大規模改修(継続) 中央図書館は平成3年の開館から33年が経過し、施設の老朽化や電気・機械設備等の不具合が課題。多くの市民が利用する図書館の快適な環境整備のため、施設の維持管理に必要な機能回復を目的とした大規模改修を進める <具体的な進め方等> ・令和4年度実施の劣化度調査及び令和5年度実施のアスベスト調査を踏まえ、基本設計を実施 ・実施設計に向けた計画・準備 ・改修工事期間中における図書館サービスの継続方法を引き続き検討	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
	ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 a 基本設計を実施し、改修箇所や内容等、基本的な設計をまとめました。 b 開架資料の移転先調査を行い、候補地に一定の目途が付きしました。 c 事務室移転先及び休館中のサービスについて検討を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 a 職員ワークショップを開催し改修コンセプトの検討を行いました。 b ワークショップでの検討事項を更に中央職員で検討し、基本設計に反映してもらいました。(4-3、4-5) イ 課題と方向性 (ア) 基本設計の内容がより具体化され、快適な環境整備と利便性向上に繋がるよう実施設計に取組みます。 (イ) 休館中のサービスの提供方法や分館サービスの充実等、引き続き検討していきます。
(3) 電子図書館の導入とICTの利活用(継続) ICTを活用し、時間や空間の制約を受けず、誰でも気軽に情報にアクセスできる図書館サービスを充実。また、市民の情報拠点として迅速かつ正確で多種多様な情報を提供できる環境を整備 <具体的な進め方等> ・貸出・返却作業などの効率化による利用者の利便性向上と、非対面によるプライバシー保護を図るため、図書館資料へICTタグを貼付しセルフ貸出機等を導入 ・様々な状況により図書館への来館が困難な人や、視覚的に障害があり読書が困難な人も読むことができる「電子書籍」を用いた電子図書館サービスとして、県と県内市町村による協働電子図書館事業(デジとしょ信州)を引き続き提供。また、利用促進に向けた広報活動や使い方講座を実施するとともに、近隣小中学校をモデル校とし児童生徒の登録を進め、全小中学校への周知も行い、今後の学校連携について検討 ・新たな情報提供の形として導入を進めた、オンラインデータベースの効果検証を進め、利用促進に向けた広報や	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実

使い方講座を実施 ・LINEに図書館独自のアカウントを構築し連携することで、LINE上での貸出カードの表示や各種通知を行い、利用者の利便性向上と広報の強化	
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 - a 貸出・返却作業などの効率化による利用者の利便性向上と、非対面によるプライバシー保護を図るため、図書館所蔵資料にICタグを貼付し、松本市図書館全11館にセルフ貸出機、中央図書館及び南部図書館に自動返却機及びセルフ予約棚を設置しました。 - b 貸出処理漏れや不明資料の発生抑止のため、松本市図書館9館にセキュリティゲートを設置しました。 - c 蔵書点検の作業効率化を図り、蔵書点検期間を減らすため、蔵書点検を行うことができるIC機器を5基導入しました。 - d LINE上での貸出カードの表示や各種通知を行い、利用者の利便性向上と広報の強化を図るため、LINEに図書館独自のアカウントを構築、図書館システムと連携し、青空図書館やライブラリレーまつもと、暮らしに役立つ図書館講座などの魅力的なイベントの情報発信を行いました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携について 利用者の増加のため、LINEやデジとしょ信州の使い方を学ぶ講座を5地区公民館で10回、中央図書館で1回実施しました。また、広報まつもとやラジオ放送で周知するなど広報の強化を図りました。デジとしょ信州はきこえない・きこえにくい人向けに体験会を開催しました。(4-1, 4-3) イ 課題と方向性 (ア) 令和8年3月に供用開始したIC機器の利用促進のため、利用者に対して継続して周知を行います。 (イ) LINEの利用促進を図るとともに、LINE上での広報を強化します。	
(4) 子どもの読書活動の推進（継続） 子どもが読書に親しめる環境づくり、子どもの読書活動の普及・啓発及び子どもと本をつなぐ人材の育成、家庭・地域・団体・学校・施設等の連携体制づくりを推進 <具体的な進め方等> ・関係機関と顔の見える体制づくり ・子ども向けおすすめ本リストの見直し ・読書活動に意欲的にかかわる人材の養成、活躍の機会を創出 ・第2次子ども読書推進活動計画の未実施事業の検討	【第3次計画で主に関連する分野・方針】 1-2 乳幼児期の遊びと学びの充実 2-1 学童期の遊びと学びの充実 4-1 社会教育活動の充実 4-3 地域の情報拠点としての図書館機能の充実 4-5 社会教育関係施設等の整備・充実
ア 事業成果 (ア) 事業の達成状況 - a 保健センターと書店、ボランティアと連携してブックスタート、セカンドブック事業を実施しました。また、学校司書との合同研修会を開催し顔の見える関係づくりを行いました。 - b 令和7年度は、サードブック事業のリストの見直しを行うため、作業部会を3回開催し、新しいブックリストを作成しました。令和8年5月中に更新後のサードブック及びリストを市内小学校に設置します。 - c 学都松本子ども読書活動推進委員と連携し、読み聞かせボランティア学びを深める実践講座（5回）、子ども読書活動スキルアップ講座（4回）を実施しました。 - d 第2次子ども読書推進活動計画の未実施事業の一つである、「お楽しみ絵本便」※1を出前講座としてメニュー化し2回実施しました。 (イ) 第3次計画において位置づけた「関連する分野・方針」との連携についての達成状況 青空図書館をはじめ各館において子どもや、小さいお子さん連れの保護者が親子で安心して図書館を利用できるお手伝いをする、図書館デビューの応援に取り組みしました。 (1-2、2-1、4-1、4-3) ※1 季節やイベントに合わせた絵本セットを作成し、保育園・幼稚園などへ届けたり読み聞かせを行うもの	

イ 課題と方向性

- (ア) 学都松本子ども読書活動推進委員会での意見をもとに、継続して第2次計画の未実施事業の検討を行うなど、今後も子どもの読書活動を推進します。
- (イ) サードブック事業は、令和8年度に更新するため、併せて小学校への読書活動の啓発に力を入れていきます。

報告第 4 号

松本市あがたの森文化会館管理運営委員会委員及び指導助言者の委嘱について

1 趣旨

松本市あがたの森文化会館管理運営委員会設置要綱第3条及び第7条の規定に基づき、新たに委員及び指導助言者を委嘱することについて報告するものです。

2 委嘱予定者

別紙名簿のとおり

※指導助言者は職名委嘱をするもの

3 任期

委嘱の日から令和10年3月31日まで

4 松本市あがたの森文化会館管理運営委員会設置要綱（抜粋）

（所掌事項）

第2条 委員会は、教育委員会の求めに応じ、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 文化会館の管理運営に関すること。
 - (2) 重要文化財旧松本高等学校の保存活用に関すること。
 - (3) 保存活用計画の進行管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項
- （組織等）

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 旧制松本高等学校卒業者
- (2) 信州大学文理学部同窓会役員
- (3) 文化会館利用団体の代表者
- (4) 有識者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする間とする。

(指導助言者)

第7条 委員会に、必要に応じ、指導助言者を置く。

2 指導助言者は、第2条に掲げる事項に対して指導及び助言を行う。

3 指導助言者は、関係機関等の職員のうちから、教育委員会が委嘱する。

担当	生涯学習課
課長	廣田 圭男
電話	32-1132

令和8年度 松本市あがたの森文化会館管理運営委員会 委員名簿（案）

1 委員

区 分	氏 名	役 職 等	在任期間
信州大学文理学部 同窓会役員	か ち ひでゆき 可知 偉行	信州大学文理学部 同窓会長	再任 (5期目)
文化会館利用団体 代表者	まるやま しゅうじ 丸山 修二	松本交響楽団 理事長	再任 (3期目)
	お ぼ た しゅうこ 小幡 周子	創作人形教室 代表	再任 (3期目)
	なかじま けいこ 中島 恵子	信濃アルプホルンクラブ 代表	新任
有識者	ほ や の しげお 梅干野 成央	松本市文化財審議委員会 委員 (建築史)	再任 (2期目)
	わたなべ やすし 渡邊 泰	元塩尻市文化財課 課長(文化財 建造物の保存・活用)	再任 (2期目)

※松本市附属機関等の設置等に関する要綱第4条第1項第7号に、委員の在任期間等は「3期又は6年を超えないものとする」と規定されていますが、可知委員は信州大学文理学部同窓会長であるため、同条第2項第1号の規定により「当該附属機関等の所掌事務に密接な関係を有する団体を代表する者」として、選任するものです。

2 指導助言者（予定）

関係機関等
文化庁 文化資源活用課 調査官
長野県県民文化部 文化振興課 文化財係 指導主事

※指導助言者は、委員会の議題に基づいた適切な担当者を上記関係機関等の職員から選任いただくものです。

教育委員会資料
8. 3. 26
教 育 政 策 課

周知事項 1

教育文化センター「See You Againイベント」の開催について

1 趣旨

教育文化センター再整備工事に伴い、令和8年4月から長期臨時休館となるため、これまでの利用への感謝を込め、標記イベントを開催することについて周知するものです。

2 概要

(1) 日時 令和8年3月29日（日） 10時～16時

(2) 会場 教育文化センター（2Fロビー、科学展示室、プラネタリウム等）

(3) 内容

ア ワークショップ

（科学工作、プログラミング、世界一新しい花こう岩、床タッチプロジェクター）

イ 教文の思い出の場所で記念撮影

ウ プラネタリウム無料投映

3 参加料

プラネタリウムも含め無料

4 申込み方法

事前申込みは不要ですが、一部のワークショップは当日整理券を配布します。

5 周知方法

(1) 市ホームページ、LINE便及び教育文化センターX

(2) 館内にチラシ配置及び掲示

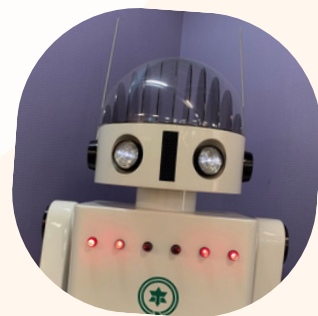
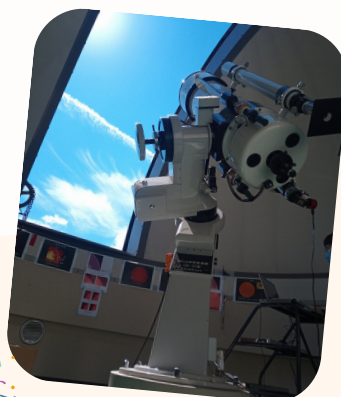
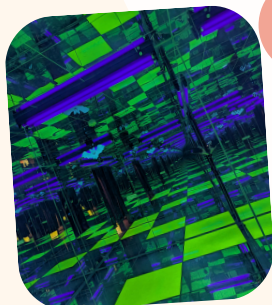
担当	教育政策課
課長	小西 えみ
電話	33-3980

松本市教育文化センター

See You Again イベント

3/29(日)10:00～15:30

今までの感謝を含めて、教文を無料開放します！
ぜひ遊びに来てね！



タイムテーブル

10:00～10:50 ワークショップを楽しもう

- A 科学工作 ～葉脈しおりを作ろう～
- B プログラミング ～ロボットカーで遊ぼう～
- C ブラタモリで紹介された花こう岩に触れてみよう
- D 床タッチプロジェクターで遊ぼう

11:00～12:00 教文の思い出の場所で 記念写真を撮ろう



- A 天体観測室へ行って30cm反射望遠鏡と記念撮影
- B プラネタリウムで記念撮影
- C 科学展示室の中のお気に入りと記念撮影
- D 花こう岩ベビーと記念撮影



各場所で記念写真を撮ると、職員が星座スタンプを押します。春夏秋冬の星座スタンプを集めた方に、2Fロビーにて記念品をプレゼントします。
撮影はご自分のカメラやスマホをお願いします。

13:30～14:15 プラネタリウム無料投映①

「名探偵コナン 星影の魔術師」＋ライブプラ

14:45～15:30 プラネタリウム無料投映②

オールライブプラネタリウム

「See You Again プラネ」

教文職員のオススメや思い出の星空・天文現象を中心に紹介します！

科学展示室は17時まで遊べます！

3月31日も9時～17時まで遊べます。ぜひ来てね☆彡



お知らせ

参加費・観覧料 すべて無料

申込 事前申込不要

各イベント会場については、
当日掲示される会場案内図で
ご確認ください。

お問い合わせ

松本市教育文化センター

〒390-0221松本市里山辺2930-1

☎0263-32-7600

